

西東京市 第2次みどりの基本計画

～みどりと人が関わり 健康なまちを未来へ 西東京～

令和6（2024）年3月
西東京市



はじめに

西東京市は、「武蔵野の原風景の面影を残す屋敷林・雑木林・農地」が市内各所に存在し、都心に近いながらも身近にみどりが感じられる環境を持つ住宅都市として発展してきました。

このような豊かなみどりを含め、まちの環境を大切に残していくため、本市は、「みどりに包まれたまち『西東京』」の実現に向けて、平成16(2004)年に「西東京市みどりの基本計画」を策定し、みどりの保全と創出に取り組んでまいりました。

しかし、近年は相続や宅地開発等により、貴重なみどりが減少傾向にあり、みどりを持続的に守りながら都市の発展を図ることが求められています。また、みどりの保全や整備においては市民の皆様のご意見や参画が重要であり、地域で活動する多様な主体と連携してみどりを守り育てる意識を高め、良好な環境を次世代につなげていくことが必要になっています。

この度、本市を取り巻く環境・社会状況の変化を踏まえ、新たに「西東京市第2次みどりの基本計画」を策定いたしました。

本計画は、目指す将来像を「みどりと人が関わり 健康なまちを未来へ 西東京」とし、その実現を目指すための基本方針として、「西東京市の特徴あるみどりを育む」、「みどりを支えたいと想う人を増やし、人の輪を広げる」、「市民とみどりをつなげ、人々の心身を豊かにする」、「まちづくりの多様な分野でみどりを活かし、健康なまちにする」と定めました。

みどりの保全・活用に取り組む上では、「次世代への責任ある選択」を基軸として分野横断的に取り組む施策である「ゼロカーボンシティ戦略」等の「環境施策」や「子どもが『ど真ん中』のまちづくり」の実現に向けて取り組む「子ども施策」とも連携しながら、地域と一体となって施策を推進していく視点が重要であると考えておりますので、市民の皆様のご理解とご協力をよろしくお願い申し上げます。

最後に、本計画の策定にあたり、ご尽力を賜りました緑化審議会の委員の皆様をはじめ、貴重なご意見をお寄せいただきました市民の皆様に深く感謝申し上げます。

令和6年3月

西東京市長 池澤 隆史



西東京市のみどりの現況

～ 西東京市を特徴づけるみどりとは ～

今日の西東京市のみどりの土台

■ まちの成り立ち

西東京市は平成13(2001)年に旧保谷市と旧田無市が合併して誕生しました。旧保谷市域では水が豊かで、畑作農業を中心としてまちが形成されました。一方で、旧田無市域は、旧保谷市域ほど水が豊かではなかったものの、青梅街道沿いの田無宿を拠点とした近世村落を中心にまちが形成されました。



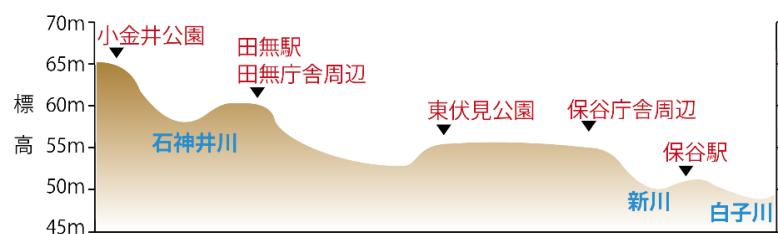
— 江戸時代後期の旧村図 —
参考:西東京市文化財保存・活用計画
(平成28(2016)年3月)

この土台のもと、暮らしの中で多様なみどりが育まれてきました

■ まちの地形

西東京市は武蔵野台地のほぼ中央に位置し、全体的には起伏の少ない平坦な土地です。市域には石神井川と白子川と新川の3本の川が、南西から北東方面へ流れています。台地内の豊かな地下水を水源とし、白子川や石神井川に形成された谷地も存在し、多様なみどりの表情をみせています。

— 市内の地形の模式図 —



西東京市には約 20 万人の市民が暮らしています。まちの基盤となる自然環境に人々が関わってきたことで、本市には屋敷林や雑木林、農地、公園などに表れる特徴的なみどりが存在しています。

本計画はこうしたみどりをまもり、整え、つくり、活かし、伝えていくための今後 10 年間の施策を示しています。

人の暮らしと自然の関わりの中で育まれた西東京市のみどり

人々の営みと自然の調和の中で生まれた、多様なみどりが、人々に愛され、大切に育まれています。

■武蔵野の人々の暮らしが生んだ 原風景のみどり

“武蔵野の原風景”である屋敷林や雑木林と農地の景観が形成され、『下保谷四丁目特別緑地保全地区』をはじめ、現在も市内の各所に武蔵野の原風景となる緑地が残っています。



■暮らしの軌跡を残すみどり

玉川上水沿いの『小金井（サクラ）』や社寺林など古くから愛されるみどりや『下野谷遺跡』などのかつての暮らしを表すみどりの空間が残されています。



■暮らすための生業のみどり

市域の約 9 %が農地であり、市内での貴重な緑地空間となっています。また、農業体験農園や市民農園として、市民が身近な生活の中でみどりに親しむことができる場ともなっています。



■暮らしを豊かにする都市型のみどり

住宅都市として『ひばりが丘団地』などの団地開発や再生、現在も進む駅周辺の開発などがなされ、それらに合わせて住環境をより豊かに、快適にするためのみどりが創出されています。



目次

第1章 みどりの基本計画について	1
1-1 概要	1
1-2 みどりの機能	2
1-3 みどりのまちづくりにおける近年の社会動向	3
第2章 まちの概要	6
2-1 まちの成り立ち	6
2-2 自然環境	7
2-3 社会環境	11
第3章 みどりの概要	13
3-1 みどりの現況	13
3-2 協働のみどりのまちづくりの現況	26
第4章 計画の目指す姿	31
4-1 目標	31
4-2 みどりの配置方針	37
第5章 計画の推進に向けて	42
5-1 協働体制の構築	42
5-2 財源の確保	43
5-3 計画の進行管理	44
第6章 全体計画	47
6-1 施策体系	47
6-2 施策	49
I みどりをまもる	49
II みどりを整える	53
III みどりをつくる	54
IV みどりを活かす	58
V みどりを伝える	60
第7章 地域別方針	61
7-1 緑化重点地区	61
7-2 地域区分の考え方	61
7-3 地域別方針	62
資料編	89

第Ⅰ章 みどりの基本計画について

Ⅰ-Ⅰ 概要

(1) 目的

西東京市みどりの基本計画は、都市緑地法第4条に基づき策定される「緑地の保全及び緑化の推進に関する基本計画」で、緑地の保全及び緑化の目標や、その推進の方針・施策などを定めます。

市の緑地保全や緑化推進に関する総合的・長期的な計画として、施策の基本的な考え方や方向性を示し、防災・減災等に資するみどりの機能を考慮した上で、みどりのまちづくりを推進します。

(2) 計画期間

令和6(2024)年度から令和15(2033)年度まで(10年間)

※ただし、目標年度の中間年となる計画策定5年後(令和10(2028)年度末)を目途に、計画の進捗状況や本市を取り巻く環境・社会状況の変化に合わせて、計画内容の見直しを行います。

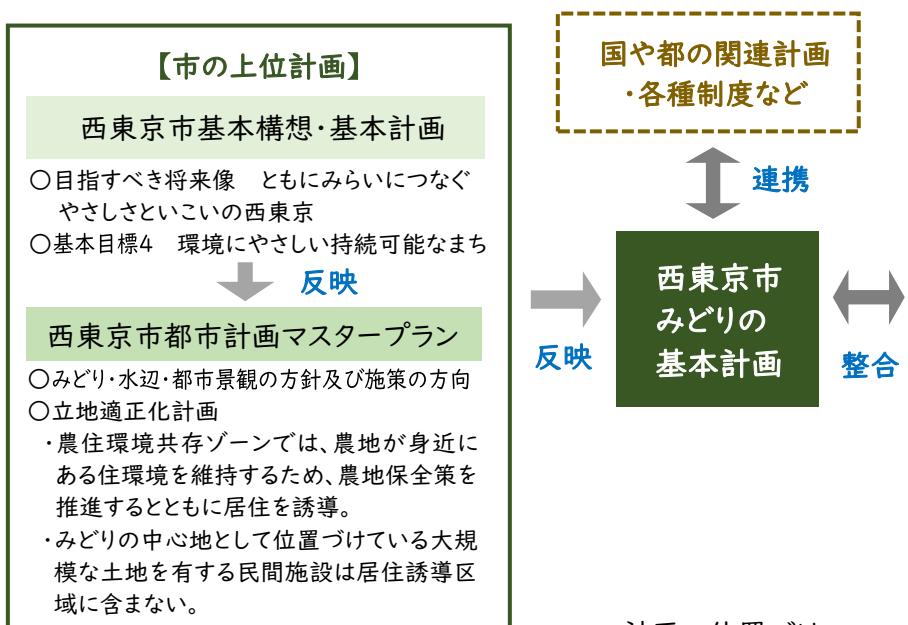
(3) 対象

市全域が対象です。

本計画におけるみどりとは、樹木や草花などの植物そのものに限らず、公園・緑地のほか、樹林地、水辺地、農地などを構成する土や水などを含めた自然環境全体のことを指します。

(4) 計画の位置づけ

西東京市みどりの基本計画は、市の最上位計画である「西東京市基本構想・基本計画」及び上位計画「西東京市都市計画マスターplan」の個別計画で、関連計画と整合を図りつつ、国・都とも連携しながらみどりのまちづくりを推進します。



- 【市の関連計画】
- 西東京市環境基本計画
 - 西東京市公園配置計画
 - 西原自然公園植生管理計画
 - 下保谷四丁目特別緑地保全地区保全活用計画
 - 西東京市農業振興計画 等

計画の位置づけ

I - 2 みどりの機能

みどりのまちづくりにおいて、みどりに期待される機能として、主に次のようなことがあります。社会や地域における課題を解決し、これからまちづくりを魅力的にしていくために、市民協働でみどりを活かしていくことが必要となります。

環境 人と自然が共生する持続的な都市環境の形成

都市のみどりは、人と自然が共生する都市環境を形成します。二酸化炭素の吸収、大気の浄化、ヒートアイランド現象の緩和、騒音・振動等を緩和します。都市農地や市民農園、農作物の直売所が近くにあることでフードマイレージを短縮でき、カーボンニュートラルへ貢献します。野生生物の生育地・生息地として生態系を構成し、生物多様性に貢献します。さらに、適切に配置されたみどりは、清涼な風を送り込む風の道を形成します。

防災・減災 グリーンインフラや発災時の拠点機能により、安全な都市を構築

都市のみどりを適切に配置し、確保することで、都市のレジリエンス性を高めることができます。グリーンインフラとして雨水の涵養や洪水の緩和に資する浸透性をもち、短時間の集中豪雨に伴う内水氾濫・外水氾濫のリスクを低減させます。また、大地震や大火災の発生時において、人々の避難場所や避難路、火災の延焼防止、消防活動やボランティア等の救援活動拠点、復旧活動拠点等としての機能をもちます。

景観・歴史文化 まちの構成要素として、まちの個性と魅力の形成・継承に貢献

都市のみどりを適切にまもり、活かすことにより、個性と魅力ある地域づくりを進めることができます。地域の気候や風土に応じて特徴ある多様性を有しており、四季の変化を実感できる快適な生活環境や美しい景観を創出します。地域の固有の文化や歴史の構成要素となることで、次代を担う子ども達の感受性を育み、市民生活にゆとりと潤いをもたらすことができます。

生活 みどりの活用により、健康的で潤いのある生活空間づくり

自然とのふれあい志向の増加、高齢化等に伴う健康への関心など、市民生活における健康づくり・レクリエーションへのニーズは変化しています。また、デジタル化が進む社会において、人と人のリアルな交流やイノベーションを生み出す場、心豊かな生活を支えるサードプレイスとして都市のオープンスペースの価値が高まっています。市民の生活の質を向上させる手段の一つとして、みどりのまちづくりが期待されています。

I - 3 みどりのまちづくりにおける近年の社会動向

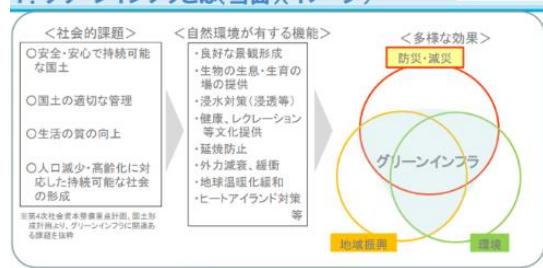
都市と自然が共生した社会構築に向けた動き

都市化の進展に伴い、都市の貴重なみどりが注目されています。国や東京都では、自然環境が有する機能を都市基盤の整備に活用する取組（グリーンインフラ）が推進され、都市農地の位置づけが変化し、防災・減災に向けた社会基盤の構築も進んでおり、流域治水の考え方も拡大しています。

本市では、西東京市農業振興計画を策定し、都市農業の振興を進めているほか、荒川水系（東京ブロック）流域治水協議会に参加し、流域治水の取組に参画しています。

平成 23(2011)年	東京都「農の風景育成地区制度」創設
平成 27(2015)年	第4次社会資本整備重点計画策定（グリーンインフラの推進を明記）
//	都市農業振興基本法制定
平成 29(2017)年	都市緑地法、都市公園法、生産緑地法、都市計画法、建築基準法改正（緑の基本計画の記載事項の拡充、都市公園の再生・活性化、緑地・広場の創出、都市農地の保全・活用に関する事項が盛り込まれる）
平成 30(2018)年	国土交通省「生物多様性に配慮した緑の基本計画策定の手引き」
令和2(2020)年	東京都「緑確保の総合的な方針」改定（新たな緑の確保地の設定および施策提示、生産緑地を保全すべき農地として明確化）
//	東京都「都市計画公園・緑地の整備方針」改定（優先整備区域（新たに重点的に整備すべき公園・緑地）の設定・拡大、優先整備区域内の建築制限の緩和）
令和3(2021)年	流域治水関連法の改正（気候変動の影響による降雨量の増加等に対応）
令和5(2023)年	東京都「東京グリーンビズ」始動

7. グリーンインフラとは（当面）（イメージ）



○防災・減災や地域振興、生物生息空間の場の提供への貢献等、地域課題への対応

○持続可能な社会、自然共生社会、国土の適切な管理、質の高いインフラ投資への貢献

16

国土交通省「グリーンインフラストラクチャー～人と自然環境のより良い関係を目指して～」

VII. 都市農業の多様な役割

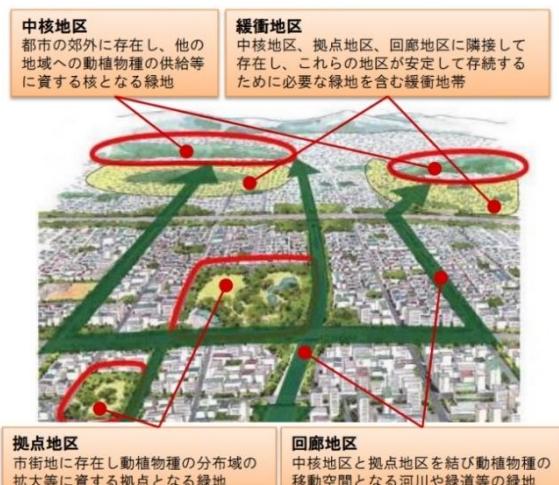


農林水産省「都市農業をめぐる情勢について」

図表4 エコロジカルネットワークの形成



国土交通省「流域治水の推進」



国土交通省「生物多様性に配慮した緑の基本計画策定の手引き」

みどりの魅力と価値の向上に向けた動き

都市計画、文化行政、健康福祉分野等とみどりの整備・活用は関連が深く、多様なまちづくりの動きが始まっています。特色あるまちづくりに向けて横断的な取組が期待されます。ウェル・ビーイングな暮らしの実現に向けて、地域資源を活かした魅力あるまちづくりの取組が広がっています。

公園における規制緩和が進み、民間活力による整備・管理・活用へ移行しつつあります。公園の主役が行政から地域・市民・企業へと変化しています。

本市では健康都市宣言を発出し、健康をテーマにしたまちづくりを進めているほか、西東京市文化財保存・活用計画、下保谷四丁目特別緑地保全地区保全活用計画、西東京市農業振興計画等を策定し、地域資源を活かしたまちづくりを推進しています。

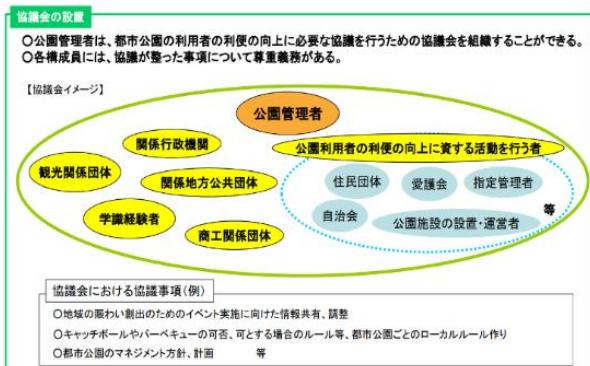
平成 27(2015)年 東京都「パークマネジメントマスター プラン」改定

平成 29(2017)年 Park-PFI(公募型設置管理制度)、公園協議会制度創設

平成 31(2019)年 文化庁「文化財保護法に基づく文化財保存活用大綱・文化財保存活用地域計画・保存活用計画の策定等に関する指針」

令和2(2020)年 都市再生特別措置法改正(まちなかウォーカブルの推進)

令和3(2021)年 スポーツ庁「スポーツ・健康まちづくり」優良自治体表彰制度創設



国土交通省「都市公園法改正のポイント」

※公園協議会のイメージ資料



健康都市宣言



文化庁「文化財保存活用地域計画パンフレット」



下保谷四丁目
特別緑地保全地区
保全活用計画



西東京市
農業振興計画

持続可能なまちづくりに向けた動き

2030 年に向けた持続可能な開発目標 (SDGs) が国際的に合意されています。誰もが利用しやすいユニバーサルな空間づくりの動きが進展しています。

気候変動問題の解決に向けて 2050 年のカーボンニュートラルを目標に取組が進行中です。また、Nature-based Solutions (自然を活用した解決策) が様々な社会課題の解決にも活用される取組として注目されています。

デジタル庁が設置され、デジタル技術を活用し、行政手続等の利便性の向上や行政運営の簡素化・効率化を図る取組が推進されています。まちづくりにおけるデジタル化と合わせ、みどりのまちづくりにおいても ICT 活用が期待されます。

本市では、ゼロカーボンシティ宣言が発出され、地球温暖化防止対策のための基金や表彰制度を設立しています。また、デジタル化の取組としてソーシャルネットワーキングサービスを活用した通報システムや、市民の健康づくりをサポートする健康ポイントアプリを導入しています。

平成 27(2015)年	持続可能な開発目標 (SDGs) 採択
//	国連気候変動枠組条約第 21 回締約国会議 (COP21) 「パリ協定」締結 (主要排出国を含む全ての排出国が CO2 排出削減努力の枠組み対象に)
平成 28(2016)年	国際自然保護連合 (IUCN) 「Nature-based Solutions (自然を活用した解決策)」を定義
令和2(2020)年	2050 年カーボンニュートラル宣言
//	スーパーシティ法成立 (国家戦略特別区域法の一部を改正する法律)
令和3(2021)年	デジタル庁設置
令和4(2022)年	国連生物多様性条約第 15 回締約国会議 (COP15) にて、30by30 (2030 年までに陸と海の 30%以上を保全する) 目標が決定
//	国土交通省「都市公園の移動等円滑化整備ガイドライン」改訂
令和5(2023)年	2030 生物多様性枠組実現日本会議 (J-GBF) ネイチャーポジティブ宣言 (生物多様性の損失を食い止め、反転させ、回復軌道に乗せる)



第2章 まちの概要

2-1 まちの成り立ち

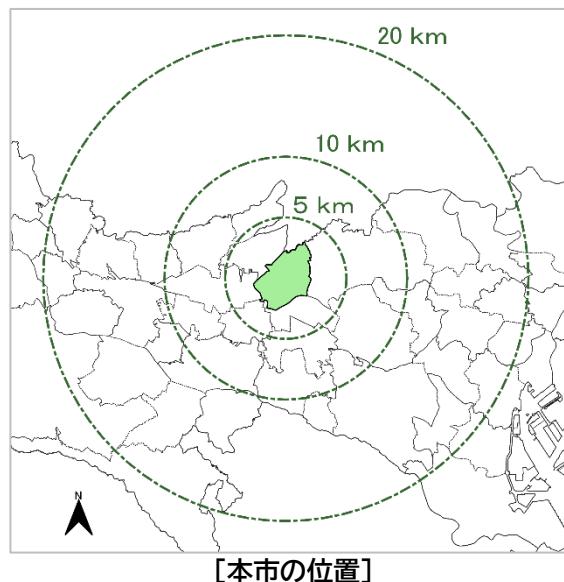
本市は、武蔵野台地のほぼ中央にあり、練馬区、武蔵野市、小金井市、小平市、東久留米市、新座市に囲まれています。

市域北部の白子川、中央部の新川（旧・白子川）、南部の石神井川の流域には、旧石器時代から縄文時代の遺跡が確認されていて、古くから人が定住していました。その後、弥生時代から平安時代後期（中世初期）にかけて、人々が定着した跡がほとんど見つかっておらず、これは、気候変動と生業形態を含む社会変化が原因とされており、石神井川や白子川の水量や水質も変化し、人々はより稻作農耕に適した地域へ移っています。

鎌倉時代に入ると、武蔵野台地にもさまざまな武士団が形成され、街道がつくられました。江戸時代には、青梅から江戸への中継地点であった箱根ヶ崎と中野のほぼ中央にあたる田無に、田無宿が置かれ、近世村落が誕生しました。

水が乏しかった田無宿に対し、田無宿以外の地域は、江戸の近郊農村として畑作農業を中心とした集落形成が進みました。強風や土ぼこりをよけるため、また薪炭の原料とするため等により、屋敷周りには屋敷林が形成されるほか、江戸幕府の命により、江戸で使われる薪炭、建築材料を得るために木々が植樹され、今日の「武蔵野の風景」としてなじみ深い、雑木林と農地の景観が形成されました。

明治時代以降、鉄道敷設とともに、田無は北多摩北部の中心地としての位置を失っていましたが、戦後、東京のベッドタウンとしてひばりが丘団地等大規模な宅地開発が行われ、さらに住宅地やマンションが急増し、人口が飛躍的に増加しました。宿場町の繁栄を引き継いだ田無市と新田開発を含む首都近郊農村から発展した保谷市は、各々独自の歴史文化を育んできましたが、平成13（2001）年に21世紀最初の新設合併として、西東京市が誕生し、現在に至ります。



[本市の位置]



[江戸時代後期の旧村図]

参考：西東京市文化財保存・活用計画（平成28（2016）年3月）

2-2 自然環境

(1) 地形

本市は、武蔵野台地のほぼ中央にあり、概ね平坦な地域です。等高線を取ると、南西から北東に向かって、なだらかに傾斜していることがわかります。市内の河川として、北から順に白子川、新川、田柄川、石神井川が、それぞれ西部より東部に向かって流れています。



[西東京市周辺の地形]

等高線：基盤地図情報

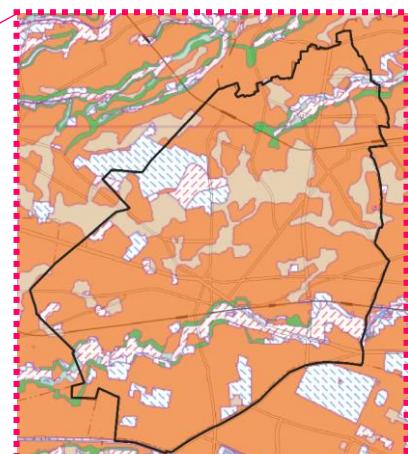
河川：西東京市浸水ハザードマップ（令和4（2022）年8月改訂）

(2) 地質

西東京市は武蔵野台地のほぼ中央に位置し、約1万年前より古い時代に形成された更新世段丘（関東ローム層・武蔵野面）の上にあります。河川沿いには人工堤防が築かれていますが、暗渠など一部の場所では自然地形の谷となっています。ひばりが丘団地周辺や武蔵野大学周辺などは硬い人工地盤となっています。



[土地分類基本調査（20万分の1）]



[凡例]

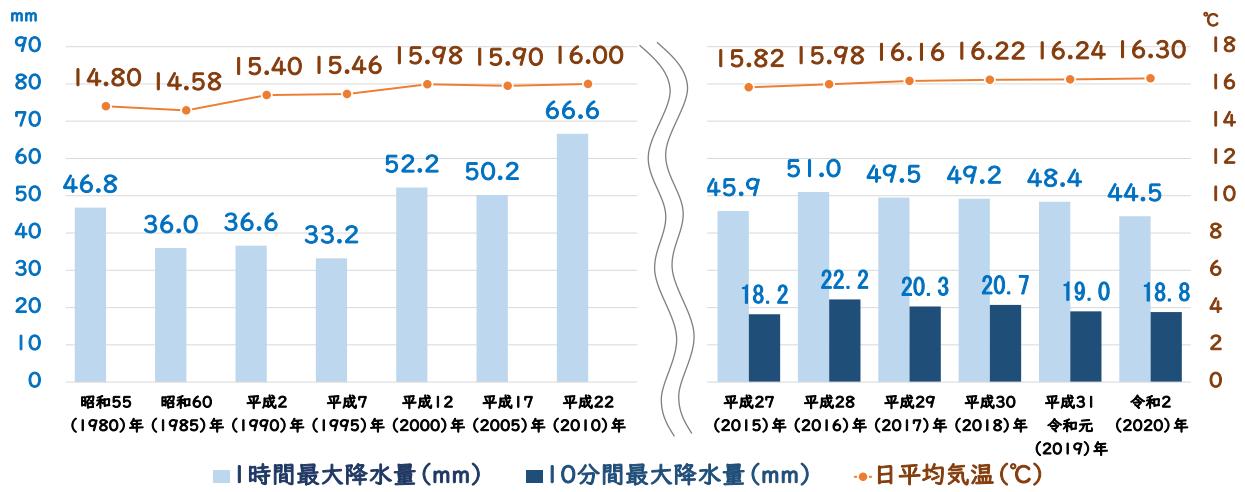
山地斜面等
台地・段丘（更新世段丘）
凹地・浅い谷
低地の一般面（谷底平野・氾濫平野）
人工地形（切土地）
人工地形（盛土地・埋立地）

[数値地図 25000（土地条件）]

(3) 気象

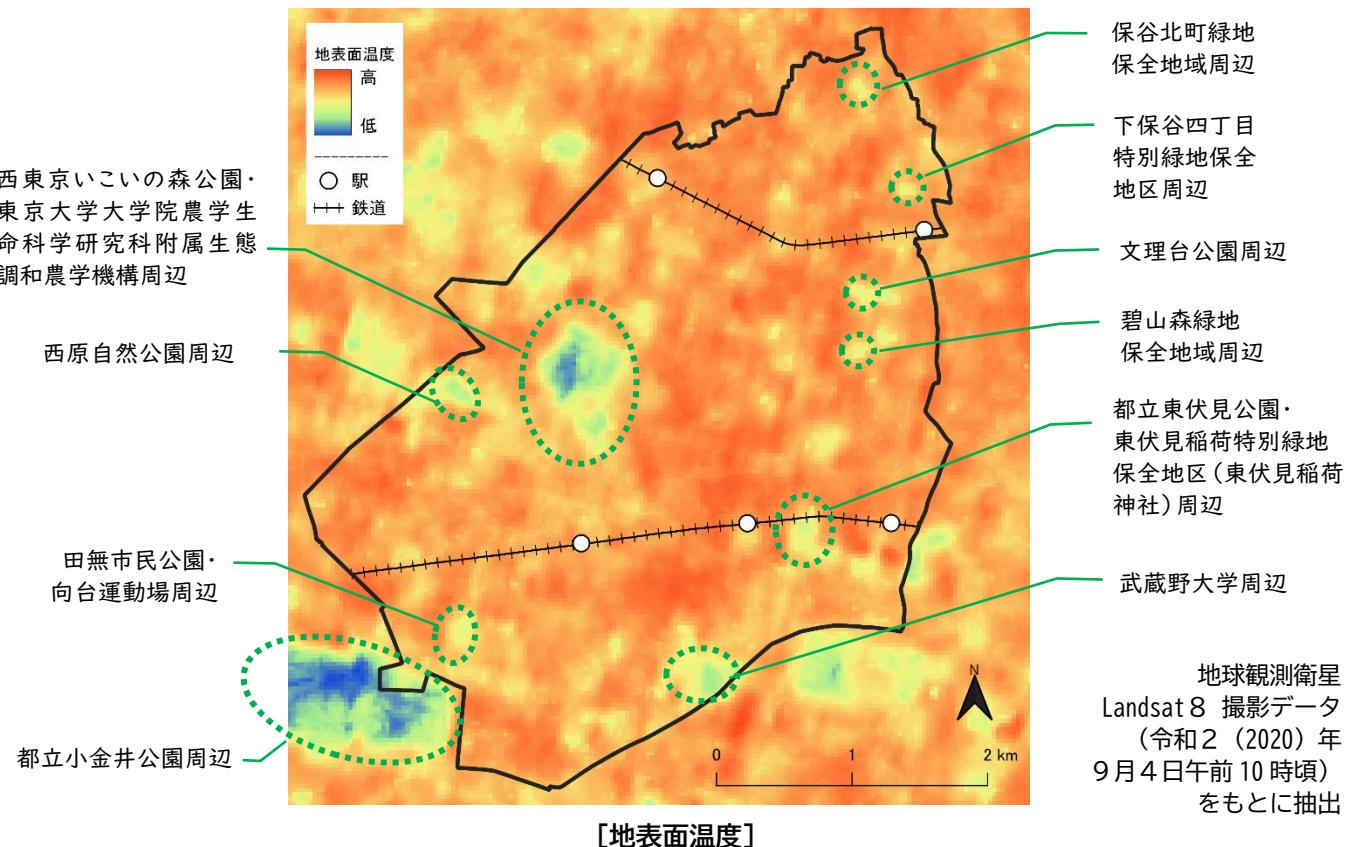
本市付近の気象環境として、日平均気温は概ね 16°C 前後ですが、緩やかな上昇傾向にあると考えられます。最大降水量は 1 時間当たりでは 30~70mm 程度、10 分間あたりでは 20mm 前後で推移していますが、特徴的な傾向はありません。

地表面温度をみると、市域の中で、コンクリートやアスファルト等で覆われた人工被覆面は温度が高くなっていますが、広い公園や緑地のある場所については、温度が低くなっていることが分かります。



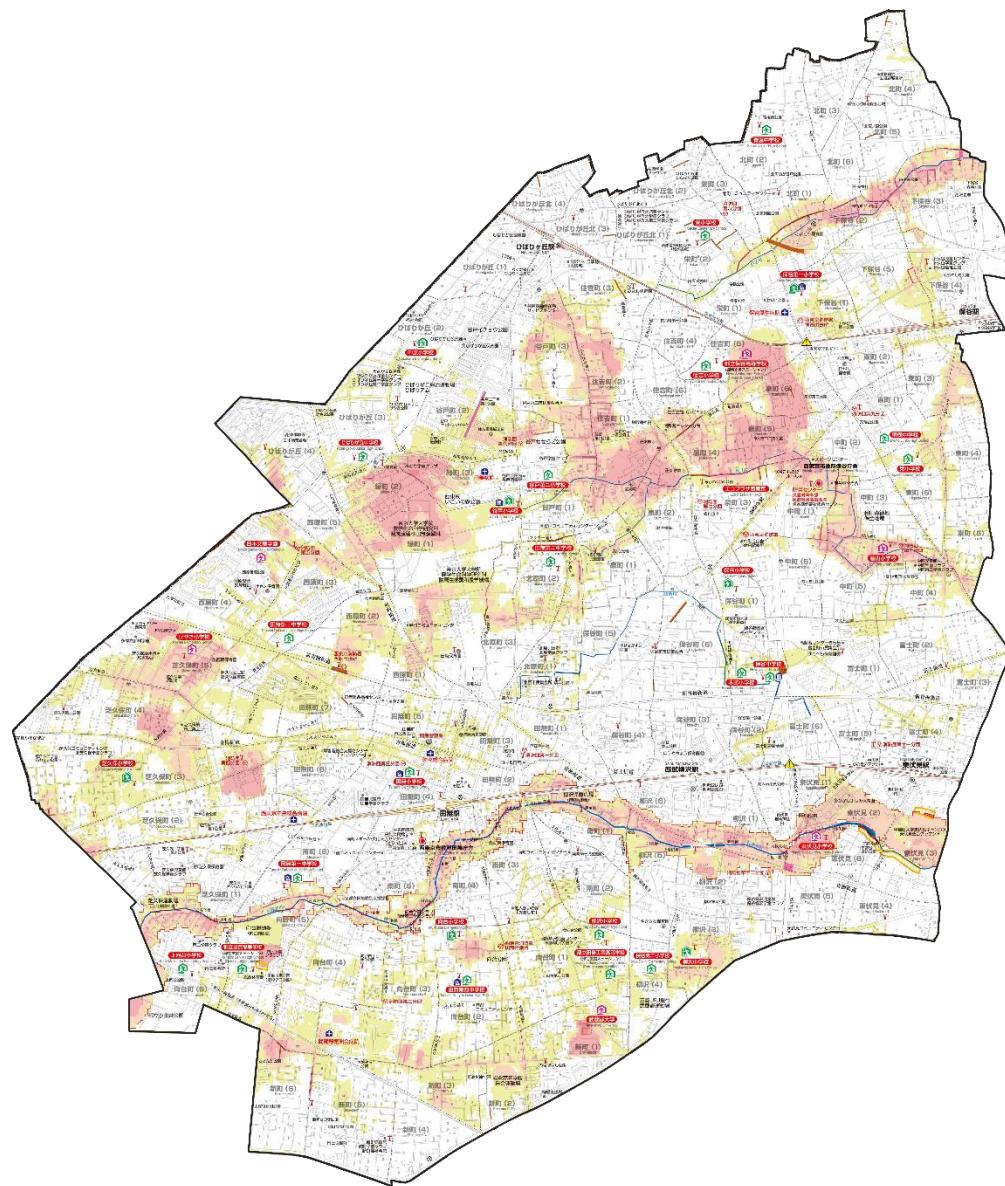
気象庁（練馬観測所の観測値を基に算出 平成 24 (2012) 年のみデータ欠損のため計算対象外）

[最大降水量と日平均気温の推移 (5年移動平均)]



(4) 災害リスク

災害リスクの一つに洪水等による浸水があります。浸水ハザードマップでは石神井川や白子川、新川周辺の低地部や、西部の東京街道周辺の想定される浸水深が深くなっています。



浸水深の目安	▼浸水深の色の見方		水深の目安
	5.0m以上	3.0~5.0m	
			5.0m 2階部分まで浸水する深さ
			3.0m 1階天井をこえて浸水する深さ
			1.0m 1階の床上までつかる程度
			0.5m 1階の床下までつかる程度
			0.1m

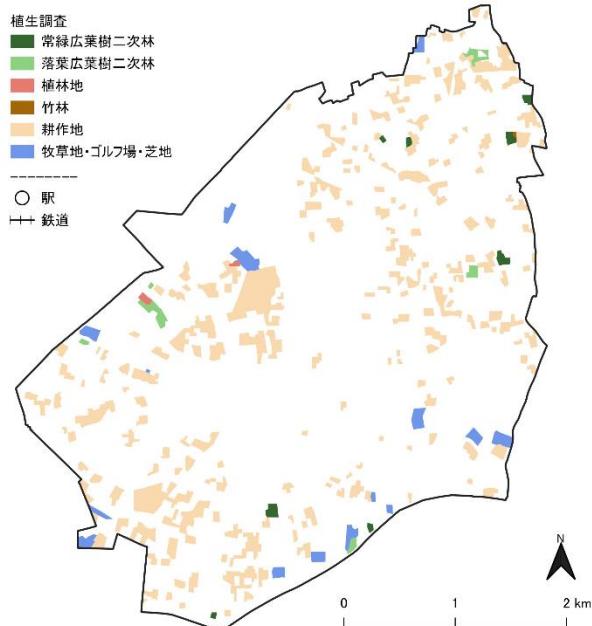
西東京市浸水ハザードマップ（令和4（2022）年8月改訂）

[浸水ハザードマップ]

(5) 植生

市内には常緑広葉樹林や落葉広葉樹林などの樹林がありますが、いずれも二次林です。公園や大学のグラウンド等を中心に草地もあります。

石神井川では、アカメガシワ、ヤマグワ等の先駆性樹種、ムクノキ、エノキ等の落葉広葉樹、オオバコ、ヨモギ等の路傍雑草、逸出種のイチジク、アサガオ等が確認されています。



[植生分布図]

環境省生物多様性センター「植生調査（1/2.5万）第6～7回」

参考: 東京都「荒川水系石神井川河川整備計画」(平成28(2016)年3月)

(6) 生態系

市内には野鳥が飛来するほか、石神井川には水中生物の生態系が形成されています。

よく見られる山野の野鳥として、シジュウカラ、ヒヨドリ、メジロ、オナガ、コゲラ、ムクドリ、キジバト、ツグミ、ジョウビタキなどが生息しています。水辺の野鳥には、カルガモ、キンクロハジロ、カイツブリ、オナガガモ、カワセミ、コサギ、ゴイサギ、ハクセキレイ、キセキレイなどが生息しています。

石神井川は市内における貴重な水辺空間です。最近では湧水を集めて流れる川として、水質が改善され、魚や水草をはじめ、生態系が戻りつつあります。

令和3(2021)年度に行われた調査によると、底生生物として、シロハラコカゲロウやギンヤンマ、ハグロトンボ等 15目 30科 48種が確認されました。

西東京市と周辺でみられる山野の野鳥(冬)

野鳥の名前	西東京市と周辺でみられる山野の野鳥(冬)				
	平成27年 2月	12月	平成28年 2月	12月	平成29年 3月
1 キジバト	●	●	●	●	●
2 シジュウカラ	●	●	●	●	●
3 ヒヨドリ	●	●	●	●	●
4 コゲラ	●	●	●	●	●
5 エナガ	●	●	●	●	●
6 ドバト	●	●	●	●	●
7 ツグミ	●	●	●	●	●
8 ムクドリ	●	●	●	●	●
9 メジロ	●	●	●	●	●
10 ウグイス	●	●	●	●	●
11 カワラヒワ	●	●	●	●	●
12 モズ	●	●	●	●	●
13 オナガ	●	●	●	●	●
14 ハシボソガラス	●	●	●	●	●
15 ハシブトガラス	●	●	●	●	●
16 ジョウビタキ	●	●	●	●	●
17 シメ					
18 アトリ			●	●	●
19 オオジ			●	●	●
20 シロハラ			●	●	●
21 ヤマガラ			●	●	●
22 ゾミ			●	●	●
23 コジケイ	●				
24 アカゲラ	●				
25 ツビ					
26 ハイタカ			●	●	●
27 ワカホンセインコ					

主な観察場所

石神井川・武蔵関公園

小金井公園

石神井公園・武蔵関公園

石神井公園・武蔵関公園

田無青苔林・いこいの森

石神井公園・武蔵関公園

自由学園

小金井公園

石神井公園・武蔵関公園

石神井公園・武蔵関公園

西東京市内と周辺でみられる水辺の野鳥(冬)

野鳥の名前	西東京市内と周辺でみられる水辺の野鳥(冬)				
	平成27年 2月	12月	平成28年 2月	12月	平成29年 3月
1 カルガモ	●	●	●	●	●
2 カワセミ	●	●	●	●	●
3 ハクセキレイ	●	●	●	●	●
4 キンクロハジロ	●	●	●	●	●
5 カイツブリ	●	●	●	●	●
6 コサギ	●	●	●	●	●
7 オナガガモ	●	●	●	●	●
8 コガモ			●	●	●
9 キセキレイ	●				
10 ハシビロガモ	●	●	●	●	●
11 ゴイサギ	●	●	●	●	●
12 オオバン			●	●	●
13 マガモ		●	●	●	●
14 ダイサギ	●			●	●
15 カワウ			●		
16 アオサギ					●
17 クイナ				●	
18 ホシハジロ			●	●	
19 アヒル					



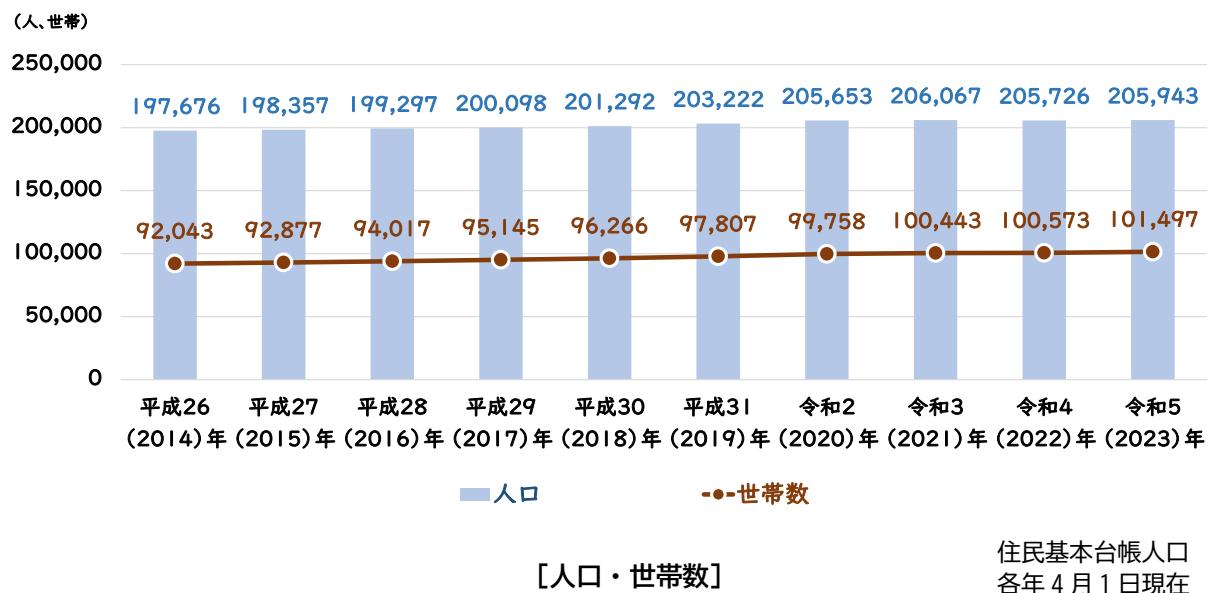
[調査の様子]

参考: 西東京市野鳥観察の手引き (令和2(2020)年2月)

2－3 社会環境

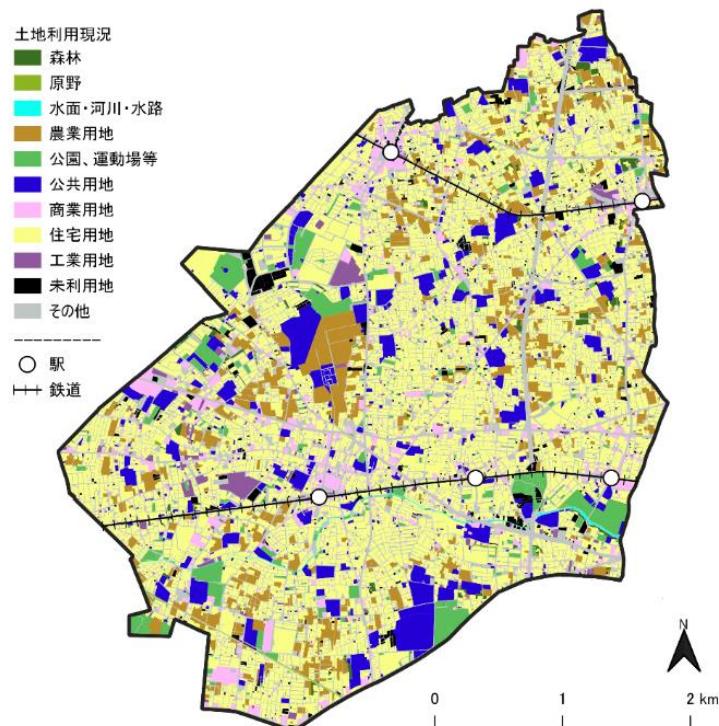
(1) 人口

本市は、人口・世帯数ともに増加傾向にありました。近年は横ばいに推移しており、令和5(2023)年時点では、人口は約20.6万人、世帯数は約10.1万世帯となっています。



(2) 土地利用

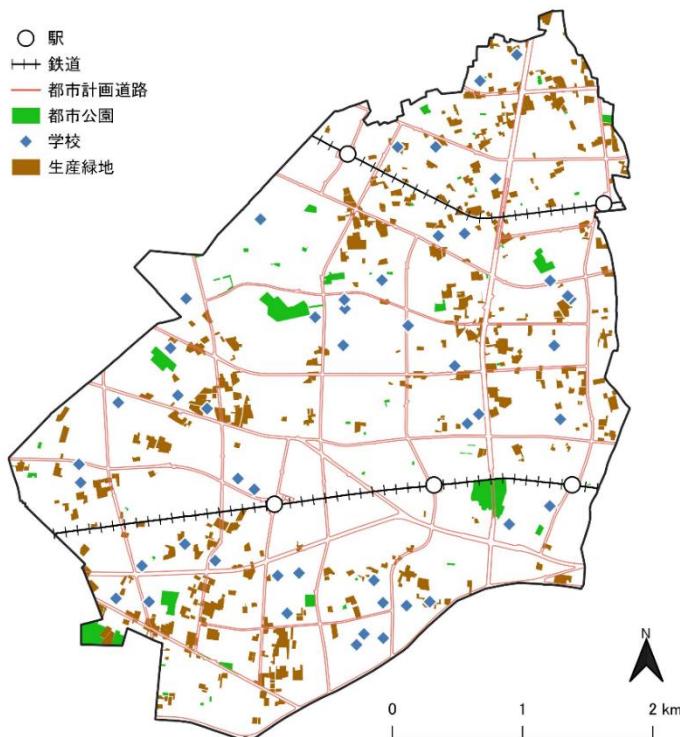
本市は、都心から近い住宅都市であるため、土地利用は大部分が住宅用地となっています。みどりの土地利用として、農業用地や公園、運動場等の土地利用が比較的多くなっています。



都市計画基礎調査・土地利用現況調査（平成29（2017）年）
[土地利用現況図]

(3) 都市施設

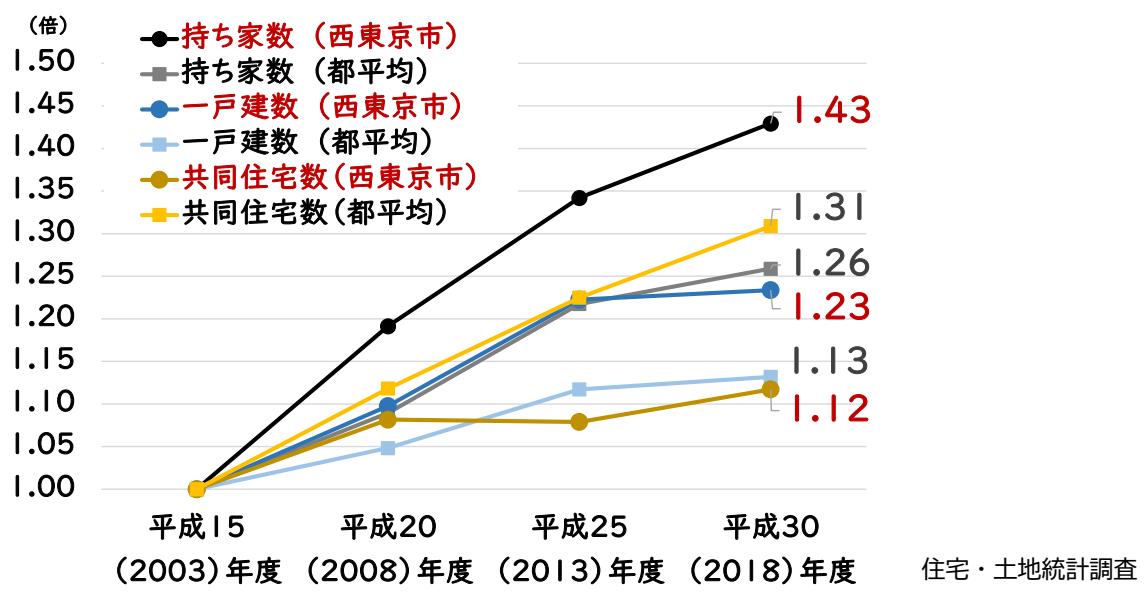
都市公園や学校等の都市施設は市内全域に配置されています。都市計画道路沿道には生産緑地が残っている路線もあります。



都市計画基礎調査（平成 29（2017）年）、国土数値情報（令和 3（2021）年）など
[主な都市施設]

(4) 住宅動向

人口・世帯数の増加に伴い、本市の住宅戸数も増加しています。特に持ち家や一戸建ての増加傾向は東京都の平均的な動向を上回るペースで増加しています。



[住宅動向（平成 15（2003）年度を 1.0 としたときの変化）]

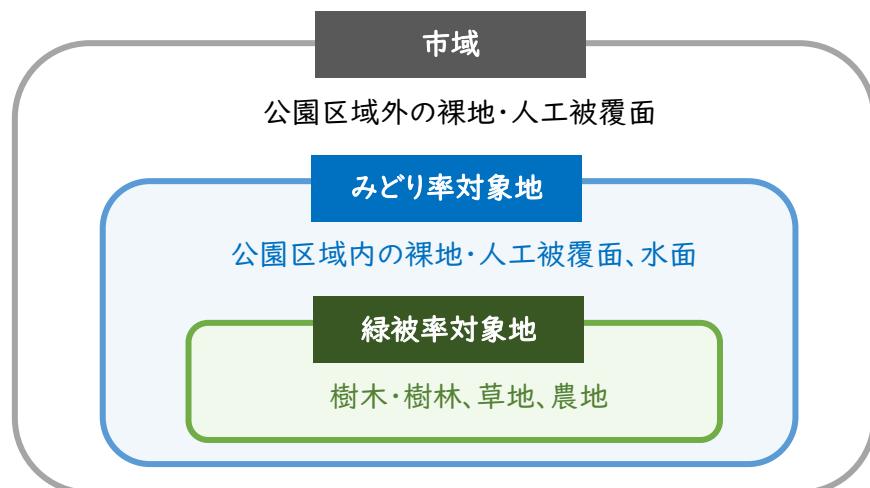
第3章 みどりの概要

3-1 みどりの現況

(1) みどりの概要（量について）

令和4(2022)年1月1日時点の航空写真を基に算出すると、緑被率は25.3%、緑被に裸地や水面などを加えたみどり率は26.4%となっています。緑被率対象地に対する構成比としては樹木・樹林が52.0%、農地が34.4%の順に多くなっています。

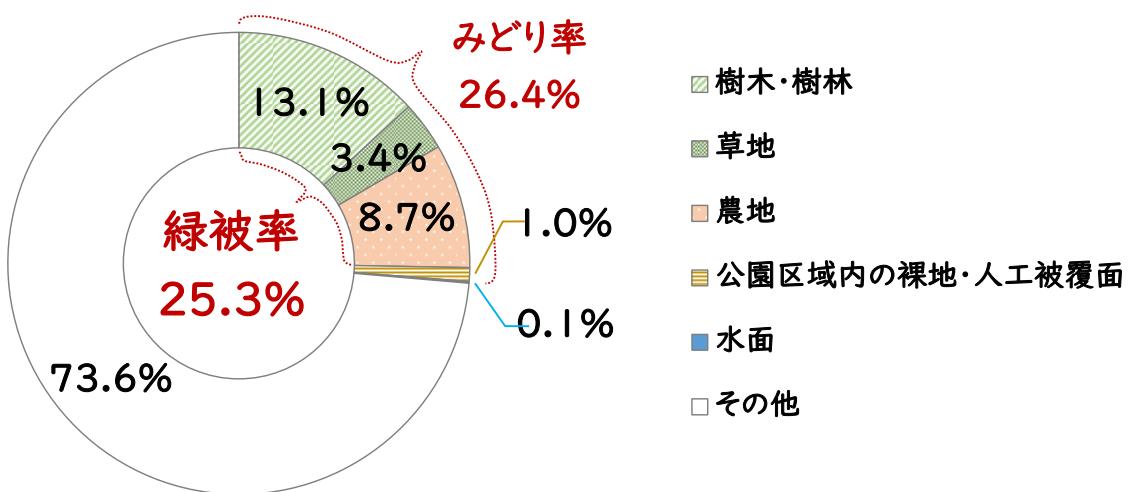
緑被率	一定区域の中で、上空から見て芝や高木の樹冠など緑で覆われた面積が占める割合
みどり率	上記、緑被率対象の面積に加え、公園・緑地における裸地・人工被覆面の面積や、河川などの水面の面積を加えた合計面積が、一定区域に占める割合



種別	面積(m ²)	市域に 占める割合	対・緑被率 構成比
樹木・樹林	2,069,837	13.1%	52.0%
草地	542,353	3.4%	13.6%
農地	1,371,811	8.7%	34.4%
緑被率対象地	3,984,001	25.3%	100.0%
公園区域内の裸地・人工被覆面	151,596	1.0%	-
水面	17,872	0.1%	-
みどり率対象地	4,153,468	26.4%	-
市域	15,750,000	100.0%	-

※各項目について四捨五入しているため合計値は必ずしも一致しない

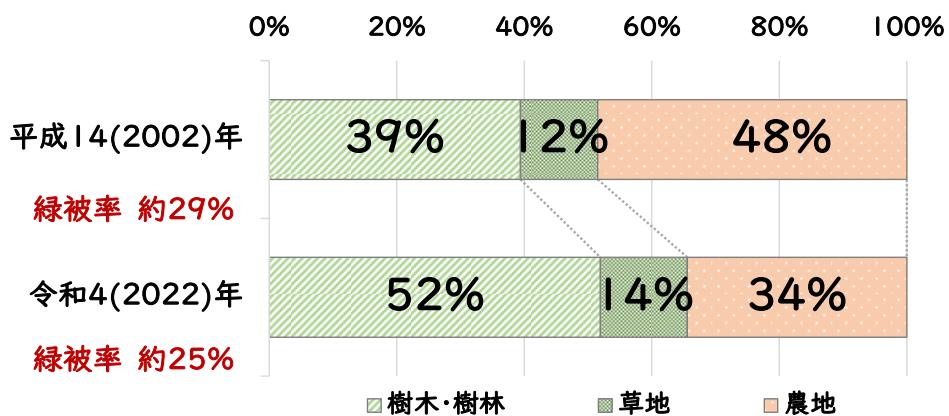
[本市の緑被状況]



※各項目について四捨五入しているため合計値は必ずしも一致しない

[本市の緑被率・みどり率の構成（市域全体に対する割合）]

約 20 年前の調査時点と比べると、緑被率は約4ポイント減少しており、特に緑被の構成比に占める農地の割合は減少しています。

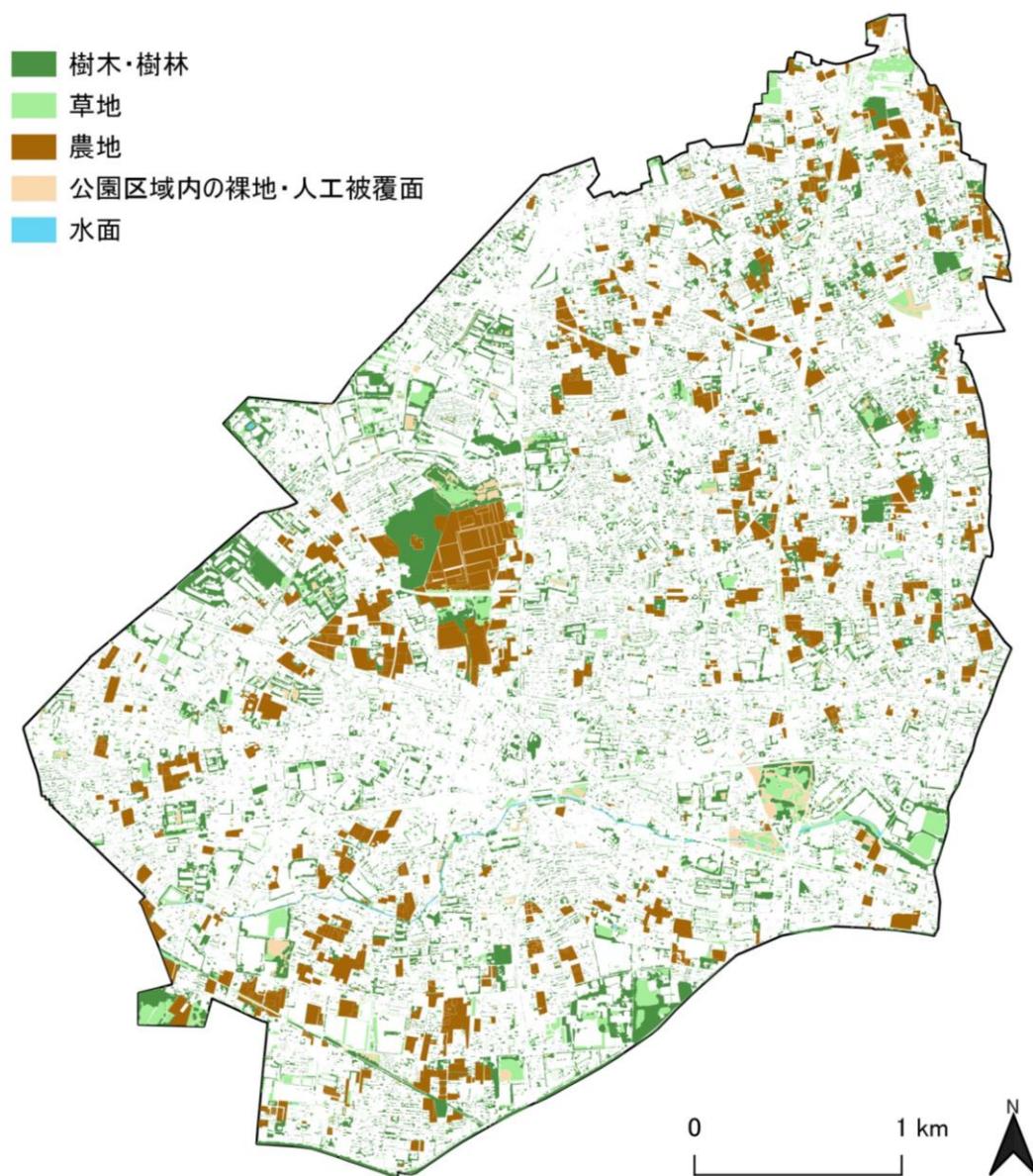


※各項目について四捨五入しているため合計値は必ずしも一致しない

[構成比の経年変化]

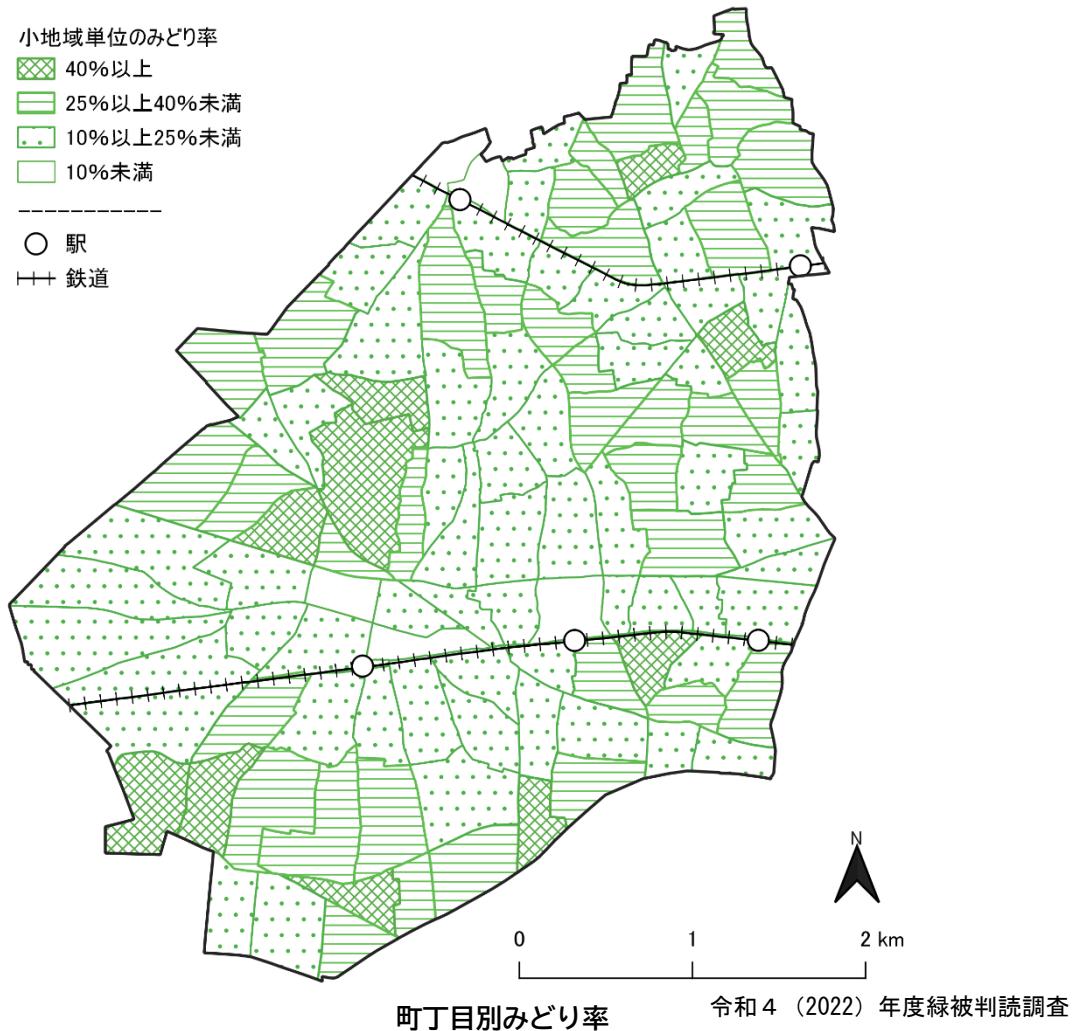
(2) みどりの概要（立地について）

本市のみどりの分布は、市の東側を南北に貫く伏見通りの周辺や、市中央西側に位置する東京大学大学院農学生命科学研究科附属生態調和農学機構（以下「東大農場」という。）や西東京いこいの森公園周辺、南側を東西に走る狭山・境緑道（多摩湖自転車歩行者道）周辺などに比較的多くなっています。一方で市の中南部、特に田無駅周辺や、北部のひばりヶ丘駅周辺などではみどりが少なくなっています。



令和4（2022）年度緑被判読調査
緑被分布図

町丁目別でみると、みどり率が高い地域として、高い順に緑町一丁目、東伏見一丁目、柳沢四丁目、西原町二丁目、緑町三丁目で 50%を超えていきます。一方で、みどり率が低い地域として、低い順にひばりが丘北三丁目、田無町二丁目、田無町五丁目、ひばりが丘北四丁目、保谷町三丁目で 10%未満となっています。



町丁目名	みどり率
緑町一丁目	78.7%
東伏見一丁目	63.0%
柳沢四丁目	56.8%
西原町二丁目	53.6%
緑町三丁目	51.3%
北町一丁目	45.0%
東町一丁目	44.4%
向台町五丁目	44.2%
新町三丁目	43.6%
向台町六丁目	41.8%

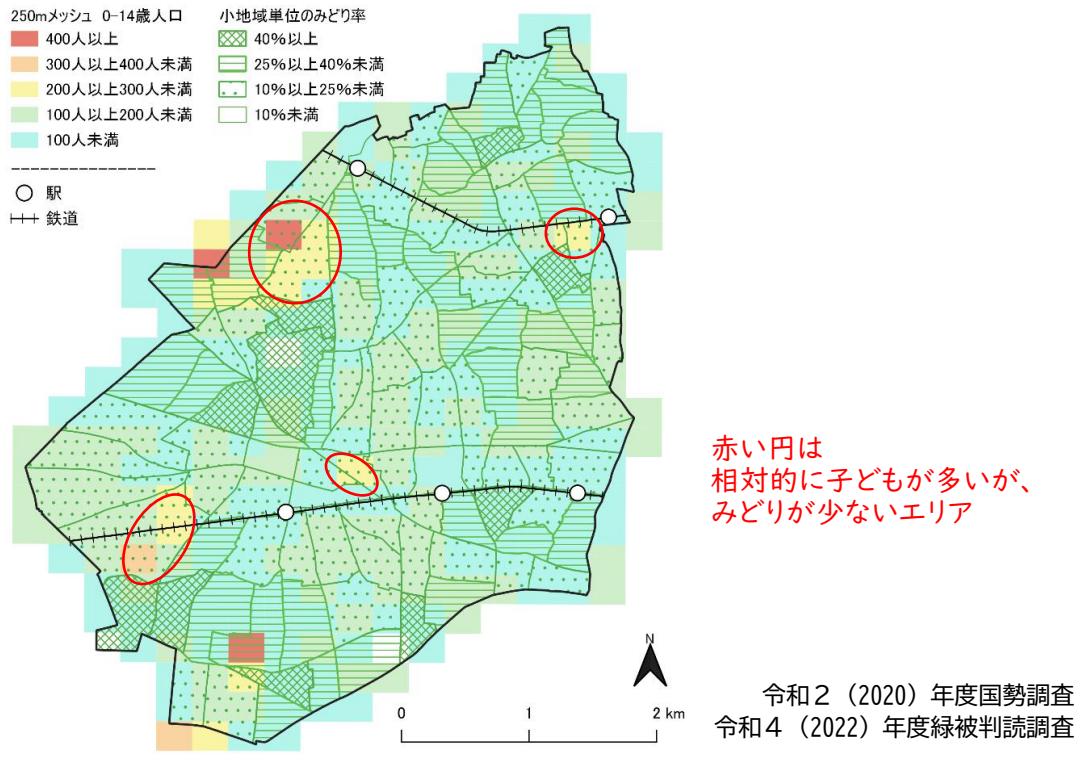
みどり率の高い地域

町丁目名	みどり率
ひばりが丘北三丁目	7.0%
田無町二丁目	8.1%
田無町五丁目	8.2%
ひばりが丘北四丁目	8.3%
保谷町三丁目	9.8%
田無町一丁目	10.4%
保谷町二丁目	11.0%
東町二丁目	12.4%
富士町四丁目	12.9%
田無町四丁目	13.3%

みどり率の低い地域

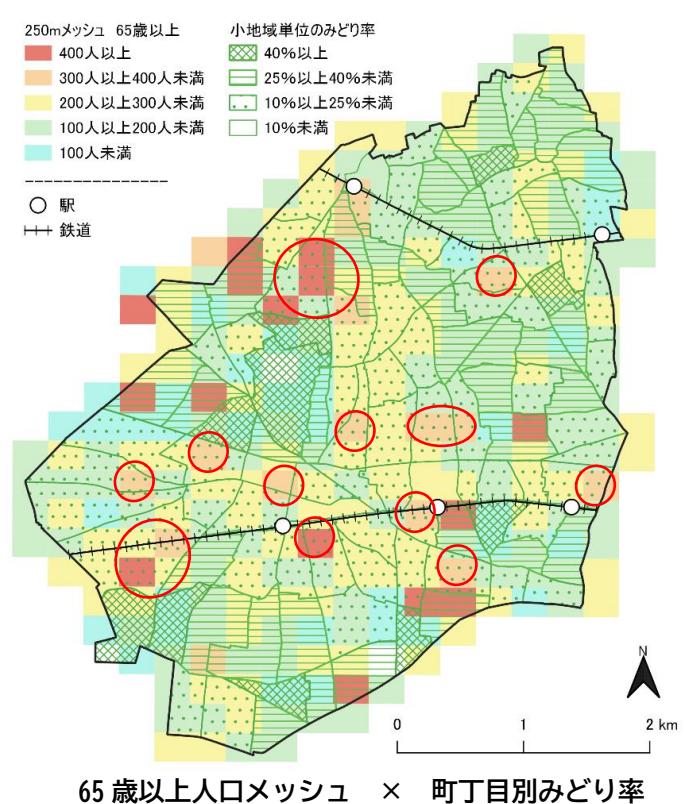
年代別の人口分布とみどり率分布を重ね合わせると、特徴が現れます。相対的に 14 歳以下の人口が多いものの、みどり率が低い地域として、東町、ひばりが丘、谷戸町、田無町、芝久保町などが挙げられます。相対的に 65 歳以上の人口が多いものの、みどり率が低い地域として、泉町、谷戸町、保谷町、富士町、北原町、田無町、芝久保町、南町、柳沢などが挙げられます。

みどりの配置においては、こうした地域の利用者層を想定し、配置を誘導していくことが必要です。

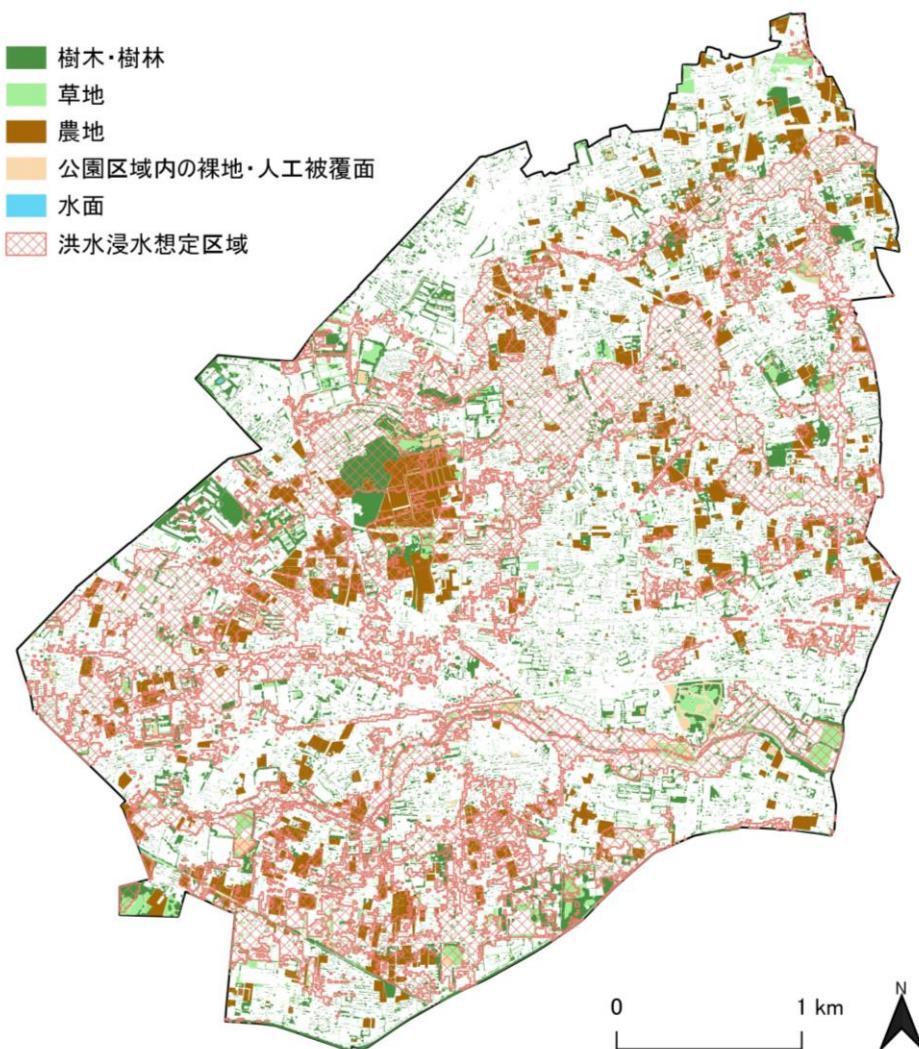


赤い円は
相対的に高齢者が多いが
みどりが少ないエリア

令和2（2020）年度国勢調査
令和4（2022）年度緑被判読調査

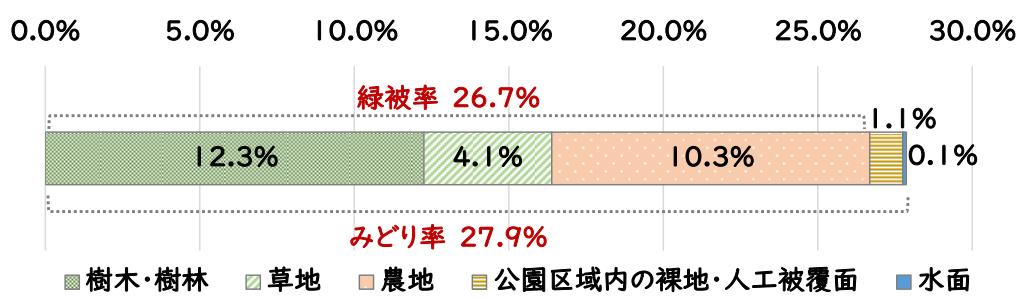


本市は市域の約3割が洪水浸水想定区域となっています。洪水浸水想定区域と緑被分布を重ね合わせると、区域における緑被率は 26.7%、みどり率は 27.9% となっています。



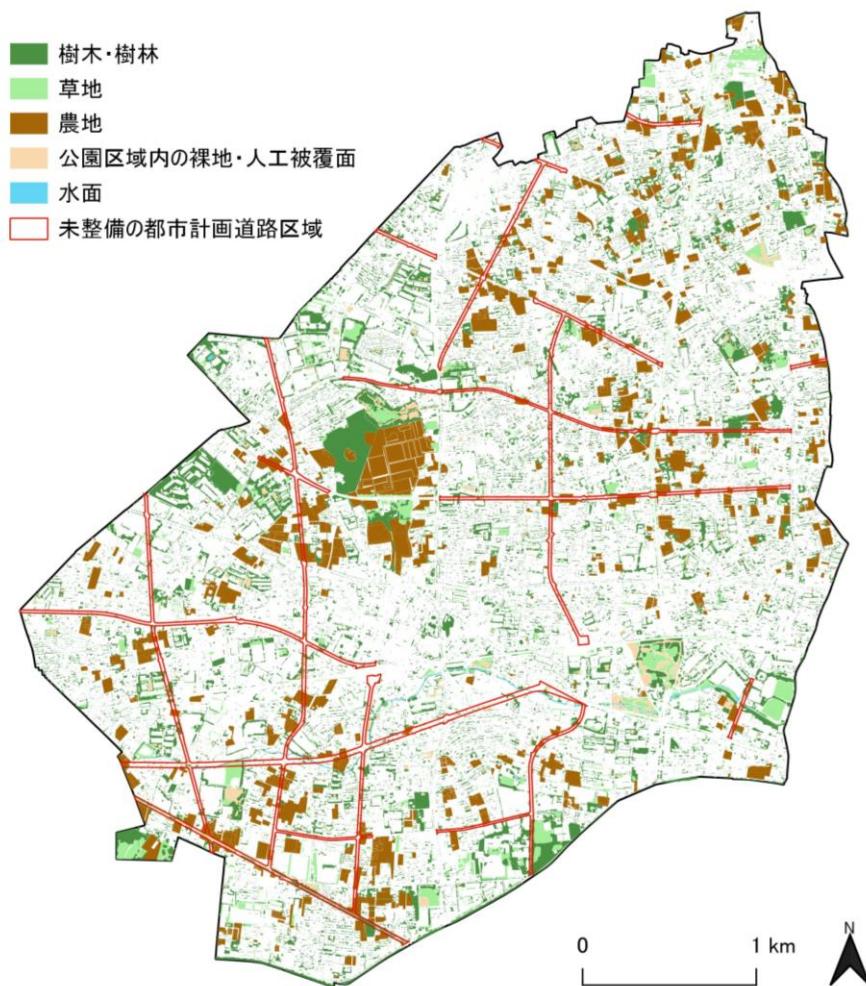
洪水浸水想定区域：国土数値情報（令和3（2021）年）

洪水浸水想定区域と緑被分布の重ね合わせ図



洪水浸水想定区域内における緑被率・みどり率

本市には都市計画決定がされたものの未整備の都市計画道路があります。未整備の都市計画道路が整備された場合、みどりに覆われた面積は約3.1ポイント減少し、緑被率・みどり率は市域に対して約0.8ポイントの減少が予想されます。



未整備の都市計画道路と緑被分布の重ね合わせ図

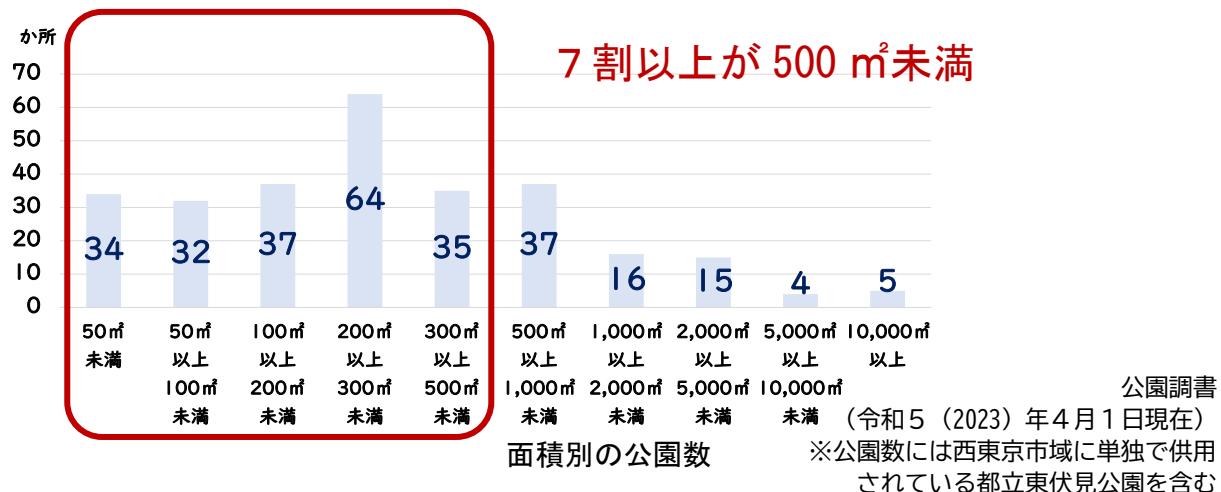
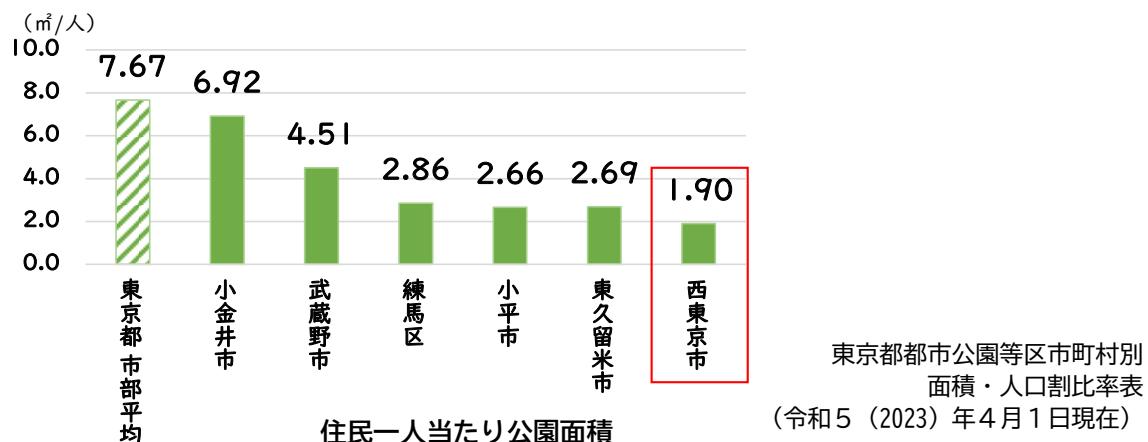
種別	面積 (m ²)	市域全体の量 に占める割合	対・市域面積の割合 =将来減少する緑被率・みどり率
樹木・樹林	63,303	3.1%	
草地	15,472	2.9%	
農地	44,839	3.3%	
緑被率対象地	123,613	3.1%	0.8%
公園区域内の裸地・人工被覆面	2,759	1.8%	
水面	1,544	8.6%	
みどり率対象地	127,916	3.1%	0.8%

※各項目について四捨五入しているため合計値は必ずしも一致しない
未整備の都市計画道路区域における緑被率・みどり率対象地

(3) みどりの種別の概要

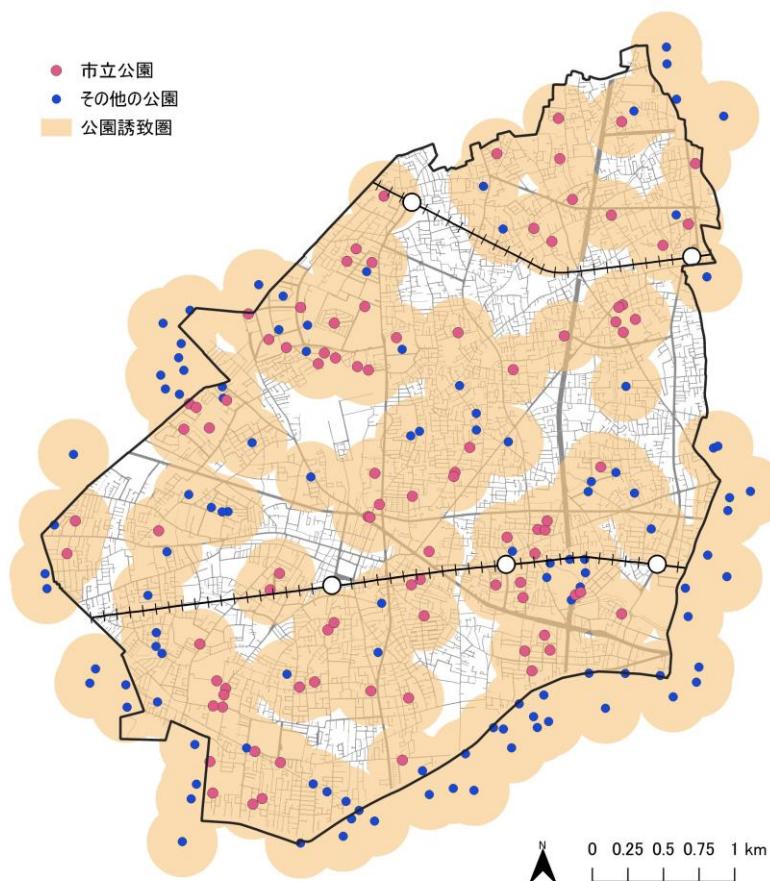
①公園

市立公園は278か所、総面積は約26.1万m²あります。また、都立公園等も含めた住民一人当たりの面積は1.90m²となっています。面積別の公園数は、7割以上が500m²未満の小さな公園となっています。市立公園の供用開始年の構成割合として、約4割が30年以上前となっており、施設等の老朽化が懸念されます。



公園調書 (令和5(2023)年4月1日現在)
※各項目について四捨五入しているため合計値は必ずしも一致しない
供用開始年の構成割合

公園は市全域に配置されていますが、各公園について半径 250m の誘致圏を設定すると、一部の地域についてはいずれの公園の誘致圏にも掛からない公園空白地区となっています。



公園空白地区の基準…

【配置済扱いとする公園について】

- ◆公園面積 500 m²以上で、次の条件のもの
 - ・市立公園のうち、土地所有者が、市、東京都、国である公園
 - ・都市再生機構や東京都住宅供給公社が設置する公園

【配置済扱いとする公園に準ずる施設について】

- ◆市立公園ではないが、土地所有者が、国、東京都、区市である 500 m²以上で、次の施設
 - ・特別緑地保全地区
 - ・栄町二丁目樹林地
 - ・近隣区市の公立公園
 - ・都立公園及び緑地保全地域

【公園の誘致圏】

- ◆半径 250m (街区公園の誘致距離と同様)
 - ・誘致距離の起点は公園の中心
 - ・ただし、近隣公園、地区公園、都立公園については当該公園の出入口

西東京市公園配置計画（平成 30（2018）年3月）

②街路樹・植栽

道路空間において街路樹や植栽等が整備・管理され、ネットワークとして機能しています。都市計画道路だけではなく、一部の主要な道路においてもネットワークがあります。



道路の緑化状況

③校庭の芝生化

一部の小学校において、校庭の全部または一部について芝生の整備が行われています。

年度	学校名	施工面積
平成 20(2008) 年度	東伏見小学校	278 m ²
平成 21(2009) 年度	保谷第一小学校	528 m ²
平成 22(2010) 年度	碧山小学校	3,383 m ²
平成 23(2011) 年度	谷戸小学校	2,951 m ²
平成 24(2012) 年度	保谷小学校 柳沢小学校	3,171 m ² 3,070 m ²
平成 25(2013) 年度	芝久保小学校	2,804 m ²
計		16,185 m ²

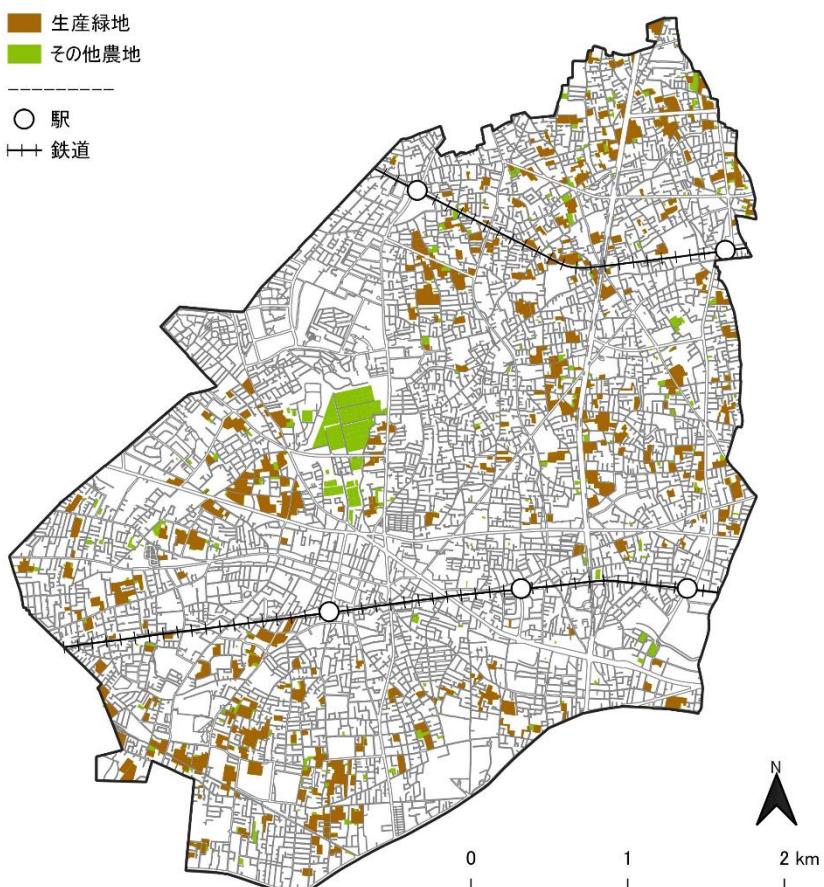
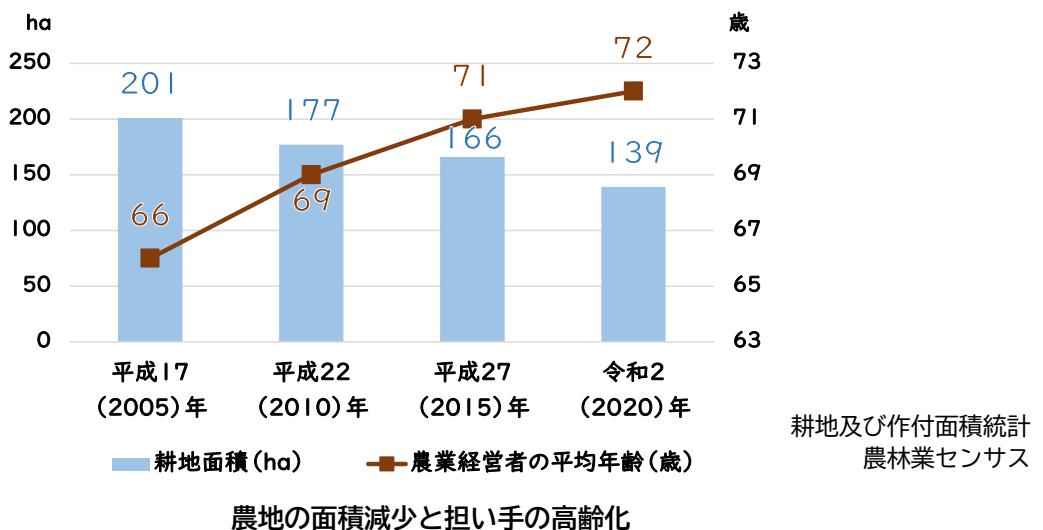


碧山小学校ホームページ

④農地

本市は住宅などに隣接した農地が多く、キャベツやホウレンソウ、小松菜などが多く生産されています。しかし、耕地※面積は減少傾向にあり、農業の担い手も高齢化しています。

※農地のうち草地（牧草地、放牧地）などを除いた土地



生産緑地：西東京市都市計画課（令和3（2021）年）
その他農地：農林水産省筆ポリゴン（令和4（2022）年9月取得データ）

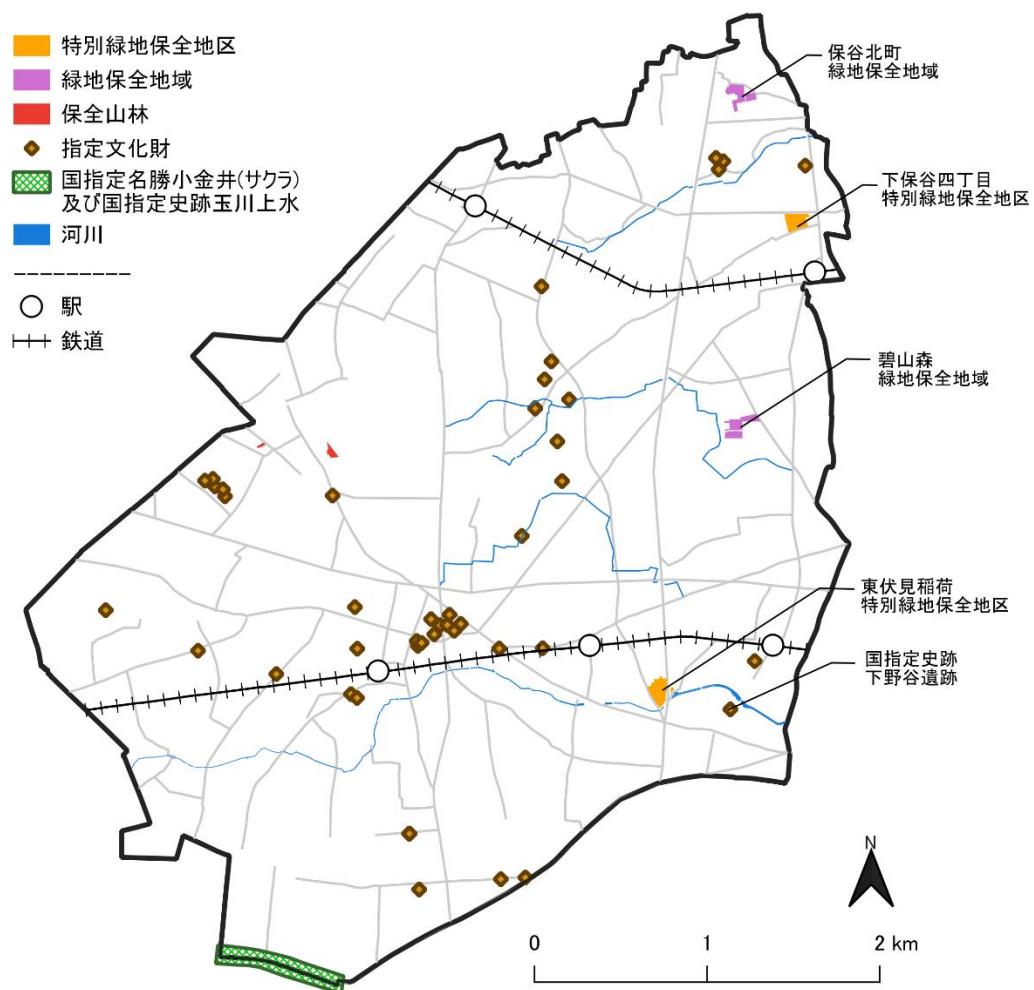
農地の分布状況

⑤その他重要なみどり

市内にはいくつかの緑地がありますが、都市緑地法に基づき区域を指定し、土地開発の制限などを掛けることにより保全されているところもあります。東京都が指定する緑地保全地域は、市内に2か所（碧山森緑地保全地域／保谷北町緑地保全地域）、市が指定する特別緑地保全地区は、市内に2か所（東伏見稻荷特別緑地保全地区／下保谷四丁目特別緑地保全地区）あります。

重要な樹木・樹林として、保全山林は市民に公開され、自然空間や防災避難空間等として、活用されています。保存樹木や保存樹林、保存生垣などは、地域の特徴的なみどりとなっています。

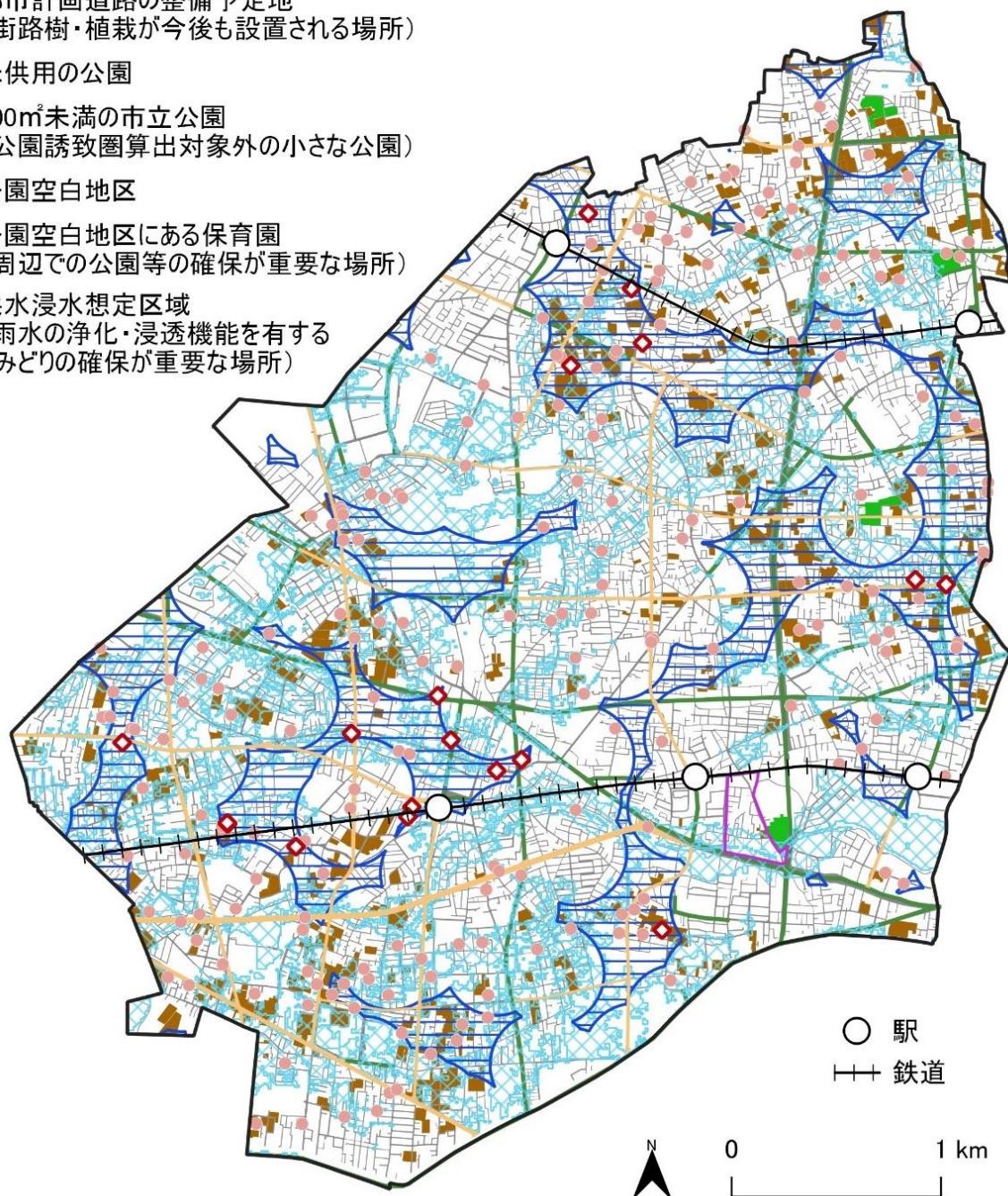
さらに、社寺などの歴史文化資源の多くはみどりと一体となった空間を備えており、重要なみどりの一つです。市内には、国指定史跡が2件、国指定名勝1件、都指定文化財1件、市指定文化財が50件あります（令和4（2022）年現在）。



(4) みどりの現況図（まとめ）

前項までの本市の現況について、主だったものを重ね合わせて、次の地図にまとめました。今後のみどりの施策を考える上で、課題と特にリンクするものについて示しています。

- 特別緑地保全地区・緑地保全地域
- 生産緑地
- 街路樹・植栽
- 都市計画道路の整備予定地
(街路樹・植栽が今後も設置される場所)
- 未供用の公園
- 500m²未満の市立公園
(公園誘致圏算出対象外の小さな公園)
- 公園空白地区
 - ◆ 公園空白地区にある保育園
(周辺での公園等の確保が重要な場所)
- ▨ 洪水浸水想定区域
(雨水の浄化・浸透機能を有する
みどりの確保が重要な場所)



3-2 協働のみどりのまちづくりの現況

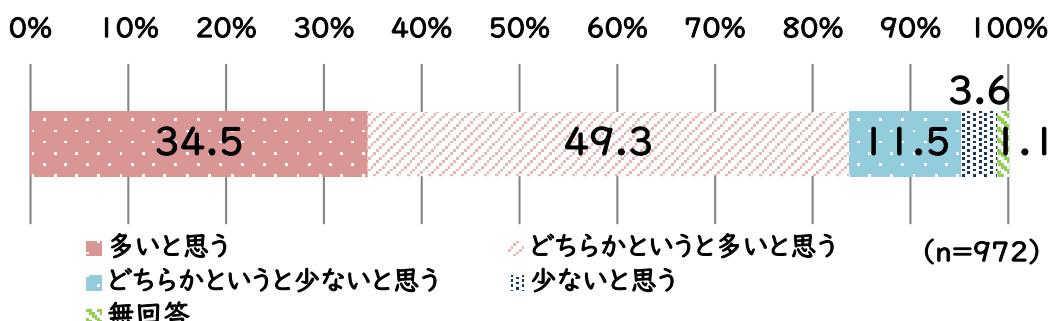
(1) まちのみどりに対する市民意識

アンケート結果によると、まちのみどり環境に対する評価としては、「みどりが豊か」というまちのイメージを持つ市民が多いことがわかります。市内に在住または在学する小中学生に対して行った調査においても、みどりの多さを感じる割合は高く、子どもにとっても、まちの構成要素としてみどりの存在は大きいと言えます。今後のみどりの施策に求められる視点として、防災やまちの魅力向上につながる施策が特に期待されています。

イメージ像	現在のまちのイメージ		暮らしたいまちのイメージに対するギャップ
	回答割合 ※複数回答	平成29(2017)年度 調査との比較	
まちなかの自然(公園、農地等)が豊かである	58.0%	約4ポイント 増加↑	約9ポイント 上回っている↑
街並みや景観、雰囲気がよい	19.2%	約3ポイント 増加↑	約15ポイント 下回っている↓
新鮮な野菜・食材が豊富である	18.5%	ほぼ横ばい→	約7ポイント 上回っている↑
まちに個性がある	1.1%	ほぼ横ばい→	約6ポイント 下回っている↓

令和3(2021)年度 西東京市市民意識調査

[まちのイメージ]



西東京市みどりに関する子どもアンケート調査報告書（令和4（2022）年度実施）

[西東京市のみどりの量について]

項目	CS 分析
集中豪雨等のいっ水対策	A:重点改善
自然や観光資源などによるまちの魅力の向上	B:改善
公園・緑地などのみどりの保全・活用	C:重点維持
公園の整備や道路・公共施設の緑化推進	D:維持
農地・屋敷林などの保全・活用	
環境学習の場や機会の提供	
地産地消の促進などによる農業の振興	
ボランティアや市民活動団体の育成・支援活動への参加促進	

令和3(2021)年度 西東京市市民意識調査

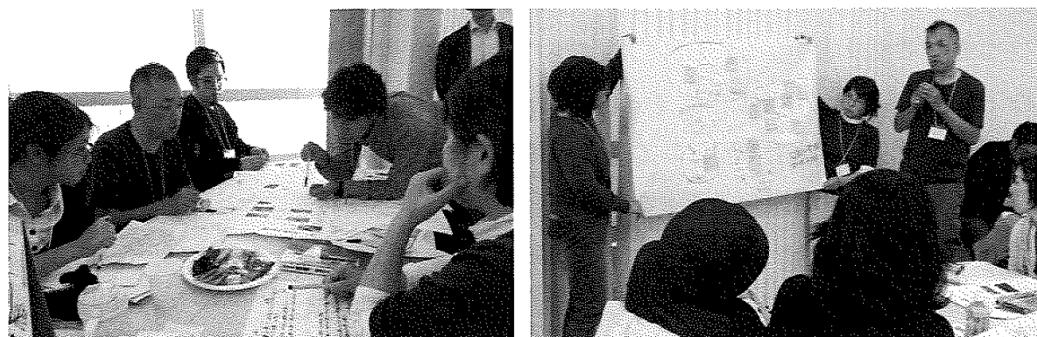
[施策別の満足度・重要度]

○西東京市公園実態調査報告書（平成 28（2016）年度）

平成 28（2016）年度に行われた市民へのヒアリングや市民ワークショップでは、公園に関するさまざまな課題や解決案について意見交換がされました。

課題として、施設面として面積の狭い公園が多いことや安らぎの空間としての環境不足・防犯性への懸念等が挙げられています。また、利活用面では近隣住民に配慮するがゆえに禁止事項が多く、利用しにくいことや、利用者のマナーの啓発及び情報発信等が、管理面では人手や資金確保等が挙げられています。

一方で、解決のためのアイデアとしては、整備において市民が参画したり、公園の愛称を付けることで関心を持たせる工夫や、活用の仕方について地域や子どもが主体的に考える機会の創出、都市農業、食、健康、アートといった多くの市民が関心を持つて分野との連携を図りながら地域ごとに個性のある公園づくりの推進、民間企業の事業フィールドとして公園を活用しやすくすること等が提案されています。



市民ワークショップの様子

西東京市公園実態調査報告書（平成 28（2016）年度）

○西東京市みどりに関するWEBアンケート調査報告書（令和4（2022）年度）

令和4（2022）年度にみどりのまちづくりについてのアンケートを実施しました。公園や農地、樹林など個別のみどりに対する意見や、人材や資金確保の仕組みなどに対する意見が寄せられています。

参加してみたい活動として、街路樹や屋敷林、河川等の維持管理、農地や空き家の活用、緑化活動や自然観察、環境や教育・レクリエーション活動、イベントなどがありました。その他、公園整備や運営、人材確保に向けた啓発の取組などに対する提案が集まりました。

(2) 市民の取組

①公園等の管理

市内各地の公園でボランティアが活動しています(令和4(2022)年度末時点で公園管理協力会員941人)。市民協働で管理する花壇やコミュニティガーデン、個人の庭を公開するオープンガーデンなどがあります。

花と緑の愛護に顕著な功績のあった民間の団体に対し、その功績をたたえ、国民的運動としての緑化推進活動の模範として表彰する「みどりの愛護」功労者 国土交通大臣表彰に、市内の団体として、西原自然公園を育成する会(平成26(2014)年)、西東京自然を見つめる会(平成27(2015)年)、特定非営利活動法人西東京花の会(平成28(2016)年)、高橋家屋敷林保存会(令和2(2020)年)が選定されています。また、令和5(2023)年秋の褒章では、西原自然公園を育成する会が緑綬褒章を受章しています。

②緑化と保全

西東京市みどりの保護と育成に関する条例により、基準を満たした樹木や樹林、生垣に対し、保存樹木・保存樹林・保存生垣として指定し、市が補助金を交付し、所有者の方々のご理解・ご協力のもと、みどりの保全に努めています。また、本市では、エコプラザ西東京で琉球あさがおなどの緑のカーテンを毎年、育成しているほか、市民モニター制度により、ゴーヤの苗1組(4苗)を配布し、活動の展開を図っています。ボランティア団体が行った取組として、西東京自然を見つめる会は、平成23(2011)年に「西東京市の木50選」を企画・選定及びマップの作成を行いました。これらの活動は、みどりに対する市民意識の醸成につながっています。



西東京市 Web (ホームページ)

③活用

本市では小規模公園の活用を促進するために、平成29(2017)年に活用の仕方を考える市民ワークショップを開催しました。本格実施に向けて、市民ワークショップのメンバーから希望者を募り、アイデアの実現に向けて試験的な取組もスタートしています。

また、市民がやってみたい企画(アイデア)を市民自身が実現することを支援するため、企画書を提出できる制度を設けており、継続的に活用促進を図っています。

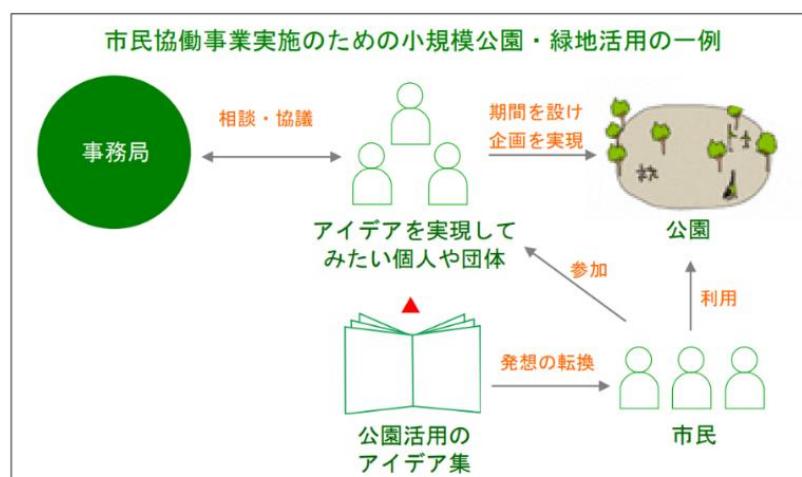


図4.1 市民協働事業実施のための小規模公園・緑地活用の一例

西東京市公園配置計画(平成30(2018)年)

(3) 民間企業等との連携の取組

①指定管理者制度の活用

本市では、公園の管理について、指定管理者制度を導入しています。行政と指定管理者の双方に市民協働担当を配置することで、市民やボランティア団体等との協働による公園管理を積極的に推進しています。

また、その仕組みの中で、本市が先進的に行っている取組として、一つの公園についてのみ指定管理者制度を活用するのではなく、複数公園について包括的に指定管理者制度を導入していることが挙げられます。このことにより、市民活動等においてさまざまな意見やアイデア等が集まりやすく、地域とのつながりや人脈作りが進むほか、管理の効率性や事業採算性などの向上も期待でき、エリアマネジメント活動を開拓することで、地域の活性化に貢献しやすくなっています。

②東大農場との連携

本市の中央西側に位置する東大農場は東京大学の教育・研究施設であり、耕地・林地・温室・見本園などがあります。本市の緑被としても大きな割合を占めていて、一般への開放エリアもあり、市民に親しみのあるみどりとなっています。

平成 25(2013)年に東大生態調和農学機構社会連携協議会が立ち上がり、東大農場と西東京市・市民による社会連携協議会を通じて、教育・研究の発展と社会貢献を図り、市民・行政との協働事業の推進を図っています。



公開講座のチラシ

コラム① 武蔵野の面影を伝える「下保谷四丁目特別緑地保全地区」

■武蔵野台地の原風景を象徴する屋敷林

下保谷四丁目特別緑地保全地区(旧高橋家屋敷林)は、西武池袋線保谷駅北口より約400メートルに位置します。都市化が進展する駅の近くにありながらも、屋敷林内には樹高20メートルを超えるケヤキ・シラカシ・スギなどの高木が残されており、武蔵野の面影を今に伝えています。豊かなみどりに包まれた良好な住環境の形成に寄与するとともに、市民に憩いを与える貴重な屋敷林です。

この屋敷林は、平成24(2012)年11月に「特別緑地保全地区」に指定され、令和4(2022)年には、「下保谷四丁目特別緑地保全地区保全活用計画」を策定し、屋敷林の価値を保全しながら活用する取組を行っています。



【下保谷四丁目特別緑地保全地区】



【紅葉を楽しむイベント開催時】

■地域のボランティア「高橋家屋敷林保存会」の活動

「高橋家屋敷林保存会」では、市と協働しながら、下保谷四丁目特別緑地保全地区の日常管理(清掃・除草)のほか、屋敷林内の多様な動植物の生態系を大切に守りながら、下保谷の貴重な自然について、子どもたちをはじめとする地域住民に広く知ってもらう活動を行っています。



【ボランティアによる野草園ツアー】

コラム② 地域文化のフィールドミュージアム「西原自然公園」

■江戸時代の風景を今に引き継ぎ、豊かな生態系も支える雑木林

西原自然公園は、江戸時代に地域の人々の暮らしを支えることを目的につくられた田無新田の雑木林の一部で、その当時の植生と同様にクヌギやコナラを中心とした若木で明るい林で構成されていることが特徴です。平成12(2000)年から一部の雑木林では古い木を伐って林の若返り(萌芽更新)を進めました。それにより林床が明るくなり、地域固有の草花やそれらを住処にする様々な昆虫や鳥が見られるようになりました。



【自然の起伏を活かした小道】



【萌芽更新による若木】

■地域のボランティア「西原自然公園を育成する会」の活動

地域の歴史と生態系を体感できる「地域文化のフィールドミュージアム」をコンセプトに、街の中で多様な自然を感じられる貴重な場所を未来につなぐ活動を行っています。平成16(2004)年からは、本市と協働し、維持管理を進めており、平成27(2015)年に策定した「西原自然公園植生管理計画」に基づき、萌芽更新を行っています。萌芽更新により伐採された樹木は市民に配布され、資源の循環を促進しています。また、園内の樹木がナラ枯れの被害にあったことを受けて、本市と協働し、樹木にラップを巻く等の対策を行うなど、雑木林の姿を維持する取り組みを行っています。



【明るく光が差し込む林内】

第4章 計画の目指す姿

4-1 目標

(1) 将来像

将来像：みどりと人が関わり 健康なまちを未来へ 西東京

西東京市にはみどりと人が互いに支え合い、屋敷林や雑木林、農地と都市景観が調和し、美しいまちこうした過去から継承してきた大切なみどりを軸に、持続可能な未来に向けて、より豊かにまちを発展させ社会課題が複雑化し、多様性が求められる中で、さまざまな形でみどりと人が関わる共生のあり方を

みどりへの 関わり方



まもる



整える



つくる



活かす



伝える

まもる



市民が自分たちのまちのみどりに誇りを持っており、西東京市の歴史や文化を伝えるみどりを、市民の手で大切にしている

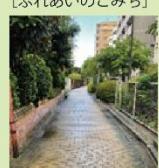
[下保谷四丁目特別緑地保全地区・西原自然公園]



つくる 活かす



住宅の生垣、屋上
や壁面が緑化され、
心地よい毎日を送
ることができる、
みどり豊かな住環境
となっている



屋敷林・武藏野の原風景



まもる 活かす



水が浸透しやすい土壤が確保される
ことで、降雨時に雨が浸透し、武藏
野台地を潤す水源が保全され、水循
環が健全になっている

[生産緑地]



まもる 活かす

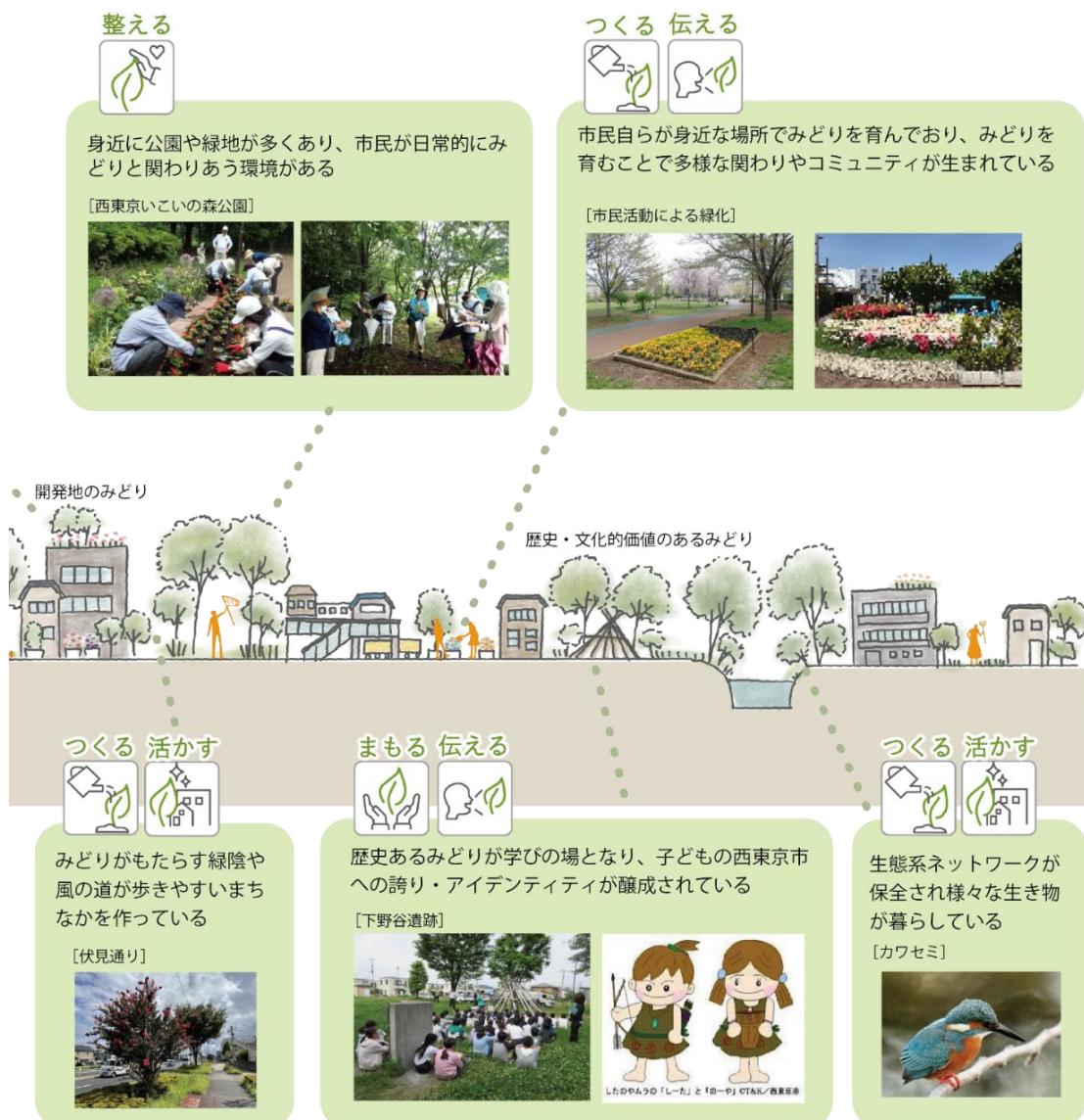


市民が地元の野菜がある食生活を楽しんでおり、
農地が地域に支えられている

[めぐみちゃんメニュー事業]



を形成してきた歴史と背景があります。
展させていくことが必要です。
構築し、本市が目指す健康で強靭なまちをつくっていきます。



(2) 基本方針

みどりの将来像の実現に向けて施策を進めるにあたって、「**みどりと人が関わりあうことで好循環が生まれる**」ことが求められています。

具体的には次の4つの状態が達成されることで、好循環が生まれていきます。

- 1 西東京市の特徴あるみどりが保全・創出され、魅力あるみどりが豊かに育まれている状態
→「西東京市の特徴あるみどりを育む」ことが必要
- 2 多くの人が関わるようになっている状態
→「みどりを支えたいと想う人を増やし、人の輪を広げる」ことが必要
- 3 人々がまちなかでみどりに触れる機会が増え、生活や心身が豊かになっている状態
→「市民とみどりをつなげ、人々の心身を豊かにする」ことが必要
- 4 みどりが多く人の手で、地域や社会課題の解決のために活かされることで、暮らしの舞台となるまち全体も健康になり、西東京市の特徴あるみどりがさらに磨かれる状態
→「まちづくりの多様な分野でみどりを活かし、健康なまちにする」ことが必要

これらを踏まえ、4つの<基本方針>を設定し、施策を進めていきます。



「みどりと人が暮らしの中で関わりあうことにより、豊かなみどりが育まれる好循環」を構成する4つの段階に沿って、本計画の基本方針を設定します。また、それぞれの基本方針について次のような課題が挙げられ、施策の中で対応していきます。

基本方針1

西東京市の特徴あるみどりを育む

屋敷林・雑木林、都市農地、文化財等、武蔵野の原風景を形づくる、特徴あるみどりの保全や、魅力ある公園・緑地・街路樹など都市のみどりの育成に向けて、取り組みます。

課題

- 風土や歴史など地域の成り立ちを踏まえた特徴あるみどりの継承と活用
- 生物多様性の保全
- 民有地のみどりの保全、創出の支援
- 持続的な管理が必要なみどりへのアプローチ

など

基本方針2

みどりを支えたいと想う人を増やし、人の輪を広げる

みどりの大切さを共有し、みどりのまちづくりを支える人の輪の拡大に向けて、普及啓発や人材育成に取り組みます。

課題

- みどりの価値の評価分析と発信、啓発
- 市民が関心を持つためのきっかけ作り
- 既存の担い手の支援、新たな担い手の発掘
- 企業・行政・市民・地域の連携の拡充

など

基本方針3

市民とみどりをつなげ、人々の心身を豊かにする

まちの中でみどりと人が関わる場面を増やし、市民の心と体が癒され、暮らしを豊かにしていくために、みどりの創出や活用に取り組みます。

課題

- 有機的なみどりのネットワーク構築
- 公共施設のみどりの整備・管理
- オープンスペースの活用
- 都市農業における地産地消の取組推進
- 公園利用のルールの緩和や、市民農園の拡充などによる、みどりを活かす活動の機会の創出

など

基本方針4

まちづくりの多様な分野でみどりを活かし、健康なまちにする

多様な人が、多様な目的でみどりを舞台に活動し、みどりが多面的に機能することで、まちの基盤が構成していくように、みどりのまちづくりに取り組みます。

課題

- みどりの多面的機能の発揮
- 活用しやすいみどりの創出
- 地域や社会課題の解決やまちの魅力アップにつながるみどりの活用
- みどりを活用しやすい仕組みの構築

など

(3) 計画の数値目標

将来像に向けた達成状況及び施策全体の成果を測るため、数値的な目標指標を以下のように設定します。なお、目標指標は、みどりのまちづくりについて、量の面と質の面の双方の達成状況を確認する一つの見方として、各基本方針に関連して設定します。

	指標	現状値	目標値
基本方針1 に対応する 指標	農地の総面積 ※担当課所有データ 【設定の考え方】	117.6 ha	99.0 ha
		令和4(2022)年12月時点 令和15(2033)年度末時点 第3次西東京市農業振興計画で設定する目標に向け、関連する施策を推進することにより、面積の減少の抑制を図ります。	
基本方針2 に対応する 指標	特徴のあるみどりの 活用実績 ※担当課所有データ 【設定の考え方】	33 件/年	66 件/年
		令和4(2022)年度末時点 令和15(2033)年度末時点 市の事業での活用や市民、団体等の取組促進により活用頻度を増やします。	
基本方針3 に対応する 指標	保存樹木・保存樹林・ 保存生垣の指定状況 ※担当課所有データ 【設定の考え方】	872 本 19,783 m ² 7,618 m	900 本 20,000 m ² 7,700 m
		令和4(2022)年度末時点 令和15(2033)年度末時点 関連する施策を推進することにより、指定状況の維持・向上を目指します。	
基本方針4 に対応する 指標	みどりのまちづくりに おける市民の活動量 (公園管理協力会員(ボラ ンティア)の総人数) ※担当課所有データ 【設定の考え方】	941 人	1,400 人
		令和4(2022)年度末時点 令和15(2033)年度末時点 関連する施策を推進することにより、ボランティアの総人数の増加を目指します。	
基本方針3 に対応する 指標	市民や民間事業者等が 中心となって管理する公 園・緑地・オープンスペー スの数 ※担当課所有データ 【設定の考え方】	76 か所	86 か所
		令和5(2023)年度当初時点 令和15(2033)年度末時点 関連する施策を推進することにより、管理数を増やします。	
基本方針4 に対応する 指標	市域に対する身近な公園 の空白地区の面積割合 ※GIS 計測 【設定の考え方】	21.1 %	19.1 %
		令和4(2022)年度末時点 令和15(2033)年度末時点 公園の整備等により、公園の空白地区の面積割合の減少を目指します。	
基本方針4 に対応する 指標	緑被率・みどり率 ※緑被率調査 【設定の考え方】	緑被率 25.3 % みどり率 26.4 %	緑被率 24.3 % みどり率 25.5 %
		令和4(2022)年1月時点 令和15(2033)年度末時点 関連する施策を推進することにより、緑被率・みどり率の減少の抑制を図ります。	
基本方針4 に対応する 指標	「まちなかの自然(公園、 農地等)が豊かである」 と思う市民の割合 ※市民意識調査 【設定の考え方】	58.0 %	60.0 %
		令和3(2021)年時点 令和15(2033)年度末時点 みどりのまちづくりの施策全般を推進することにより、市民の評価の向上を図ります。	

4－2 みどりの配置方針

(1) 配置方針の考え方

本計画ではみどりを「環境」「防災・減災」「景観・歴史文化」「生活(健康／レクリエーション／ウォーカブル)」の4つの機能類型に分けて整理し、配置方針を定めます。



(2) 機能別の配置方針

①環境のみどり

○ 生態系保全のみどり

- ・流域ごとにみどりの環境は異なることから、生物多様性の保全のために、河川の流域ごとにみどりの質や連続性を確保します。
- ・市内のまとまったみどりを保全し、それらをつなぐようなみどりを創出します。生態系ネットワークの中で重要な拠点となるみどりを「中心拠点」とし、保全を図ります。

○ 水循環を健全にするみどり

- ・本市は台地上に位置していることから、雨水を土中に浸透し、地下水を涵養させる雨水浸透機能の高いみどりを優先的に保全、配置します。

○ 都市の高温化を見据えたみどり

- ・地球温暖化やヒートアイランド現象への対策として、樹冠投影による遮熱効果やみどりが育ちやすい土壌の整備等により、微気候調節の機能を整えながら、市内のまとまったみどりを保全します。

[配置方針図（環境）凡例]

- 流域のまとまり
- 生態系ネットワークの中心軸（街路樹のつながり）※整備済み
- 生態系ネットワークの中心軸（街路樹のつながり）※未整備
- 生態系ネットワークの副軸（街路樹のつながりを補完）
- 生態系ネットワークの中心拠点（樹林の多いみどり）
- 生態系ネットワークの副拠点（農地・公園・緑の多い住宅地）



- 配置方針図（環境） -

②防災・減災のみどり

○水害対策のみどり

- 市内のみならず、下流域の自治体での内水氾濫・外水氾濫に対する防災・減災（流域治水）の視点から、以下の対策を実施します。
- ✓ 台地面では雨水浸透・雨水一時貯留を助けるみどりの保全・創出。
- ✓ 河川沿いの谷底低地では、いっ水・浸水を受け止めるためのみどりを保全・創出。
特にリスクの高い洪水浸水想定区域などに位置するみどりの保全・創出に重点を置く。
- ✓ 水の集まりやすい場所や道路冠水しやすい場所周辺には、雨水の一時貯留を助けるみどりを配置。

○火災対策のみどり

- 街路樹ネットワークの構築を図るほか、また、住宅地での緑化を進めることで、延焼防止機能を有するみどりを配置します。
- 公園の整備等を行う際は、市民のニーズを踏まえながら、必要に応じて、防火性能の高い樹種の植樹を検討します。

○災害全般に対応するみどり

- 災害時の避難場所となるオープンスペースとして、公園のほか、樹林地や農地を含めてみどりを確保します。

[配置方針図（防災・減災）凡例]

- 雨水浸透を助けるみどりの創出・配置
- 雨水一時貯留を助けるみどりの創出・配置
- 街路樹ネットワークの構築（整備済み）
- 街路樹ネットワークの構築（未整備）
- 延焼防止・避難場所としてのみどりの保全・創出
- 避難場所等の機能を有するみどり
- 防災上、多面的機能を発揮する農地の保全



[ベース図凡例]

- 裸地・人口被覆面
- 原野・草地
- 樹林
- 市周辺の大きな緑地
- 河川
- 暗渠
- 水面・水路
- 農地
- 道路
- 鉄道

③景観・歴史文化のみどり

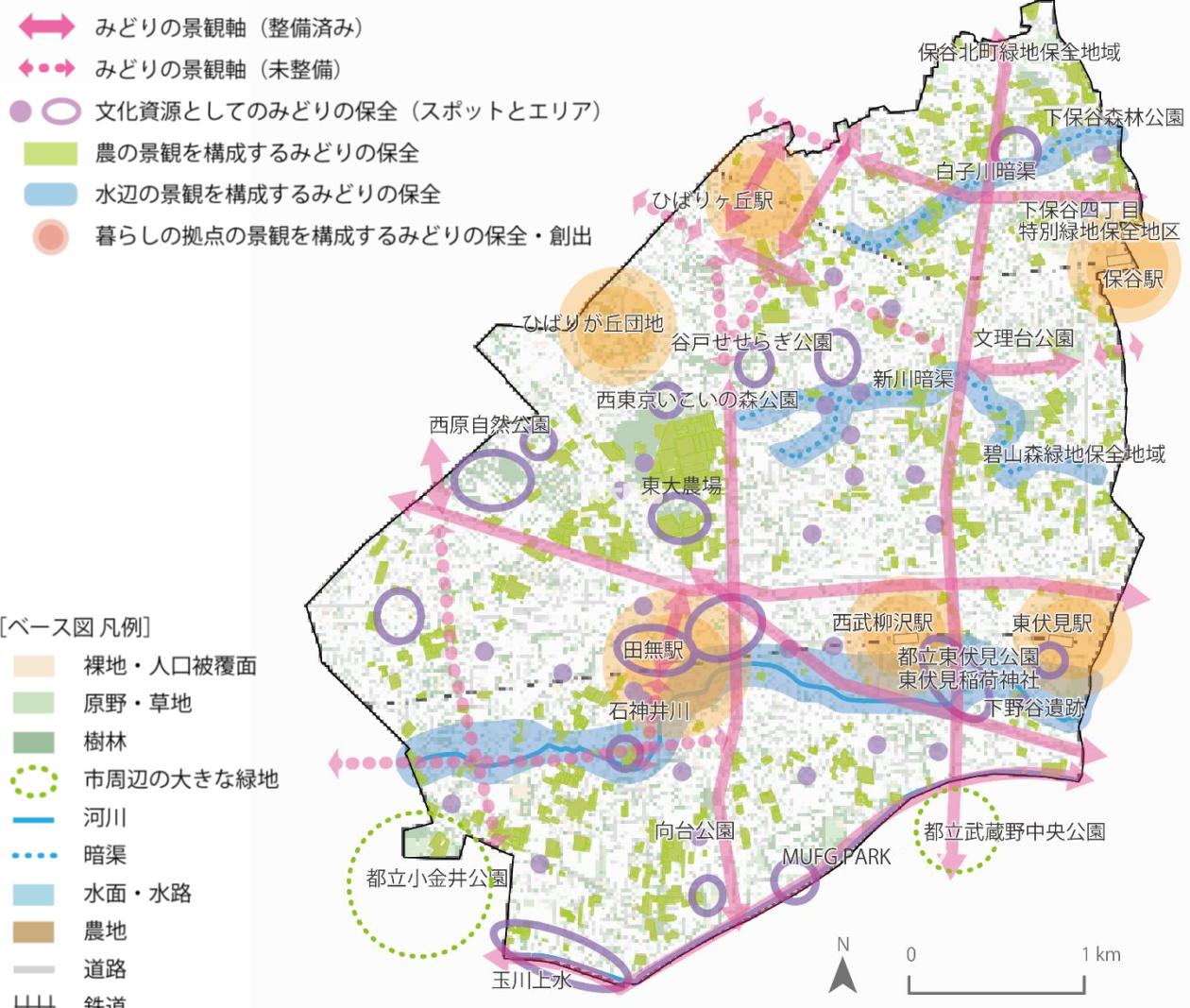
○ 西東京市の特徴ある景観を構成するみどり

- 市内に残る武蔵野の原風景や農の景観をつくりだすみどりを保全し、それらの特徴あるみどりが引き立つように、周辺のみどりとのつながりを保全・創出します。
- みどりの少ない地域において、西東京市の特徴的なみどりとのつながりに配慮し、景観の向上に資するみどりを創出します。

○ 市民の誇りとなる歴史文化を伝えるみどり

- 現在の西東京市の礎となっている歴史や文化を伝えるみどりを保全します。

[配置方針図（景観・歴史文化）凡例]



– 配置方針図（景観・歴史文化） –

④生活（健康/レクリエーション/ウォーカブル）のみどり

○市民の憩いの場のみどり

- ・市民が日頃から大切にしているみどりを維持管理し、充実を図ります。
- ・子どもをはじめ市民が外に出て、みどりに気軽に関わることができる機会をつくるため、生活圏の中で子どもの遊び場となる公園などのみどりを配置します。公園空白地区にある保育園周辺には、保育園による利用を想定した公園の配置を検討します。
- ・高齢者の活動の場づくりや健康増進のためのみどりを生活圏の中で配置します。

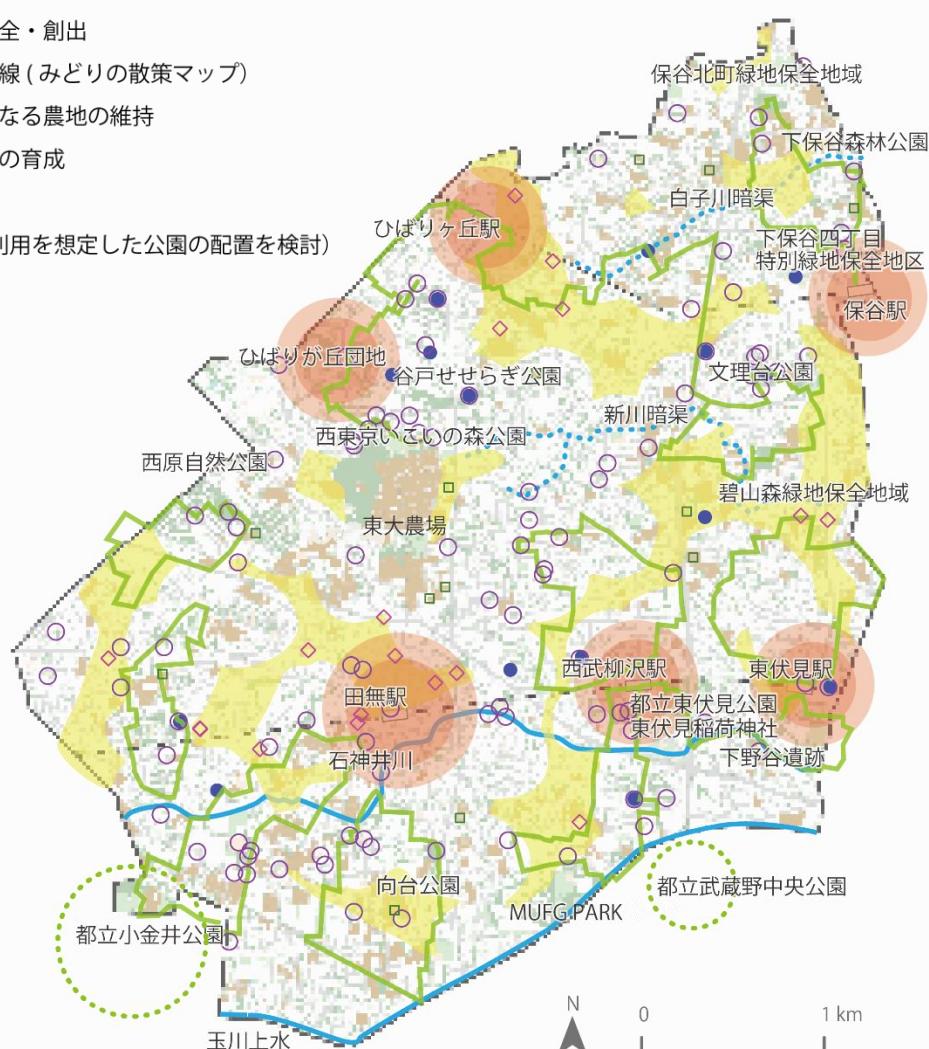
○歩きたくなるみどり

- ・ヒートアイランド現象への対策の観点から、人の動線に沿ってみどりを配置し、快適な歩行者空間をつくります。
- ・人が集まる駅周辺の商業地や文化資源周辺のみどりを保全します。

[配置方針図（生活）凡例]

- 子どもや高齢者をターゲットとした都市公園の機能の充実
- 身近な公園緑地の創出
- 人々が集まるみどりの保全・創出
- 歩きたくなるみどりの動線（みどりの散策マップ）
- レクリエーションの場となる農地の維持
- 市民活動が盛んなみどりの育成
- ◇ 公園空白地区内の保育園

（周辺に保育園による利用を想定した公園の配置を検討）



[ベース図凡例]

- 裸地・人口被覆面
- 原野・草地
- 樹林
- 市周辺の大きな緑地
- 河川
- 暗渠
- 水面・水路
- 農地
- 道路
- ++ 鉄道

- 配置方針図（生活） -

第5章 計画の推進に向けて

本計画を推進するにあたって、各種施策に取り組む前提として、協働体制の構築、財源の確保、計画の進行管理などに取り組みます。

5－Ⅰ 協働体制の構築

(1) 行政間の連携（国・都・市）

みどりは市域外にも連続していることから、周辺市区や東京都のほか、石神井川が流入する荒川における荒川水系（東京ブロック）流域治水協議会のような関連する機関との連携を含めて、広域連携の強化に努めます。国や東京都などに対しては必要な要望を行うとともに、国や東京都が実施する各種の事業との連携を図ります。

(2) 行政内の連携（庁内横断連携）

本計画の施策を効果的に進めいくために、庁内の連携を強化して、合意形成や課題への対応を検討し、事業の推進・評価・改善といった進行管理などについて、横断的な推進を図ります。また、これらの施策推進に関わる各種情報は、集約・管理によって、適切に市民に提供できるよう努めます。

(3) 産学公民の連携（事業者・大学・市・市民）

事業の推進、ソフト施策の充実のため、市民や企業等との連携強化を図ります。公園ボランティア団体や環境学習関連団体など、既存の活動団体を軸に輪を広げていくほか、公園整備時における市民参加の場づくりなど、つながりを生み出すきっかけの創出を図ります。また、武蔵野大学とは研究活動を通じた連携や、東京大学とは東大生態調和農学機構社会連携協議会を通じた取組等で、みどりのまちづくりにおける協働を目指します。株式会社三菱UFJ銀行が開園したMUFG PARKなどの民有地のみどりについては、市民等の公園の利活用を促進します。こうしたみどりのまちづくりにおいて中間支援的な役割を担う機関と連携の構築を図ります。

市立公園の管理面においては、指定管理者制度を活用し、体制構築を図りながら、適切な管理を推進します。その他、市民緑地認定制度や市民緑地契約制度、みどり法人制度、農の風景育成地区制度、地区計画農地保全条例制度等の活用方法を検討します。

(4) 民民の連携（市民・団体・事業者）

市民の緑化活動の円滑な促進と、活動の担い手同士の交流による活性化のため、公園協議会などにおいて、市民・団体・事業者等が定期的に集い、取組や課題を共有し合う場を設けます。

また平成25（2013）年3月に策定された地域コミュニティ基本方針に基づき、市を4つの地域に分け、南部、西部、中部、北東部の4つの地域協力ネットワークを設立しており、この組織の活動の一環で、緑化活動や啓発活動が行われています。

こうした民間の取組を支援し、民民のネットワーク形成を促進します。

5－2 財源の確保

庁内で適切な財政配分がなされるよう調整を図った上で、以下のような取組により、財源を確保しながら、みどりのまちづくりを推進します。

(1) 民間との連携による効率的な事業の運営

行政のみでの事業推進は、手続きなど時間コストが掛かるところから、市民や地域、事業者との連携により、効率的に事業を進めます。指定管理者制度や Park-PFI(公募設置管理制度)、公園管理協力会員制度、公園協議会制度等の活用などにより、公園・緑地の維持管理や活用において、民間とのパートナーシップを強化します。

(2) みどり基金や森林環境譲与税（森林環境税）・地球温暖化防止対策基金、都市計画税・都市計画基金の活用

西東京市人にやさしいまちづくり条例に基づき、開発に際しての金銭納付の受入を実施し、みどりのまちづくりに活用する財源を確保します。みどり基金や森林環境譲与税（森林環境税）・地球温暖化防止対策基金、都市計画税・都市計画基金を活用し、公園空白地区の解消や、人材育成・担い手の確保、木材利用の促進や普及啓発などを推進します。

(3) 多様な財源確保

ガバメントクラウドファンディング、ネーミングライツ、国・都の補助金等の活用を図り、みどりのまちづくりにおける財源確保を多様な形で検討します。

(4) 効率的な行政運営

中長期を見据えたみどりのまちづくりの推進、市民サービスの利便性の向上のため、ICT技術の活用を検討しながら、効果的に施策を実施します。取組の一つとして、西東京市公式LINEによる通報システムの活用により、パトロールの目を市民に協力していただく取組を継続します。

5－3 計画の進行管理

(1) 計画進行における役割分担の明確化

みどりの基本計画を総合的かつ計画的に推進するために、事業者、大学・研究機関、行政、市民等、それぞれがまちづくりの担い手であることを認識しつつ、協働体制をつくり、実行します。施策ごとに施策の担い手を明確にし、進捗を管理監督する立場を行政の担当課が担います。

-
- 事業者の役割
 - 市内のみどりの保全や維持管理、みどりが有する魅力の活用に資する活動に参画する
 - 所有している技術や資金をみどりの保全・創出・維持管理に活かす
 - 事業所の敷地または事業所周辺のみどりを保全・創出・維持管理する担い手となる

 - 大学・研究機関の役割
 - 市内のみどりに関する研究を行い、みどりが有するさまざまな効果やその価値について情報発信を行う
 - 市民がみどりについて学ぶことができる場づくりを行う
 - 蓄積しているみどりに関する知識や技術を活用する

 - 行政の役割
 - 公共施設のみどりの保全・創出・整備・維持管理を行う
 - 民有地のみどりの保全・創出・整備・維持管理のための支援を行う
 - みどりに関する情報の積極的な発信や啓発を行う
 - 主体間の連携を調整する
 - 事業者や市民、地域団体等の取組の支援を行う

 - 市民の役割
 - 市内のみどりに親しみ、触れ合うとともにその価値や役割について理解する
 - 自宅の庭や近所の公園等、身近にあるみどりを大切にする
 - みどりの魅力を活かしたイベントへの参加や運営を行う
 - みどりの保全・創出・維持管理のサポートをする
-

【各主体の役割の例】

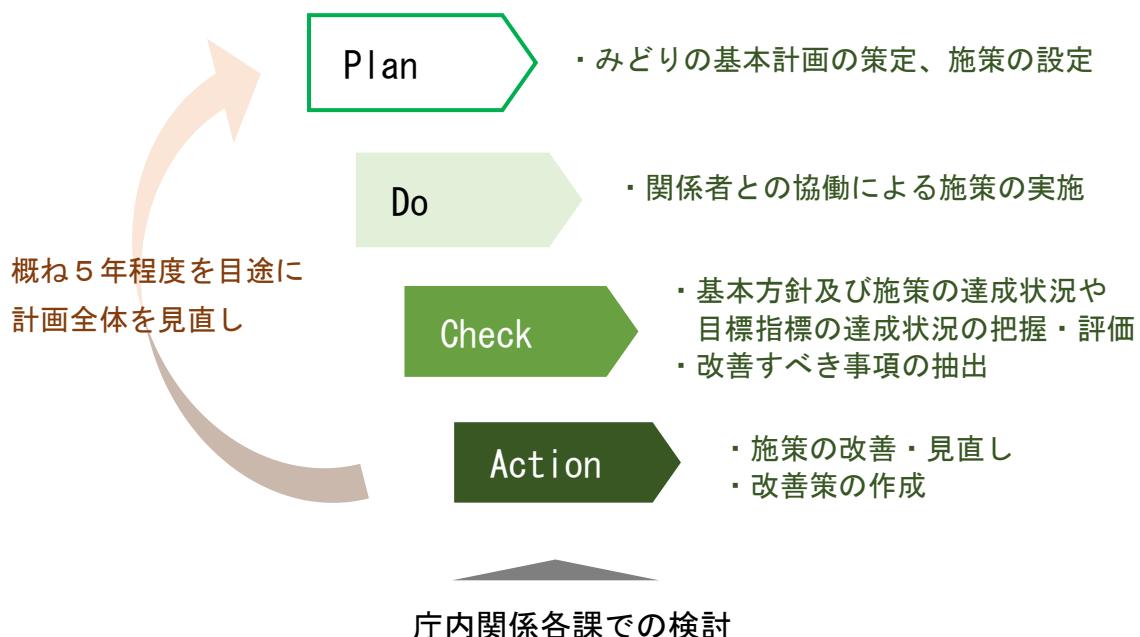
(2) 計画の進捗の評価体制の構築

みどりの基本計画の進行管理は、各施策の担当課に確認することで、指標や施策の実施状況を定期的に把握し、施策の継続性、財源の確保、効率的な事業スケジュールの設定などについて検討を行います。毎年の施策評価報告において、個々の事業進捗をそれぞれの担当課に対して確認します。計画の実現性を高めるため、みどりの現況や施策の進捗状況などを評価し、緑化審議会に意見を聴取した上で、目標年度の中間年となる計画策定5年後（令和 10（2028）年度末）を目途に、計画の見直しを行います。

(3) 必要に応じた計画の見直し、再検討

本計画の取組を効果的に進めるためには、施策・事業の実施状況や社会経済情勢、市民ニーズの変化などに応じて、適正な見直しを図ることが必要となります。

したがって、目標年度（令和 15（2033）年度）の中間年となる計画策定5年後（令和 10（2028）年度末）を目途として、施策・事業の実施状況を評価し、必要に応じて本計画の見直しを行うものとします。



[本計画の見直し・再検討のイメージ（PDCA サイクル）]

コラム③ 花につつまれたまちへ「花いっぱい運動」

■市民と協働で進める「花につつまれたまちづくり」の実現

本市では、公園等の公共用地に設けた花壇において、市民の緑化への関心を高めるとともに、花につつまれたまちづくりの実現を図ることを目的として、市民との協働で花いっぱい運動を推進しています。



[西東京市役所所田無庁舎前での様子]

■「花いっぱい運動」に参加するボランティア団体を募集しています

原則として市民5人以上の団体で、継続して参加できることを条件に、公園や駅前広場などの公共用地で、花の植え付け管理や除草等の清掃などに関わってくださる団体を募集しています。参加団体には、花の植え付けに必要な花苗・資材等の支給を行っており、街中で市民の方々が花やみどりに触れることができる機会の創出をお手伝いいただいています。

コラム④ 「みどりに関する様々な制度」

■低未利用の民有地を公園として地域に開くことを支援する「市民緑地認定制度」

平成 29(2017)年より「市民緑地認定制度」が創設され、民間が所有する低未利用の空き地やオープンスペースを公園と同等の空間として活用する取組への支援が始まりました。この制度を活用して、病院や学校の敷地をみどり豊かに設えて一般に開放する取組や、地域住民の集う緑地として開放する取組など、さまざまな動きが見られています。



[かしわ路地裏市民緑地]
写真：国土交通省『市民緑地制度活用の手引き』より

■民間のノウハウを都市公園に活かす「Park-PFI(公募設置管理制度)」

民間事業者の視点を活かし、都市公園の魅力と利便性向上を図るために、飲食店等の公園施設の設置等を行う事業者を公募選定する制度です。設置する施設での収益で、公園施設の整備を一体的に行うことを条件に、事業者には都市公園法の特例措置が適用されます。

■民間活力により利用者サービスの向上と経費節減を可能にする「指定管理者制度」

公の施設の管理運営を事業者等へ代行させることで、民間活力による利用者サービスの向上と経費節減を図ることを目的とした制度です。

本市では、指定管理者制度導入前から、市民ボランティアとの意見交換を重ね、「市民協働の推進」を軸に置いた制度導入を検討してきました。平成 28(2016)年度より、西東京いこいの森公園及び周辺の市立公園を包括指定管理する事業者を選定し、民間事業者のノウハウを活かしながら公園の維持管理を行っています。

■減少しつつある農地をオープンスペースとして保全する「農の風景育成地区制度」

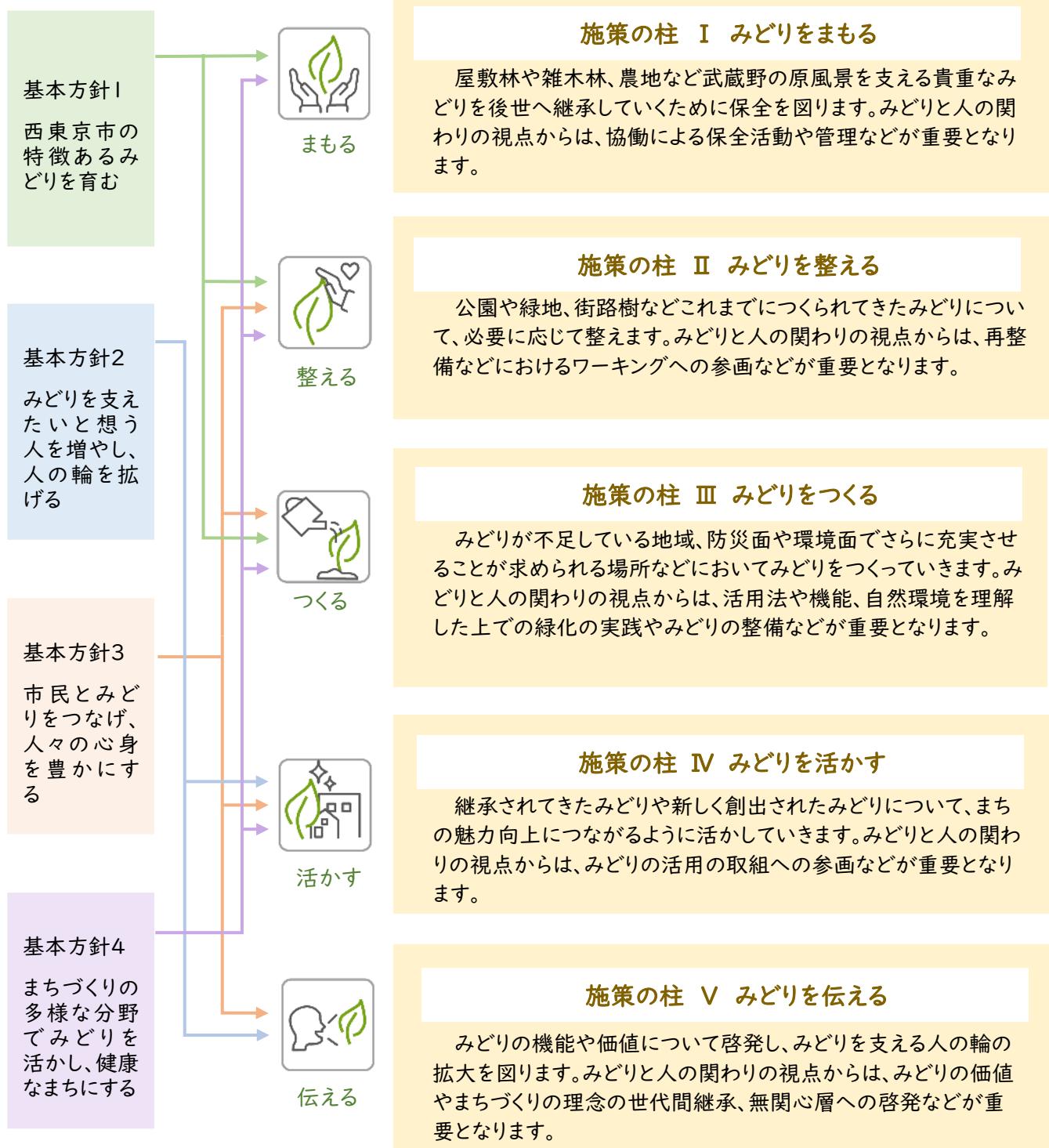
減少しつつある農地をオープンスペースとして保全し、農のある風景を将来に引き継ぐために、東京都が平成 23(2011)年に創設した制度です。本制度は、農地や屋敷林などが比較的まとまって残る地区を指定し、地域のまちづくりと連携しながら農のある風景を保全、育成していくことを目指しています。

第6章 全体計画

6-1 施策体系

基本方針に基づき、みどりのまちづくりにおける施策を展開していきます。施策の展開にあたっては、施策を「まもる」「整える」「つくる」「活かす」「伝える」の5つの柱で整理しながら、体系立てます。基本方針と施策が紐づいていることで、事業の達成状況の評価は、基本方針の達成状況の評価にも繋がります。

基本方針と施策の柱の対応関係



[施策体系図]

		特別緑地保全地区・緑地保全地域の保全と 活用・指定	重点
	(1) 屋敷林・雑木林・文化財等、 市の特徴あるみどりの保全	② 文化財の指定や登録 ③ 保存樹木・保存樹林・保存生垣の指定 ① 生産緑地・特定生産緑地制度の活用	
I みどりを まもる	(2) 都市農地の保全	② 援農ボランティアとの連携 ③ 農地貸借の促進 ① 市民協働での生態系の調査・観測	
	(3) 生物多様性の向上に資する 生態系の保全・再生	② 武蔵野の原風景を引き継ぎ、多様なみどりを 育む公園の維持管理 ③ 学校ビオトープの維持管理 ④ 生態系の拠点となる民有地の保全	重点
	(4) 協働による公園・緑地の 維持管理	① 指定管理者制度の活用・拡充 ② ボランティア等との連携による体制の構築	重点
II みどりを 整える	(1) 老朽化した公園・緑地の 再整備	① 老朽化した公園の再整備 ② 公園機能の再編	
	(2) 街路樹・植栽の再生	① 街路樹・植栽の適切な維持管理	
	(1) みどりのネットワークの形成	① 街路樹ネットワークの形成 ② 民有地のみどりのネットワーク形成支援	
	(2) 公共施設における みどりの創出	① 新たな公園・緑地の整備 ② 学校の芝生の維持管理 ③ 公共施設における壁面緑化・屋上緑化の推進	
III みどりを つくる	(3) 民有地における みどりの創出	① 開発指導における緑化推進 ② 都市計画による良好なみどりの景観創出 ③ 緑と花の沿道の創出	
	(4) 防災力を高めるための みどりの創出	① グリーンインフラの整備促進 ② 公園の防災拠点としての機能強化	
	(5) 環境や生態系等に配慮した みどりの創出	① 武蔵野の原風景を引き継ぎ、多様なみどりを 育む公園の再生 ② 地域特性に応じた樹種選定	
	(1) 公有地のみどりの多面的 機能の活用推進	① 公園の多面的機能の活用 ② 河川空間の活用 ③ 公園の利活用活性化のための活動の促進	
IV みどりを 活かす	(2) 民有地のみどりの活用促進	① 樹林地の活用 ② 西東京市山林保全協定の継続	
	(3) 健康づくり・レクリエーション としてのみどりの活用	① レクリエーションとしてのネットワークの活用 ② 都市農地の活用 ③ 拠点施設周辺におけるみどりを活かした景観 形成	
	(4) みどりを活かした循環型 社会の構築	① せん定枝・草・落ち葉の堆肥化	
		① ボランティア等みどりのまちづくりを支える人 材の育成	重点
V みどりを 伝える	(1) みどりのまちづくりの 活動の啓発	② 学校教育等との連携による啓発 ③ 研究機関との連携による啓発 ④ みどりのまちづくりを啓発する企画・イベントの 実施	
	(2) みどりのまちづくりを 進める手法の周知	① 市民が活用できる各種制度の発信	

6－2 施策

I みどりをまもる

(1) 屋敷林・雑木林・文化財等、市の特徴あるみどりの保全

① 特別緑地保全地区・緑地保全地域の保全と活用・指定

重点施策

都市緑地法に基づき、豊かなみどりを未来へ継承するために、都市において良好な自然的環境を形成している緑地を指定する制度として特別緑地保全地区や緑地保全地域などがあります。市内には2か所の特別緑地保全地区、2か所の緑地保全地域が指定されています（令和5（2023）年現在）。これらの制度を引き続き活用し、既存指定箇所を保全しつつ、活用に取り組むとともに、歴史文化や環境、防災面等での価値の評価を含めて、新たな指定を行う際の効果検証を行います。また、屋敷林の保全や活用を推進するため、具体的な植生・建物等の維持管理や活用等に関するガイドラインの作成を進めます。

（担当課：みどり公園課）



下保谷四丁目特別緑地保全地区



保谷北町緑地保全地域

② 文化財の指定や登録

市内には貴重な文化財が残されており、国指定のものとして下野谷遺跡や玉川上水、小金井（サクラ）などが、東京都指定のものとして田無神社本殿・拝殿などが、その他市指定の文化財として社寺や樹木などがあります。また、国登録文化財の建物もあります。文化財にはみどりと一体となったものが多く、歴史文化資源と調和したみどりの保全・継承のために、引き続き文化財指定制度等を活用します。

（担当課：社会教育課）



下野谷遺跡



田無神社

③ 保存樹木・保存樹林・保存生垣の指定

大きく成長した樹木や、連續的に形成されたみどりは、地域にとって特徴的なみどりの空間を形成します。こうした一定の高さや規模を満たした樹木・樹林・生垣については、保存樹木・保存樹林・保存生垣として指定し、その維持管理に対する支援を継続します。特に保存樹木・保存生垣については指定件数が減少する傾向にあるため、制度を周知することにより、指定件数の水準の維持・向上に努めます。

(担当課:みどり公園課)

(2) 都市農地の保全

① 生産緑地・特定生産緑地制度の活用

市内にある貴重な都市農地は、農作物を生産する場であるだけでなく、緑地として周辺の気温を下げてヒートアイランド現象への対策に貢献したり、まちの景観資源として存在価値を発揮します。また、防災機能としては災害時の一時避難場所としても機能するほか、台地上では雨水涵養機能を、河川付近では遊水機能をもつなど多面的な機能を有しています。このような都市農地を保全していくために、生産緑地制度・特定生産緑地制度を活用するとともに、農業者や市民団体、民間企業、大学など地域の多様な主体が参画する仕組みづくりを推進し、都市農地が維持されるように支援します。また、都市計画マスタープランにおける「農住環境共存ゾーン」の位置づけについても考慮して、施策に取り組みます。

(担当課:都市計画課、産業振興課)



生産緑地

② 援農ボランティアとの連携

労働力の不足している農家の手伝いや、農業者と市民との交流、農業への理解を深めてもらうことを目的として、「公益財団法人 東京都農林水産振興財団」が実施する援農ボランティア認定事業の活用を推進します。

(担当課:産業振興課)



援農ボランティア

③ 農地貸借の促進

高齢化等により所有者が営農することが困難になっても、農地として維持されるように都市農地の貸借の円滑化に関する法律に基づく農地貸借を促進します。農地貸借を促進するため、安心して貸借できる体制を整える必要があることから、所有者や貸借希望者の情報を整理して双方に情報提供を行いながら、多様な農地の活用を促進します。

(担当課:産業振興課)

(3) 生物多様性の向上に資する生態系の保全・再生

① 市民協働での生態系の調査・観測

市民協働での生態系の調査・観測を推進します。例えば、市内には野鳥が飛来するほか、石神井川には水中生物の生態系が形成されています。石神井川は、湧水を集めて流れる川として、水質が改善され、魚や水草をはじめ、生態系が戻りつつあります。こうしたみどり周辺の生き物の生息状況について、石神井川の水生生物調査等を実施しながら観測を続けていきます。

(担当課:環境保全課)

② 武蔵野の原風景を引き継ぎ、多様なみどりを育む公園の維持管理

重点施策

武蔵野の原風景を引き継ぎ、多様なみどりを育む公園の維持管理に努めます。特に西原自然公園では、生物多様性については現状の環境を維持していくことを目標に、西原自然公園植生管理計画に基づき、市民協働で萌芽更新に取り組むなど、樹林の再生・維持管理に努めています。このような周辺の公園とは異なる機能をもつ公園を、引き続き維持管理します。

(担当課:みどり公園課)



西原自然公園における萌芽更新の取組

③ 学校ビオトープの維持管理

市内の学校には樹木などのみどりのほか、ビオトープとなる池があり、生態系の拠点の一つとして保全と活用を図ります。けやき小学校では、民間企業や市民団体等と連携し、総合学習の一環として、ひょうたん池のかいぼり作業を行いました。自然環境教育と連動させながら、このような活動を継続します。

(担当課:教育指導課)



けやき小学校におけるかいぼり作業

④ 生態系の拠点となる民有地の保全

屋敷林や雑木林、社寺林などのまとまったみどりの空間は生き物にとって重要な住処となります。適切な手入れを行うことで、多様な環境が創出され、生物多様性を確保することができることから、保存樹木・保存樹林などへの補助制度や西東京市山林保全協定などを活用しながら、このような空間の維持管理に努めます。

(担当課:みどり公園課)

(4) 協働による公園・緑地の維持管理

① 指定管理者制度の活用・拡充

一部の公園・緑地の管理においては、指定管理者制度（民間事業者や団体等に公の施設を管理させる制度）が活用されており、この制度を引き続き推進します。制度の利用においては、単独施設ではなく、複数の施設に対して包括的に制度を活用し、地域や事業者が連携しやすいよう配慮します。また、事業者・行政・地域が円滑なコミュニケーションが取れるように体制を構築します。

(担当課:みどり公園課)

② ボランティア等との連携による体制の構築

重点施策

市内各地の公園でボランティアが活動しており、公園管理協力会員としての登録制度や高橋家屋敷林保存会、西原自然公園を育成する会、西東京自然を見つめる会などの団体がいるほか、市民協働で管理する花壇などがあります。これらの活動を引き続き支援するとともに、ボランティア養成講座の充実など、団体やボランティアの育成に向けた取組を実施します。

(担当課:みどり公園課)

II みどりを整える

(1) 老朽化した公園・緑地の再整備

① 老朽化した公園の再整備

市立公園の約4割は、30年以上前に供用開始されたものであり、施設等の老朽化が進んでいます。こうした公園施設について西東京市公共施設等総合管理計画と連携しつつ、施設長寿命化の考え方のもと予防保全型管理にも取り組みながら、老朽化した施設の更新を図ります。大きな公園の再整備にあたっては、市民ニーズを聴取する方法や機会を取り入れて進めます。 (担当課:みどり公園課)

② 公園機能の再編

市立公園のなかには、周辺地域の人口構成の変化により、設置当時とは地域のニーズが変化したものもあります。魅力的な公園を生み出していくためにも、故障や耐用年数の観点から設備を撤去更新する際には、機能を再編する視点を取り入れて、利用者ニーズや、地域の中の近隣の公園同士の機能分担を考えながら、必要な設備の設置を検討します。 (担当課:みどり公園課)

※西東京市公園配置計画(平成30(2018)年策定)の際のワーキングや市民アンケート等で提案された方向性

- 都市農業、食、健康、アート、歴史文化といった多くの市民が関心を持つような分野との連携を図りながら地域ごとに個性のある公園づくり
- 設備の配置ではなく、機能や使い方をベースに設計する公園づくり(植物や動物と触れ合い、生物多様性を感じられる/市民活動や、民間企業の事業フィールドとして活用しやすい/運動やスポーツ、散歩などレクリエーションができるなど)
- 使いやすさや扱い手の確保・育成、管理コストなど持続性を内包した公園づくり

(2) 街路樹・植栽の再生

① 街路樹・植栽の適切な維持管理

道路等のインフラ施設及び公共施設における街路樹・植栽は、緑陰を作つてヒートアイランド現象への対策に貢献したり、連続的な景観を形成したり、騒音の障壁や大気汚染の抑制、延焼防止の機能なども有している重要なみどりです。こうした街路樹・植栽について、日常的な交通の安全面に支障をきたさず、道路環境の充実を図れるよう適正な維持管理を行います。 (担当課:道路課)



街路樹・植栽（東伏見駅前）

III みどりをつくる

(1) みどりのネットワークの形成

① 街路樹ネットワークの形成

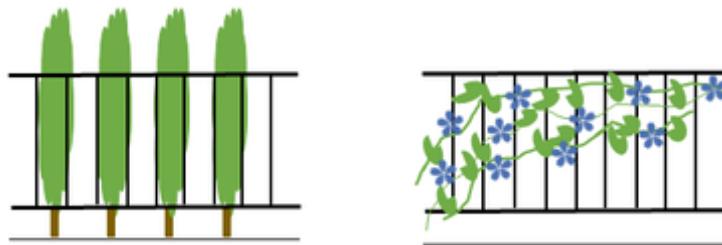
道路等のインフラ施設及び公共施設における街路樹・植栽は、鳥や虫などの生き物にとって移動経路となる重要な空間であるほか、連続的な空間として景観的な重要性も高く、さらに延焼防止の機能を有しています。また、住宅都市である本市にとっては重要なみどりのネットワークとなっています。既存の街路樹網ネットワークを維持するとともに、都市計画道路を中心に新たなネットワークの形成を進めています。

(担当課:都市計画課、道路課)

② 民有地のみどりのネットワーク形成支援

みどりのネットワークとして、街路樹のほか、民有地の生垣なども連続性をもった重要なネットワークとなります。特に住宅街においては、個人宅の小さな樹木・植栽に関しても、貴重な連続的なみどりとして景観や環境面での効果が高いと考えられ、生垣や花壇の造成、フェンスの緑化等に対する支援を継続します。

(担当課:みどり公園課)



フェンスの緑化イメージ

(2) 公共施設におけるみどりの創出

① 新たな公園・緑地の整備

公園空白地区については、みどり基金等の活用を図りながら、公有地の拡大の推進に関する法律に基づく土地の先買いや生産緑地の買取りにあわせた用地取得等により、公園整備を検討します。特に保育施設周辺における公園空白地区の解消につながる場合には、優先的に公園の配置を検討します。また、駅拠点のまちづくりの検討にあたっては、新たなみどりの創出を検討します。

(担当課:都市計画課、みどり公園課、道路課)

② 学校の芝生の維持管理

本市では、一部の小学校において、校庭の全部または一部について芝生の整備が行われています。しかしながら、養生期間は利用できることや雑草除去についての課題があり、それらの課題について学校や地域などと協力・連携を図りながら、これらの芝生化された空間を維持します。

(担当課:教育企画課)

③ 公共施設における壁面緑化・屋上緑化の推進

建築物の壁面緑化や屋上緑化は、ヒートアイランド現象への対策として夏季の建物の冷却効果が期待され、冷房機器の省エネルギー化にもつながります。本市では、エコプラザ西東京で屋上緑化を実施しているほか、琉球あさがおなど緑のカーテンを毎年育成するなど、今後もこうした公共施設における壁面緑化・屋上緑化の取組を推進します。

(担当課:関係各課)

(3) 民有地におけるみどりの創出

① 開発指導における緑化推進

西東京市人にやさしいまちづくり条例に基づく、開発事業における公共施設等の整備基準により、民間開発時における緑化やみどり基金への金銭納付を促進します。西東京市みどりの保護と育成に関する条例により、一定の範囲で緑地の設置を努力義務として促進します。また、工場立地法に基づき、必要な緑化を誘導します。

(担当課:みどり公園課)

② 都市計画による良好なみどりの景観創出

良好な景観形成や緑地の保全・創出を図るために都市計画と連動します。都市計画マスターplanの施策と連携するほか、地区計画の指定により、地域特性に応じたあり方を検討・推進します。

【本市の地区計画(令和5(2023)年時点)】

- 泉小学校跡地周辺地区地区計画
- 向台町三丁目・新町三丁目地区地区計画
- ひばりヶ丘駅南口地区地区計画
- ひばりが丘地区(ひばりが丘団地地区)地区計画
- ひばりヶ丘駅北口地区地区計画
- 調布保谷線富士町六丁目周辺地区地区計画
- 練馬東村山線中町・東町周辺地区地区計画
- 新東京所沢線北町五丁目周辺地区地区計画
- 東大生態調和農学機構周辺地区地区計画

(担当課:都市計画課、みどり公園課)

③ 緑と花の沿道の創出

住宅街の宅地と道路との接道部の緑化を推進することは、景観を向上させるだけでなく、ブロック塀等の倒壊による災害の発生を防止する効果もあります。既存のブロック塀、万年塀等を撤去し、道路沿いに新たに生垣や花壇の造成、フェンスの緑化等を行う取組に対して支援し、住宅街における目に見えるみどりの創出を誘導します。

(担当課:みどり公園課)

(4) 防災力を高めるためのみどりの創出

① グリーンインフラの整備促進

市内には浸水予想区域に掛かる地域があり、こうした地域の被害抑制のため、自然の持つ力を活かすグリーンインフラとして、地形的な要素を踏まえて、適切な場所で緑地を保全・創出していく必要があります。具体的には、豪雨時に、浸水が想定される、石神井川や白子川（暗渠）、新川（暗渠）の周辺において、保水機能がある農地を保全します。また、その外縁の台地上では、河川や下水施設への雨水の急激な流入を緩和するため、雨水の土壤への浸透を助ける樹林地や農地を保全します。また、人工地盤の多い、幹線道路沿いや新たな開発地においては、緑地の創出だけではなく、雨水浸透施設の設置を合わせて促進することで、流入を最小限におさえます。

(担当課:産業振興課、都市計画課、下水道課、みどり公園課)

② 公園の防災拠点としての機能強化

地域の防災設備の配置状況を踏まえながら、必要に応じて、防災設備を公園に設置します。西東京いこいの森公園では、災害用トイレや防災かまどベンチ等の防災施設があるほか、泉小学校跡地につくられた泉小わくわく公園では、避難広場として、防災倉庫、災害用トイレ、防災パーゴラ、震災用井戸などを設け、災害に備えています。このように公園における防災機能の強化を展開します。

(担当課:危機管理課、みどり公園課)

(5) 環境や生態系等に配慮したみどりの創出

① 武蔵野の原風景を引き継ぎ、多様なみどりを育む公園の再生

武蔵野の原風景を引き継ぎ、多様なみどりを育む公園づくりを進めます。特に西原自然公園は西原自然公園植生管理計画に基づき、武蔵野の自然の再生を図っている代表的な公園であり、コナラやクヌギなどについて、萌芽更新が進められています。生物多様性については、西原自然公園における現状の環境を維持するとともに、公園・樹林地・農地・水辺の保全事業と連携を図ることで、生物多様性をより豊かにすることを目指します。また、自然の起伏を活かした小道の整備、森林浴をすることができる貴重なレクリエーション空間（フィールドミュージアム）を形成することを目標に公園づくりを進めます。

（担当課：みどり公園課）

② 地域特性に応じた樹種選定

生態系に配慮した緑化の推進のため地域住民の声を聞き、周辺の環境や地域特性を踏まえ、在来種・地域性種苗等から市民に親しまれている植物まで、地域や場所の特性に合わせた多様なみどりを整備します。また、本市においては、ケヤキとハナミズキを市の木として指定していることから、街路樹・植栽や公園内の樹木植栽等の整備においては、市のシンボルとして、こうした樹種の活用も検討します。

（担当課：みどり公園課）

IV みどりを活かす

(1) 公有地のみどりの多面的機能の活用推進

① 公園の多面的機能の活用

公園はみどりとして存在しているだけでなく、地域での防災訓練などの防災・減災機能や、お祭りや健康づくりの活動、レクリエーション活動といった生活面での機能を有しています。こうした多面的な機能について活用を図ります。

また、市立公園の約7割が 500 m²未満の小さな公園となっています。西東京市公園配置計画（平成30（2018）年策定）に基づき、地域に複数存在する小規模公園や緑地を面的に捉え、相互の関連をつくりながら活用を図ります。市民がやってみたい企画（アイデア）を市民自身が実現することを支援するため、市に企画書を提出できる制度を設けており、継続的に活用促進を図ります。

（担当課：みどり公園課）

② 河川空間の活用

良質な河川・水路の環境形成のための取組を河川管理者である東京都と連携して進めます。市民や学校、地域と協働での環境教育活動や生き物観察などを行うほか、白子川などの暗渠となっている河川については、健康まちづくりの取組の一環として、散策路のネットワークとして魅力向上を図ります。

（担当課：みどり公園課）

③ 公園の利活用活性化のための活動の促進

市民や地域主体によるパークマネジメントを推進します。本市においては先行事例として、指定管理者と連携した泉小わくわく公園地域協議会が発足し、利用者である地域住民が公園の利用ルールや今後の活用方法について検討しています。このような地域主体の公園の運用のあり方を拡げます。

（担当課：みどり公園課）

(2) 民有地のみどりの活用促進

① 樹林地の活用

市内には屋敷林や雑木林が点在し、武蔵野の原風景を現代まで伝える貴重なみどりの資源となっています。これらを保存・活用していくために、本市は平成24（2012）年に下保谷四丁目特別緑地保全地区（旧高橋家屋敷林）を都市計画決定し、令和4（2022）年には下保谷四丁目特別緑地保全地区保全活用計画を策定し、保全と活用を図っています。また、屋敷林の保全や活用を推進するため、具体的な植生・建物等の維持管理や活用等に関するガイドラインの作成を進めます。すべての樹林地を市の所有地として保全と活用をしていくことは難しいため、民有地のままであっても地域と連携しながら保全と活用をしていく仕組みを検討します。

（担当課：みどり公園課）

② 西東京市山林保全協定の継続

地域の中にある山林については所有者の合意のもと、西東京市山林保全協定を締結し、市民に無償で開放していく制度を継続します。

(担当課:みどり公園課)

(3) 健康づくり・レクリエーションとしてのみどりの活用

① レクリエーションとしてのネットワークの活用

みどりの散策マップを公開し、レクリエーションとして楽しめるみどりの散策路づくりに努めます。「樹林」「農」「歴史」「地形」「水」などテーマに応じた散策路を設定し、多様な人々の関心を引寄せ、誘目性を高めます。散策路上にある都立公園や狭山・境緑道（多摩湖自転車歩行者道）などは、みどりのレクリエーションのネットワークの一つとして、東京都と連携して活用を図ります。

(担当課:みどり公園課)

② 都市農地の活用

都市農地の多面的機能の一つである、農業を通じた交流では、市民農園や農業体験農園などで、市民が自らの手で野菜を栽培することを通して、農に親しみ、都市農地の価値についての理解を深める機会となっています。都市農地の貸借の円滑化に関する法律等の活用により、農業者が開設する市民農園・農業体験農園の支援を行うほか、情報発信をサポートし、活用を促進します。景観としての都市農地に着目し、市の魅力発信PRの素材として活用を図ります。

(担当課:産業振興課)

(3) 拠点施設周辺におけるみどりを活かした景観形成

市役所庁舎など多くの人が集まる施設付近では、みどりを活かした景観形成を促進します。公共施設においては各施設管理者において創意工夫し、歩道における花壇の設置や公共施設における壁面緑化など、目に見えるみどりを、人のアクセスが多いスポットで増やすことで、みどり豊かなまちの印象を高めます。

(担当課:関係各課)

(4) みどりを活かした循環型社会の構築

① せん定枝・草・落ち葉の堆肥化

本市では、平成 22(2010)年度より、家庭でせん定した枝や幹、落ち葉を収集し、資源化事業を進めています。収集したせん定枝は、市外で破碎処理され、堆肥有機肥料や家畜の敷料、公園地面の被覆資材（マルチング）などで再利用されます。ごみを減らすだけでなく、資源として循環させる取組を継続します。

(担当課:ごみ減量推進課)

V みどりを伝える

(1) みどりのまちづくりの活動の啓発

① ボランティア等みどりのまちづくりを支える人材の育成

重点施策

市内各地の公園・緑地でボランティアが活動していますが、年々高齢化しています。行政手続の負担の軽減に努め、既存の団体の維持存続を支えつつ、新たな担い手の発掘・育成に向けて、ボランティア養成講座の機会などを活用し、みどりに関する勉強会など、人材育成を図ります。

(担当課:みどり公園課)

② 学校教育等との連携による啓発

みどりに親しみ、みどりのことを考えるきっかけをつくる教育を学校のプログラムの中で展開します。例えば、年間指導計画に位置づけて、農業体験活動を実施したり、市内農産物の学校給食での活用を図ります。また、学校施設における緑のカーテンプロジェクトの実施、石神井川付近の学校では水質や生き物調査などを行ったり、農地が近い学校では農作業体験を行ったりするなどの取組を検討・実施します。

(担当課:学務課、教育指導課)

③ 研究機関との連携による啓発

市内には東大農場や武蔵野大学があり、市内のみどりは研究者や学生の調査フィールドとなっています。これらの研究成果を活かす機会をつくり、市民に共有・還元していく仕組みをつくることで、市民のみどりのまちづくりに対する理解醸成を図ります。

(担当課:みどり公園課)

④ みどりのまちづくりを啓発する企画・イベントの実施

みどりのまちづくりを啓発するため、各種企画やイベントを実施します。にしどきょう環境アワードでの取組の表彰や、農産物等販売会(マルシェ)などで都市農産物のPRなどに取り組みます。

また、親子参加型のイベントを実施し、中長期を見据えて若い関心層の育成を図ります。

(担当課:環境保全課、産業振興課)

(2) みどりのまちづくりを進める手法の周知

① 市民が活用できる各種制度の発信

市民が緑化活動に参加する際に活用できる制度があります。保存樹木・保存樹林・保存生垣への申請や、生垣や花壇の造成・フェンスの緑化等の際に利用できる補助制度の普及啓発に努め、民有地の緑化に対する取組を、市全域でさらに推進します。

(担当課:みどり公園課)

第7章 地域別方針

7-1 緑化重点地区

西東京市では、市内全域を緑化重点地区として、緑地保全と緑化を積極的に進めます。緑化重点地区は、都市緑地法に基づき定められる「重点的に緑化の推進に配慮を加えるべき地区」です。国の交付金・補助事業等でも緑化重点地区の指定区域であることが要件になることがあります。

7-2 地域区分の考え方

より地域に応じたみどりのまちづくり方針を示すため、市内を複数の地域に区分し、地域ごとの方針を示します。市民や行政にとっての使いやすさを鑑み、各中学校を核とした地域づくりの考え方を取り入れて、9区分に分けました。



7-3 地域別方針

(1) 青嵐中学校地域

①青嵐中学校地域の特徴

本市の最北端に位置し、かつて市内より湧き出す水源より流れている白子川流域の上流にあり、練馬区と隣接しています。地域内には、生産緑地とともに屋敷林が残っており、特に、保谷北町緑地保全地域周辺の畠、あぜ道や雑木林、下保谷四丁目特別緑地保全地区周辺の景観は、かつての武蔵野の原風景を感じさせます。

地域を代表するみどりとして、下保谷四丁目特別緑地保全地区があります。本市では、平成24(2012)年にこの場所を特別緑地保全地区として指定し、令和4(2022)年に策定した下保谷四丁目特別緑地保全地区保全活用計画を基に、地域のボランティア団体と協働し、保全と活用の取組を進めています。また、アオバズク・カブトムシ・ニホンヤモリ・ホンドタヌキなどが生息することが確認されており、生態系にとっての貴重なみどりでもあります。



②青嵐中学校地域のみどりの量

緑被率	26.5%	内訳: 樹木・樹林 11.6% / 草地 3.3% / 農地 11.6%
みどり率	27.3%	内訳: 緑被率対象地 26.5% / 公園区域内の裸地・人工被覆面 0.8% / 水面 0.0%
※各項目について四捨五入しているため合計値は必ずしも一致しない 令和4(2022)年度緑被率調査		

③青嵐中学校地域内の特徴的なみどり・歴史的資源

[みどり]

- ・下保谷四丁目特別緑地保全地区
- ・保谷北町緑地保全地域
- ・下保谷森林公园



保谷北町緑地保全地域

[歴史的資源]

- ・あらやしき公園
- ・ひばりが丘北わんぱく公園
- ・栄町二丁目樹林地



あらやしき公園



下保谷四丁目特別緑地保全地区

④青嵐中学校地域の方向性

地域の特性を踏まえ、以下の取組を推進します。

○屋敷林・雑木林の保全と活用

地域内には、下保谷四丁目特別緑地保全地区や保谷北町緑地保全地域、下保谷森林公園など豊かな屋敷林・雑木林のみどりがあります。特に、下保谷四丁目特別緑地保全地区では、武蔵野の原風景を感じさせる環境において、市民と市が協力しながら、先進的な保全と活用の取組を進めています。市内の各所に残る西東京市の特徴あるみどりを保全し受け継いでいくため、引き続きこうした屋敷林・雑木林の保全や活用の取組を進めます。

関連する全体計画の施策: I(1)①③、IV(2)①

○白子川（暗渠）を軸としたみどりのネットワークの形成

暗渠となっている白子川沿いについて、レクリエーションとして楽しめるみどりの散策路として魅力向上を図ります。周辺には、天神社や福泉寺など豊かな社寺林と一体となる歴史的資源が多くあることから、文化財指定制度等を活用しながら、こうした地域の資源をつなぐネットワークの形成を図ります。

関連する全体計画の施策: IV(1)②、IV(3)①

○新規公園の整備

ひばりが丘北四丁目地内の生産緑地等について、地区内のオープンスペースとしての機能を維持する観点から買取りを行い、防災機能などを兼ね備えた空間として公園の整備を行います。また、同地における公園開設は公園空白地区の一部についても解消します。

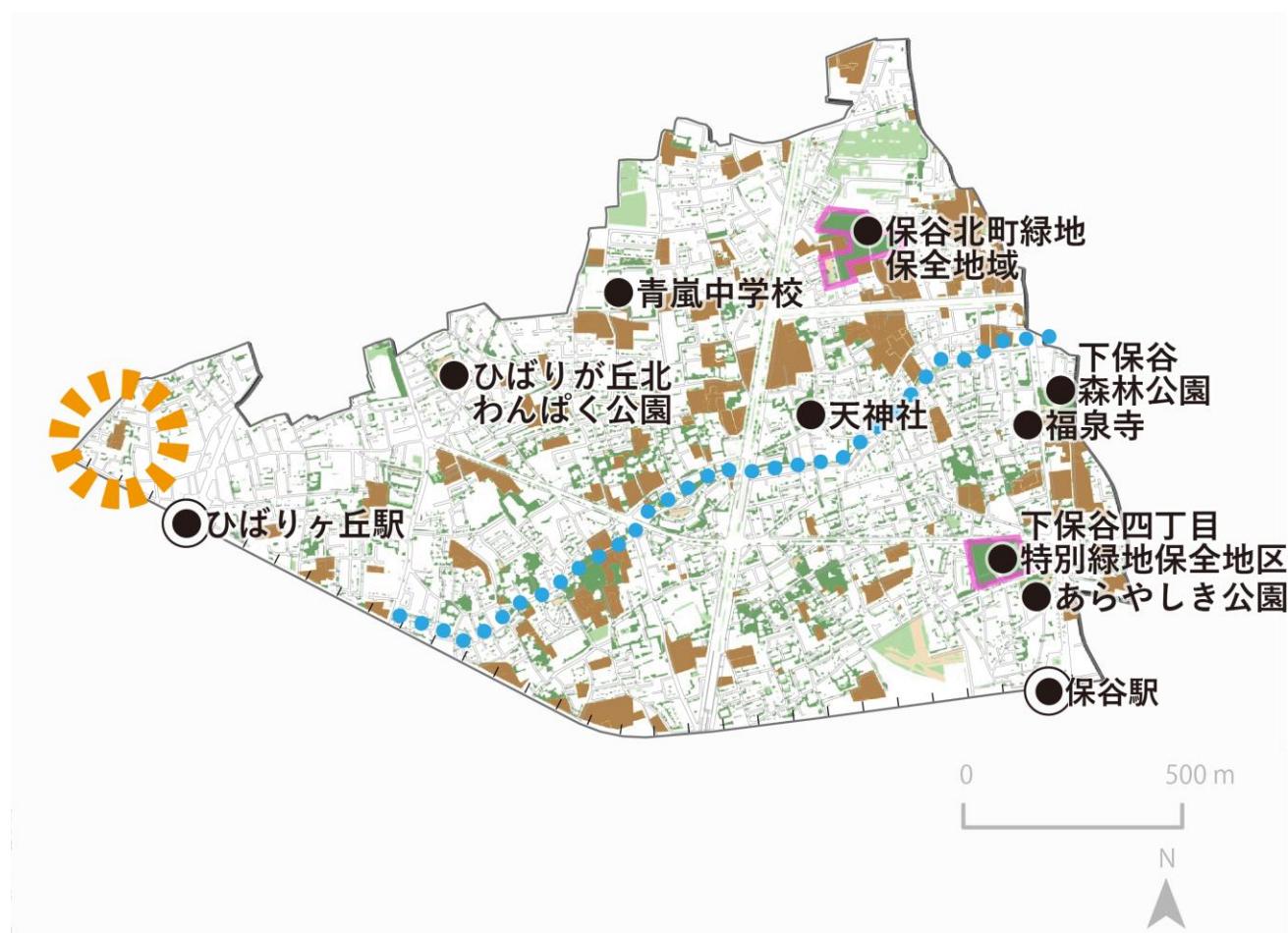
関連する全体計画の施策: III(2)①

○農地の保全

本地域では緑被に対する農地の構成比が 43.7%と全地域で最も高く、農地の消失は、地域全体のみどりに対する影響が大きいと考えられます。防災や環境面などへの影響を考慮しながら、生産緑地制度や農地貸借、援農ボランティア等の活用促進により、農地の保全に努めます。

関連する全体計画の施策: I(2)①②③

⑤青嵐中学校地域の方針図



[凡例]

- 屋敷林・雑木林の保全と活用 (Pink square)
- 白子川(暗渠)を軸としたみどりのネットワークの形成 (Blue dots)
- 新規公園の整備 (Orange sunburst icon)
- 農地の保全 (Brown square)
- 樹木・樹林 (Dark green square)
- 草地 (Light green square)

(2) 明保中学校地域

①明保中学校地域の特徴

本地域は、西武池袋線の南側に位置し、練馬区内で白子川と合流する新川が流れている地域です。地域の中心部には西東京市役所保谷庁舎があり、庁舎の周辺に保谷こもれびホールやエコプラザ西東京など、市の施設が集中して立地しています。

地域を代表するみどりとして、文理台公園や碧山森緑地保全地域があります。文理台公園はあやめ池・滝及び浅池のほか、梅や桜などの樹木が茂り、外周の散策路を歩くと、四季を通して楽しめる公園です。また、市道に面した平坦な雑木林とこれに隣接する農地の区域からなる碧山森緑地保全地域は平成5(1993)年に東京都の緑地保全地域に指定され、武蔵野の景観の保全がなされています。主要な樹林はコナラ、クヌギの雑木林で、その落ち葉等は農地の肥料として利用されています。



②明保中学校地域のみどりの量

緑被率	24.1%	内訳: 樹木・樹林 12.8% / 草地 1.8% / 農地 9.4%
みどり率	24.4%	内訳: 緑被率対象地 24.1% / 公園区域内の裸地・人工被覆面 0.3% / 水面 0.0%
※各項目について四捨五入しているため合計値は必ずしも一致しない 令和4(2022)年度緑被率調査		

③明保中学校地域内の特徴的なみどり・歴史的資源

[みどり]

- ・碧山森緑地保全地域
- ・泉町きつつき公園
- ・文理台公園

[歴史的資源]

- ・横山道



碧山森緑地保全地域



文理台公園

④明保中学校地域の方向性

地域の特性を踏まえ、以下の取組を推進します。

○碧山森緑地保全地域の保全

地域内には、碧山森緑地保全地域が中心部に位置し、雑木林と農地が一体となって緑地保全地域として指定されています。農地と屋敷林が織りなす武蔵野の特徴ある景観を今後も継承していくため、農地や屋敷林の保全のための取組を推進します。

関連する全体計画の施策: I (1)①

○公園空白地区の解消

本地域には公園空白地区が多く、東町、中町、住吉町、泉町の一部が該当します。公有地の拡大の推進に関する法律に基づく土地の先買いや生産緑地の買取り等により、公園整備を検討します。

関連する全体計画の施策: III(2)①

○農地の保全

本地域では緑被に対する農地の構成比が 39.2%と全地域で4番目に高く、農地の消失は、地域全体のみどりに対する影響が大きいと考えられます。防災や環境面などへの影響を考慮しながら、生産緑地制度や農地貸借、援農ボランティア等の活用促進により、農地の保全に努めます。

関連する全体計画の施策: I (2)①②③

○浸水想定の大きい地域でのグリーンインフラの整備の促進

本地域内では、降雨時に泉町や新川（暗渠）の周辺を中心に0.5~3.0m の浸水が想定されています。本地域内の水害対策、また、下流部の地域での浸水を最小限に抑えるためにも、こうした流域において、雨水を貯留またはゆっくりと浸透させるための緑地の保全と創出を促進します。

関連する全体計画の施策: III(4)①

⑤明保中学校地域の方針図



(3) 田無第二中学校地域

①田無第二中学校地域の特徴

本市の中央部に位置し、地域の中央部には新川の暗渠、南部には田柄川の暗渠があります。

地域の南部には東京都指定文化財の本殿・拝殿を有する田無神社や總持寺など田無地域の歴史や文化を象徴する資源が残されています。住吉町周辺には如意輪寺や東禪寺など多くの社寺が集中して所在しており、社寺のみどりが特徴的な地域です。

その他の地域内の代表的なみどりとしては、泉小学校跡地を活用し、市民の声をもとに整備された泉小わくわく公園、市民の有志により民有地が開放されている住吉森林公园、春から秋にかけて約 150 種のバラが楽しめる保谷町ローズガーデンが挙げられます。本地域は住宅が密集していますが、住宅地の庭や軒先のみどりが豊かに連続しており、良好な住環境・景観が見られます。



②田無第二中学校地域のみどりの量

緑被率	19.2%	内訳: 樹木・樹林 12.0% / 草地 1.9% / 農地 5.3%
みどり率	19.8%	内訳: 緑被率対象地 19.2% / 公園区域内の裸地・人工被覆面 0.5% / 水面 0.0%
※各項目について四捨五入しているため合計値は必ずしも一致しない 令和4(2022)年度緑被率調査		

③田無第二中学校地域内の特徴的なみどり・歴史的資源

[みどり]

- ・泉小わくわく公園
- ・住吉森林公园
- ・保谷町ローズガーデン

[歴史的資源]

- ・田無神社
- ・總持寺
- ・又六地蔵
- ・如意輪寺
- ・東禪寺
- ・所沢街道
- ・横山道



泉小わくわく公園



田無神社



保谷町ローズガーデン

④田無第二中学校地域の方向性

地域の特性を踏まえ、以下の取組を推進します。

○ 本地域北部に集中する公園空白地区の解消

住吉町二・三・四・六丁目には公園空白地区が多くなっています。公有地の拡大の推進に関する法律に基づく土地の先買いや生産緑地の買取り等により、公園整備を検討します。

関連する全体計画の施策: III(2)①

○ 田無神社等の資源と一体となった歴史あるみどりの保全

地域内には、田無神社、總持寺などみどり豊かな社寺林と一緒になる歴史文化的な資源が多くあります。こうした資源と調和したみどりの保全・継承のために、引き続き文化財指定制度等を活用します。

関連する全体計画の施策: I(1)②

○ 防災機能を有する泉小わくわく公園の維持・管理

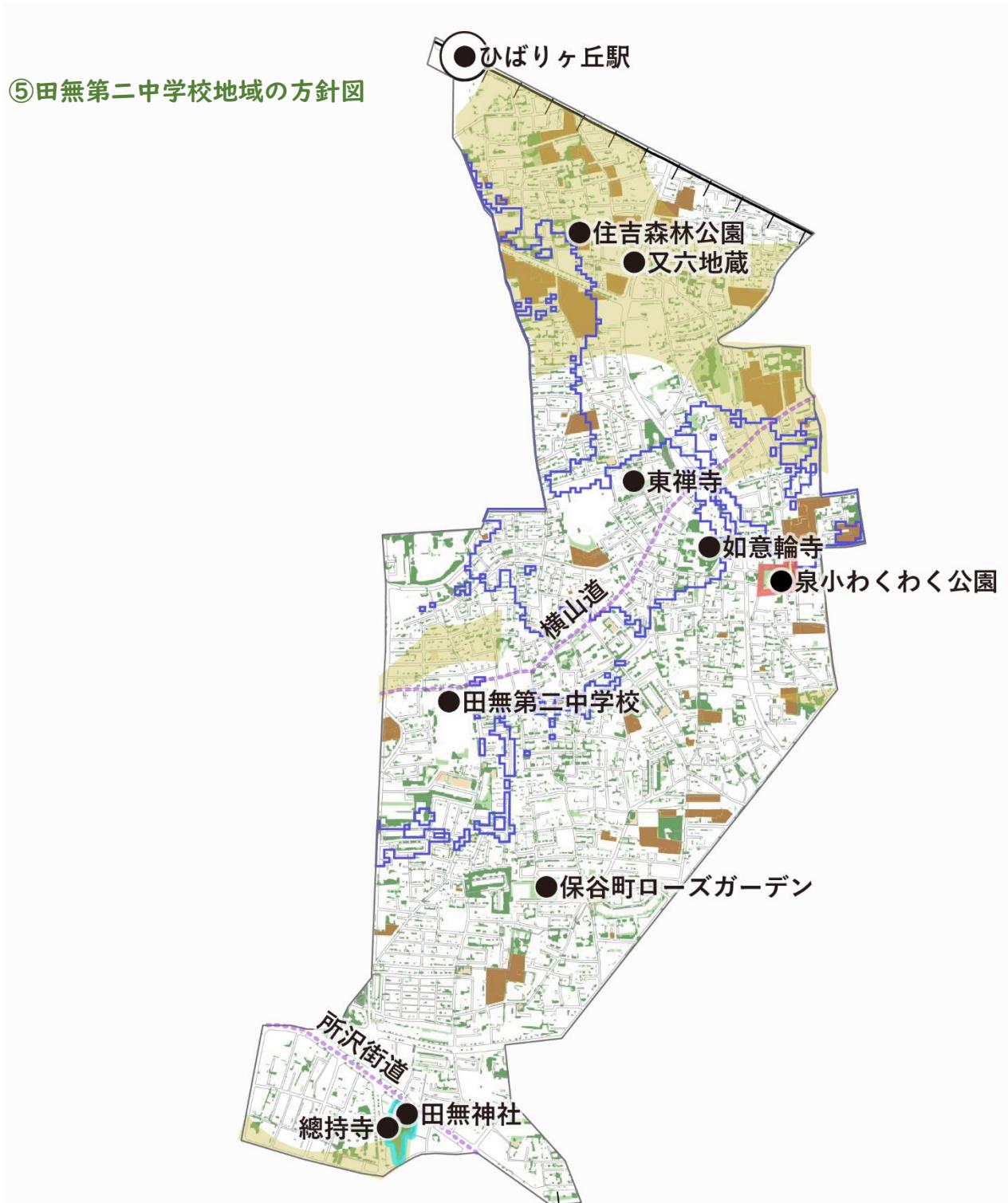
泉小わくわく公園では、避難広場として、防災倉庫、災害用トイレ、防災パーゴラ、震災用井戸などさまざまな防災機能を設けて災害に備えています。泉小わくわく公園の機能を維持しながら、活用を図ります。

関連する全体計画の施策: III(4)②

○ 浸水想定の大きい地域でのグリーンインフラの整備の促進

本地域内では、降雨時に住吉町や新川（暗渠）の周辺を中心に0.5~3.0m の浸水が想定されています。本地域内の水害対策、また、下流部の地域での浸水を最小限に抑えるためにも、雨水を貯留またはゆっくりと浸透させるための緑地の保全と創出を促進します。

関連する全体計画の施策: III(4)①



[凡例]

- 本地域北部に集中する公園空白地区の解消
- 田無神社等の資源と一体となった歴史あるみどりの保全
- 防災機能を有する泉小わくわく公園の維持・管理
- 浸水想定の大きい地域でのグリーンインフラの整備の促進
- 樹木・樹林
- 草地
- 農地
- 街道



0

500 m

(4) ひばりが丘中学校地域

①ひばりが丘中学校地域の特徴

本市の北西部に位置し、地域の西側には、特徴あるケヤキ並木の景観を有する「ひばりが丘団地」があり、ひばりヶ丘駅周辺から隣接市にある自由学園周辺に至るエリアはゆったりとしてみどりのあふれる街並みが特徴的です。

地域内の代表的なみどりとしては、地域の大部分を占める広大な緑地を持つ東大農場が位置し、教育・研究の場であるもののその一部が見学でき、広々とした田畠や珍しい樹木が見られる貴重な場です。また、市内最大の市立公園である西東京いこいの森公園があり、園内のビオトープでは、ベニシジミ・ショウジョウトンボ・トウキョウダルマガエル・シオカラトンボ等が生息し、豊かな生態系が維持されています。その他、谷戸せせらぎ公園では、せせらぎ沿いに明治薬科大学時代からの木々が見られ、その周辺の民間企業の敷地や周辺の集合住宅の豊かなみどりが面的にまとまっています。



②ひばりが丘中学校地域のみどりの量

緑被率	36.1%	内訳: 樹木・樹林 18.8% / 草地 4.3% / 農地 13.0%
みどり率	37.7%	内訳: 緑被率対象地 36.1% / 公園区域内の裸地・人工被覆面 1.6% / 水面 0.0%
※各項目について四捨五入しているため合計値は必ずしも一致しない 令和4(2022)年度緑被判読調査		

③ひばりが丘中学校地域内の特徴的なみどり・歴史的資源

[みどり]

- ・西東京いこいの森公園
- ・ひばりが丘公園
- ・谷戸イチョウ公園
- ・谷戸せせらぎ公園
- ・はなみずき公園
- ・東大農場

[歴史的資源]



東大農場



西東京いこいの森公園

④ひばりが丘中学校地域の方向性

地域の特性を踏まえ、以下の取組を推進します。

○ 民間事業者と連携した魅力的な公園づくり

本市の先進的な取組として、西東京いこいの森公園を拠点とし、緑町・谷戸町・ひばりが丘・住吉町・泉町・東町などにおける公園の一部について、複数公園を対象に包括的に指定管理者制度を導入しています。民間事業者と連携しながら、地域の公園を一体的に管理・活用し、より魅力的な公園の環境を整えます。

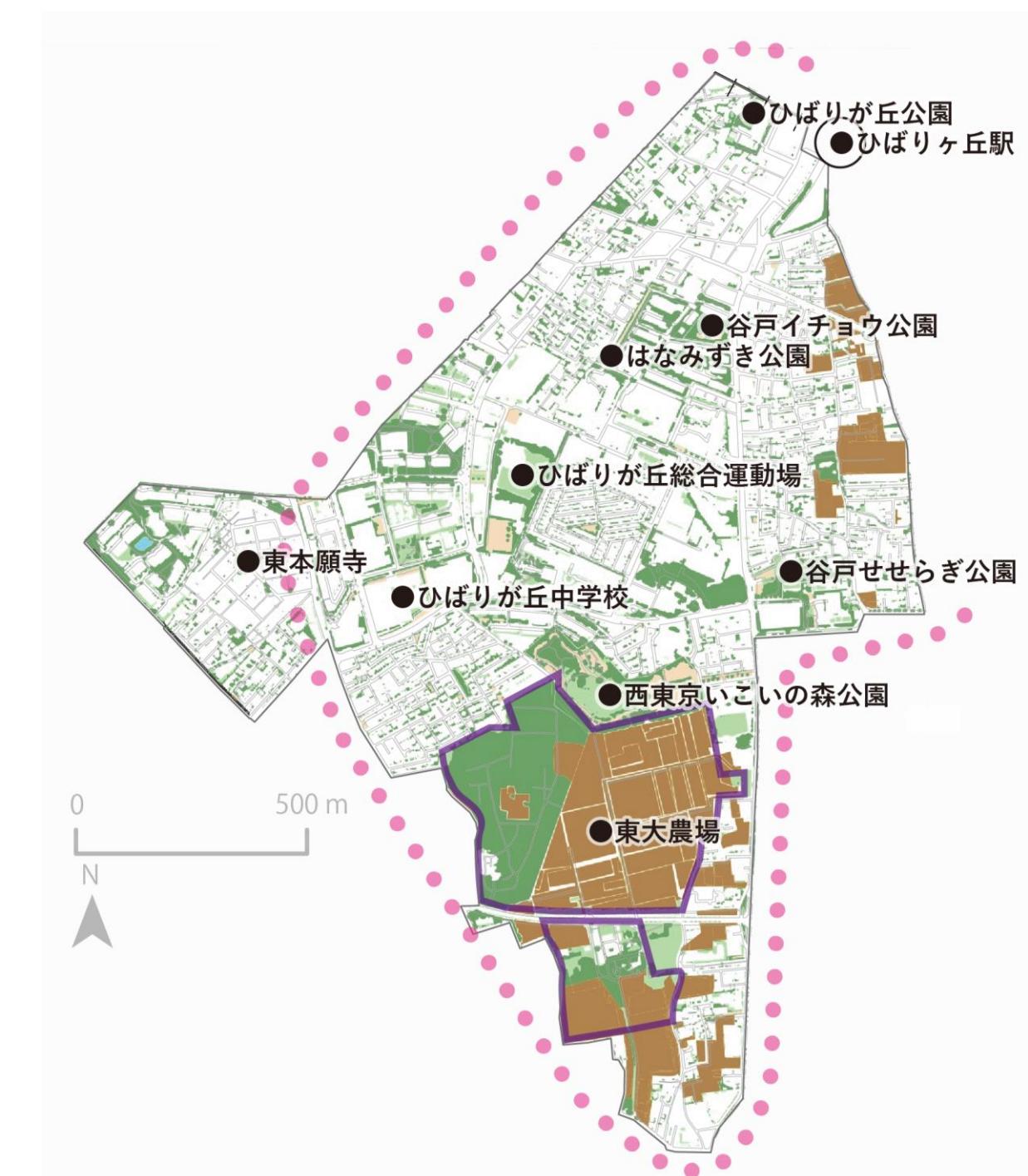
関連する全体計画の施策：I(4)①

○ 東大農場との連携

東大農場については、地区計画（東大生態調和農学機構周辺地区地区計画）が策定されており、引き続き良好なみどりの景観を保全します。また、東大生態調和農学機構社会連携協議会と連携し、教育・研究の発展と社会貢献を図り、市民・行政との協働事業の推進を図ります。

関連する全体計画の施策：III(3)②、V(1)③

⑤ひばりが丘中学校地域の方針図



[凡例]

- 民間事業者と連携した魅力的な公園づくり
- 東大農場との連携
- 樹木・樹林
- 草地
- 農地

(5) 田無第三中学校地域

①田無第三中学校地域の特徴

本市の西部に位置し、東久留米市や小平市と隣接しています。地域内のところどころに浅い窪地状の地形がみられます。

地域内には、西東京市郷土資料室や多摩六都科学館が所在しており、西東京市郷土資料室では地域の歴史や文化に加えて、自然環境に関する資料収集・保存・展示等が行われており、異なる角度から西東京市の自然に触れることができます。

地域内の代表的なみどりとして、西原自然公園があり、里山の風景を残すために、市民ボランティアが積極的に活動をしています。本地域では、この公園に隣接するようにして、集合住宅のみどり、周辺の畑のみどりのまとまりが、東側のひばりが丘中学校地域の東大農場のみどりと連続して、面的に広がるみどりを形成しています。



②田無第三中学校地域のみどりの量

緑被率	26.1%	内訳: 樹木・樹林 13.5% / 草地 2.3% / 農地 10.3%
みどり率	26.8%	内訳: 緑被率対象地 26.1% / 公園区域内の裸地・人工被覆面 0.7% / 水面 0.0%
※各項目について四捨五入しているため合計値は必ずしも一致しない 令和4(2022)年度緑被率調査		

③田無第三中学校地域内の特徴的なみどり・歴史的資源

[みどり]

- ・西原自然公園
- ・芝久保第一公園

[歴史的資源]

- ・六角地蔵尊
- ・所沢街道



西原自然公園

④田無第三中学校地域の方向性

地域の特性を踏まえ、以下の取組を推進します。

○ フィールドミュージアムとしての西原自然公園の保全と活用

西原自然公園では、個別の管理計画（西原自然公園植生管理計画）が策定され、地域の人々の手によって、武蔵野の原風景が再生され、地域での歴史的な雑木林の利用や植生の変遷を観察できるフィールドミュージアムとして貴重な空間となっています。本市の特徴的なみどりを有する空間を保全していくために、市民と協働しながら西原自然公園の維持管理を継続します。

関連する全体計画の施策：I(3)②、III(5)①

○ 農地の保全

本地域では緑被に対する農地の構成比が 39.4%と全地域で3番目に高く、農地の消失は、地域全体のみどりに対する影響が大きいと考えられます。防災や環境面などへの影響を考慮しながら、生産緑地制度や農地貸借、援農ボランティア等の活用促進により、農地の保全に努めます。

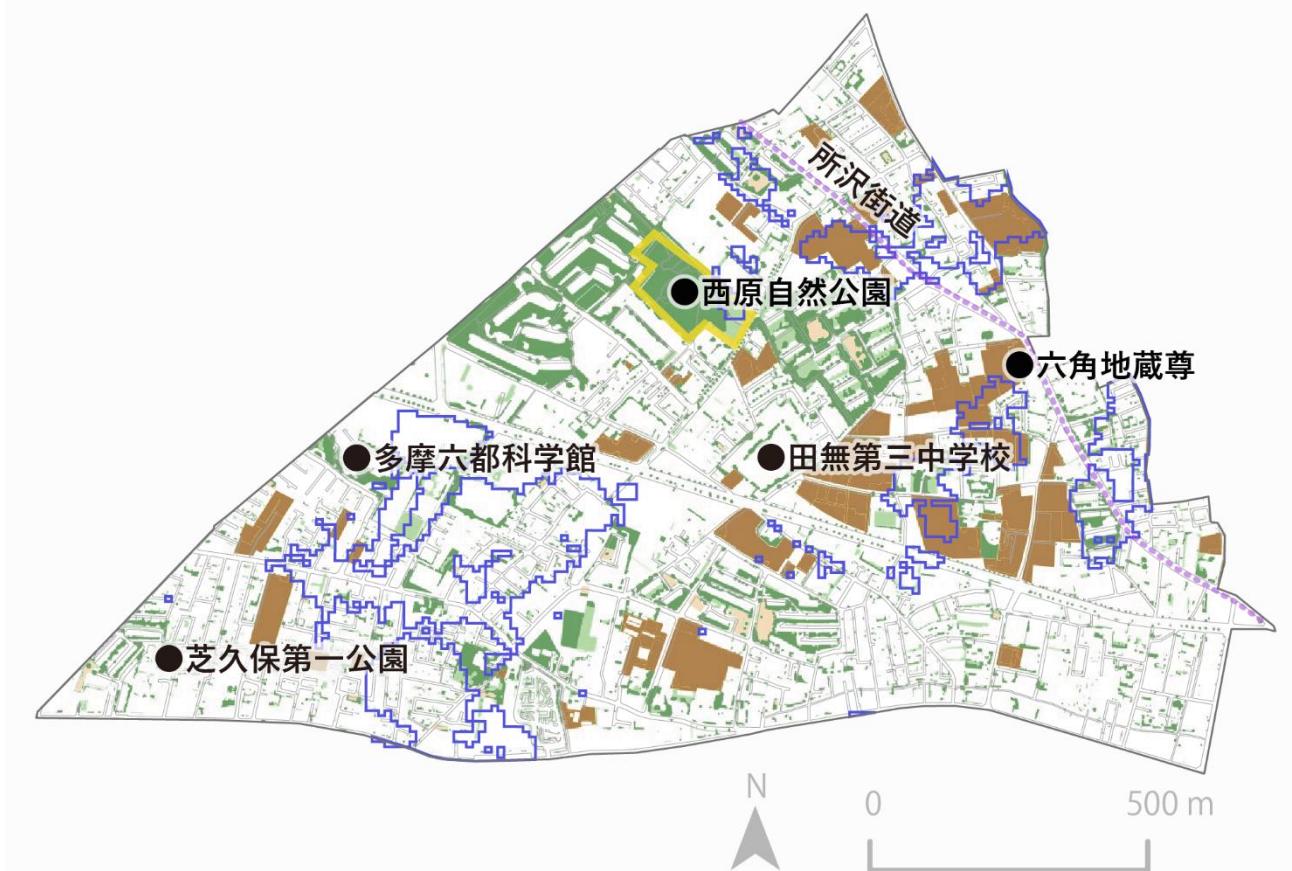
関連する全体計画の施策：I(2)①②③

○ 浸水想定の大きい地域でのグリーンインフラの整備の促進

本地域内では、降雨時に芝久保町四・五丁目を中心に0.5～3.0m の浸水が想定されています。本地域内の水害対策、また、下流部の地域での浸水を最小限に抑えるためにも、こうした流域において、雨水を貯留またはゆっくりと浸透させるための緑地の保全と創出を促進します。

関連する全体計画の施策：III(4)①

⑤田無第三中学校地域の方針図



[凡例]

- フィールドミュージアムとしての西原自然公園の保全と活用
- 農地の保全
- 浸水想定の大きい地域でのグリーンインフラの整備の促進
- 樹木・樹林
- 草地
- 街道

(6) 田無第一中学校地域

①田無第一中学校地域の特徴

本市の南西部に位置し、南部は玉川上水と隣接し、付近に都立小金井公園があります。石神井川の水源に程近い場所に位置しており、石神井川の形成した谷に向かって、なだらかに傾斜する地形を有しています。石神井川では市民団体による清掃活動が行われています。石神井川はアブラハヤ・ドジョウ・ミナミメダカなどの生息が確認されており、生き物にとっての貴重な水辺空間となっています。その他、玉川上水沿いの美しいヤマザクラの並木は、小金井（サクラ）として、国指定名勝に指定されています。

地域内の代表的なみどりとしては、田無市民公園や芝久保三丁目ふれあい公園などが挙げられるほか、地域の南端に都立小金井公園の区域を含んでいます。地域内は、広大な畠が広がっており、都営アパートをはじめ、敷地内に良好な緑地を持つ住宅地が多くあります。また、地域内の芝久保小学校は校庭が芝生化されています。



②田無第一中学校地域のみどりの量

緑被率	23.8%	内訳: 樹木・樹林 12.1% / 草地 4.1% / 農地 7.5%
みどり率	24.8%	内訳: 緑被率対象地 23.8% / 公園区域内の裸地・人工被覆面 1.0% / 水面 0.1%
※各項目について四捨五入しているため合計値は必ずしも一致しない 令和4(2022)年度緑被判読調査		

③田無第一中学校地域内の特徴的なみどり・歴史的資源

[みどり]

- ・都立小金井公園（一部）
- ・田無市民公園
- ・けやき台公園
- ・芝久保三丁目ふれあい公園
- ・芝久保一丁目さくらの丘公園
- ・向台運動場

[歴史的資源]

- ・小金井（サクラ）
- ・玉川上水
- ・田無用水
- ・鈴木街道



都立小金井公園



田無市民公園



玉川上水

④田無第一中学校地域の方向性

地域の特性を踏まえ、以下の取組を推進します。

○小金井(サクラ)や玉川上水等の歴史文化的な資源を活用したみどりのネットワーク形成

本地域には、歴史文化的な資源として玉川上水や国指定名勝の小金井(サクラ)があり、地域で親しまれています。一帯は連続的なみどりのネットワークが形成されているため、これらの資源について、レクリエーションとして楽しめるみどりの散策路としての活用を図ります。

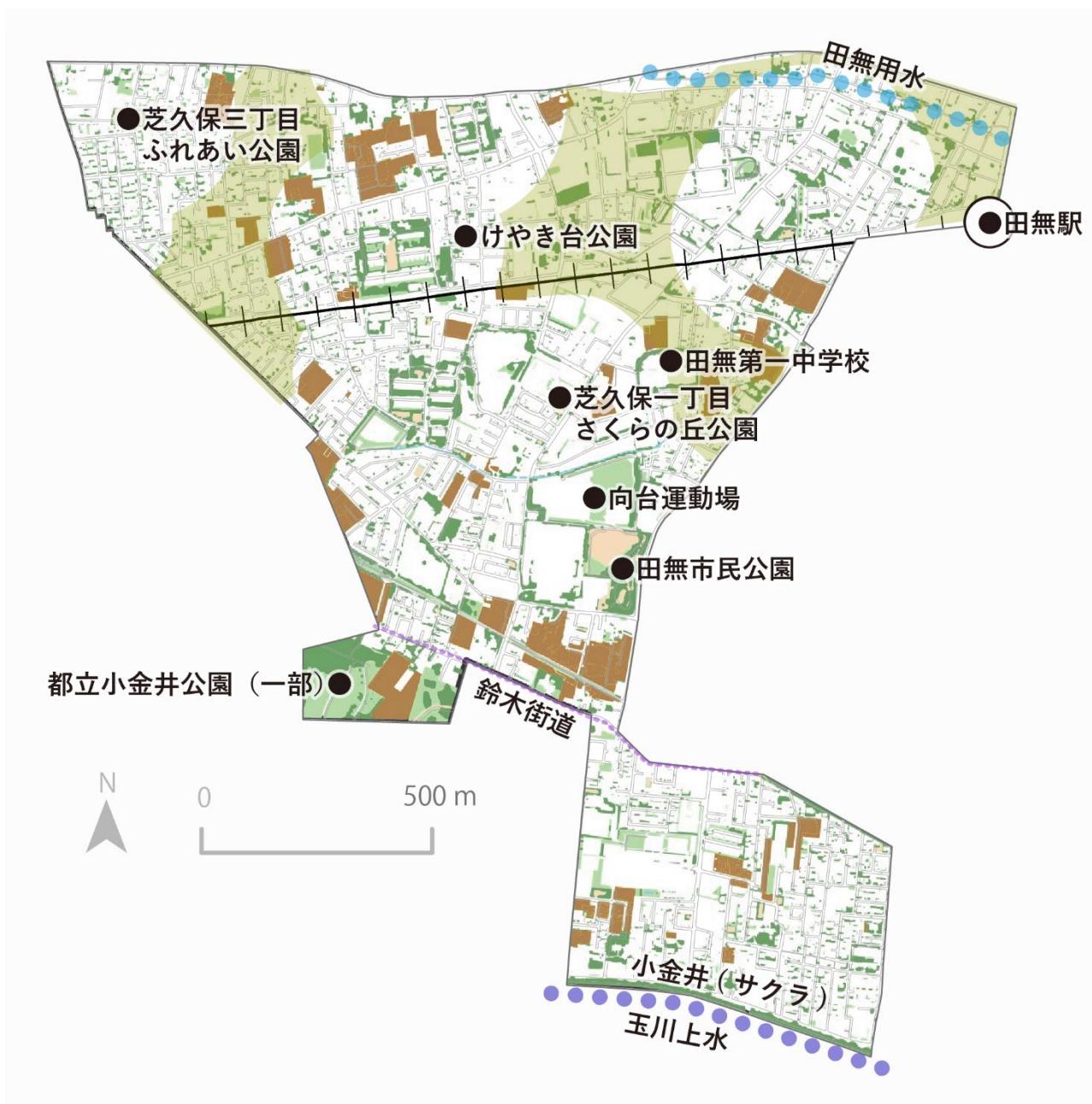
関連する全体計画の施策: I(1)②、IV(3)①

○公園空白地区の解消

本地域の公園空白地区は芝久保町、田無町、南町、向台町の一部にありますが、これらの公園空白地区では、農地の分布も少ないことから、人々が気軽にみどりに触れるができる場が不足しています。公有地の拡大の推進に関する法律に基づく土地の先買いや、周辺の生産緑地の買取り等により、公園整備を検討します。

関連する全体計画の施策: III(2)①

⑤田無第一中学校地域の方針図



[凡例]

- ● ● 小金井(サクラ)や玉川上水等の歴史文化的な資源を活用した
みどりのネットワーク形成
- 公園空白地区の解消
- 樹木・樹林
- 草地
- 農地
- ● ● 用水路
- 街道

(7) 田無第四中学校地域

①田無第四中学校地域の特徴

本地域は田無駅の南側に位置し、西東京市役所田無庁舎が所在するなど公共サービスの拠点にもなっています。前述の田無第一中学校と同様に、地域内を石神井川が流れています。川沿いにみどりが線状につながっています。区域の南側には千川上水が流れています。

本地域及び田無第一中学校地域を横断するように狭山湖へ続く自転車・歩行者専用道である狭山・境緑道（多摩湖自転車歩行者道）が通っており、沿道には緑の風景が広がっています。

地域内の代表的なみどりとしては向台公園があります。その他、地域内の南部では植木畠が広がっており、住宅地の中に中低木がまとまっている景観が特徴的です。また、阿波洲神社の鎮守の森には大木が多く、静寂なたたずまいをしており、近隣の植木畠とともに連續したみどりの空間が形成されています。



②田無第四中学校地域のみどりの量

緑被率	23.7%	内訳: 樹木・樹林 11.0% / 草地 2.4% / 農地 10.3%
みどり率	24.9%	内訳: 緑被率対象地 23.7% / 公園区域内の裸地・人工被覆面 0.8% / 水面 0.4%
※各項目について四捨五入しているため合計値は必ずしも一致しない 令和4(2022)年度緑被率調査		

③田無第四中学校地域内の特徴的なみどり・歴史的資源

[みどり]

・向台公園

[歴史的資源]

・阿波洲神社
・鈴木街道

・千川上水



向台公園



千川上水

④田無第四中学校地域の方向性

地域の特性を踏まえ、以下の取組を推進します。

○ 農地の保全

本地域では緑被に対する農地の構成比が 43.5%と全地域で2番目に高く、農地の消失は、地域全体のみどりに対する影響が大きいと考えられます。防災や環境面などへの影響を考慮しながら、生産緑地制度や農地貸借、援農ボランティア等の活用促進により、農地の保全に努めます。

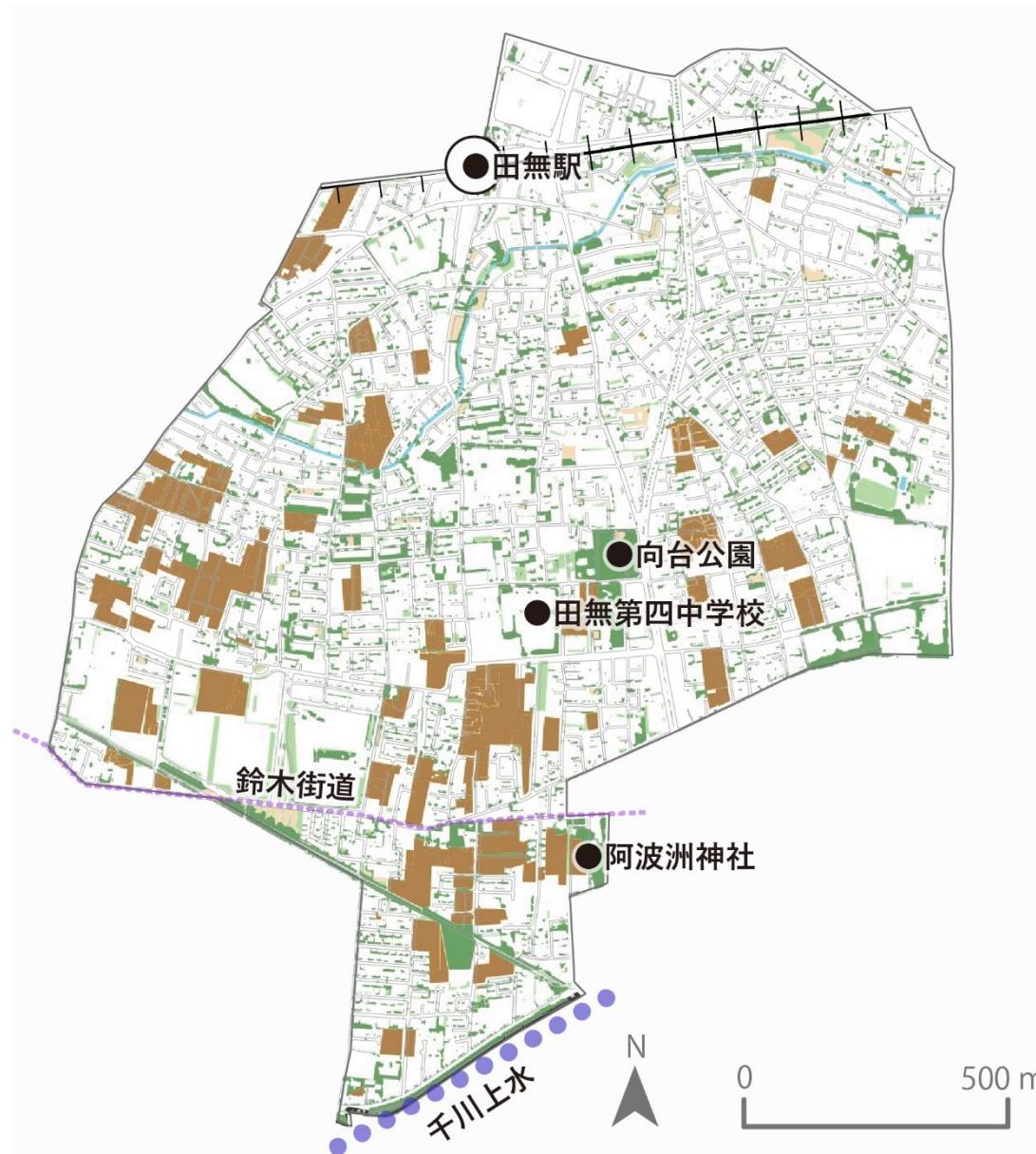
関連する全体計画の施策: I(2)①②③

○ 千川上水等の歴史文化的な資源を活用したみどりのネットワーク形成

本地域には、歴史文化的な資源として玉川上水から分水された千川上水があり、地域で親しまれています。一帯は連続的なみどりのネットワークが形成されているため、これらの資源について、レクリエーションとして楽しめるみどりの散策路としての活用を図ります。

関連する全体計画の施策: I(1)②、IV(3)①

⑤田無第四中学校地域の方針図



[凡例]

- 農地の保全
- 千川上水等の歴史文化的な資源を活用したみどりのネットワーク形成
- 樹木・樹林
- 草地
- 街道

(8) 柳沢中学校地域

①柳沢中学校地域の特徴

本市の南東部に位置し、武蔵野市や練馬区と隣接しています。前述した田無第四中学校地域、田無第一中学校地域と同様に、地域内を石神井川が流れています。市境には武蔵野大学の武蔵野キャンパスがあり、キャンパス内のゆとりあるみどりと連続して、MUFG PARKのみどりが面をなしています。

地域内の代表的なみどりとしては、国指定史跡に気軽に触れることができる下野谷遺跡、石神井川と公園を一体として整備がなされ、みどりのネットワークの重要な拠点である都立東伏見公園が挙げられます。その他、民有地のみどりが開放されているMUFG PARKは、大規模な緑地が分布する武蔵野市の都立武蔵野中央公園と千川上水沿いの植生が豊かな緑道でつながっています。



②柳沢中学校地域のみどりの量

緑被率	27.1%	内訳: 樹木・樹林 15.8% / 草地 7.5% / 農地 3.8%
みどり率	30.3%	内訳: 緑被率対象地 27.1% / 公園区域内の裸地・人工被覆面 2.9% / 水面 0.3%
※各項目について四捨五入しているため合計値は必ずしも一致しない 令和4(2022)年度緑被判読調査		

③柳沢中学校地域内の特徴的なみどり・歴史的資源

[みどり]

- ・都立東伏見公園
- ・しじゅうから公園
- ・柳沢せせらぎ公園
- ・下野谷遺跡
- ・東伏見稻荷特別緑地保全地区
- ・武蔵野大学 武蔵野キャンパス
- ・MUFG PARK

[歴史的資源]

- ・下野谷遺跡
- ・東伏見稻荷神社
- ・千川上水
- ・鈴木街道



都立東伏見公園



下野谷遺跡



MUFG PARK

④柳沢中学校地域の方向性

地域の特性を踏まえ、以下の取組を推進します。

○ 都立東伏見公園の公園事業と石神井川の河川事業の促進

東京都が進める公園事業（都立東伏見公園）、河川事業（石神井川）と連携して、伏見通り、東伏見稻荷特別緑地保全地区に指定されている東伏見稻荷神社、下野谷遺跡の樹木等が一体となったみどりと水に親しめる空間づくりを促進します。

関連する全体計画の施策：III(1)①、IV(1)②

○ 下野谷遺跡の活用促進

下野谷遺跡については、史跡下野谷遺跡保存活用計画（平成30（2018）年）に基づいて、歴史文化資源を活かしたみどりの空間として活用を図ります。下野谷遺跡の研究成果の発信などを継続するとともに、縄文のムラや縄文の知恵を体感・体験できる史跡について、市民、地元関係団体、他自治体等との連携の強化などにより、さらなる効果的な活用を図ります。

関連する全体計画の施策：I(1)②、IV(3)①

○ 千川上水等の歴史文化的な資源を活用したみどりのネットワーク形成

本地域には、歴史文化的な資源として玉川上水から分水された千川上水があり、地域で親しまれています。一帯は連続的なみどりのネットワークが形成されているため、これらの資源について、レクリエーションとして楽しめるみどりの散策路としての活用を図ります。

関連する全体計画の施策：I(1)②、IV(3)①

⑤柳沢中学校地域の方針図



(9) 保谷中学校地域

①保谷中学校地域の特徴

本市の東側に位置し、練馬区と隣接しています。地域の西側には暗渠化された田柄川が、地域の南部（柳沢中学校地域との境）には石神井川が、それぞれ流れています。石神井川の治水安全度を向上させるための富士見池調節池（練馬区）が程近い場所にあります。

地域内には、まとまった緑地は少ないものの、屋敷林や畠が点在しているほか、集合住宅地内には豊かな緑地空間が形成されています。また、保谷小学校では、校庭の芝生化がされており、貴重なみどりの空間となっています。

地域を代表するみどりとして、さくら公園には小川が流れ、桜並木が植えられています。また、石神井川沿いには早稲田大学の東伏見キャンパスがあり、グラウンドを取り囲むように植えられた高木と川沿いのみどりが連続し、柳沢中学校地域内の下野谷遺跡や都立東伏見公園とつながっています。



②保谷中学校地域のみどりの量

緑被率	20.9%	内訳: 樹木・樹林 11.5% / 草地 3.8% / 農地 5.6%
みどり率	21.4%	内訳: 緑被率対象地 20.9% / 公園区域内の裸地・人工被覆面 0.4% / 水面 0.1%
※各項目について四捨五入しているため合計値は必ずしも一致しない 令和4(2022)年度緑被率調査		

③保谷中学校地域内の特徴的なみどり・歴史的資源

[みどり]

- ・さくら公園
- ・なえぎ山公園
- ・保谷二丁目児童遊園
- ・早稲田大学 東伏見キャンパス

[歴史的資源]

- ・関道
- ・富士街道
- ・東伏見氷川神社



さくら公園

④保谷中学校地域の方向性

地域の特性を踏まえ、以下の取組を推進します。

○ 街路樹ネットワークの保全

都市計画道路 西3・2・6号調布保谷線(伏見通り)は市域を縦断する街路樹ネットワークの軸となっています。南北のみどりのつながりを形成する貴重な軸となっているため、適切に保全管理をします。

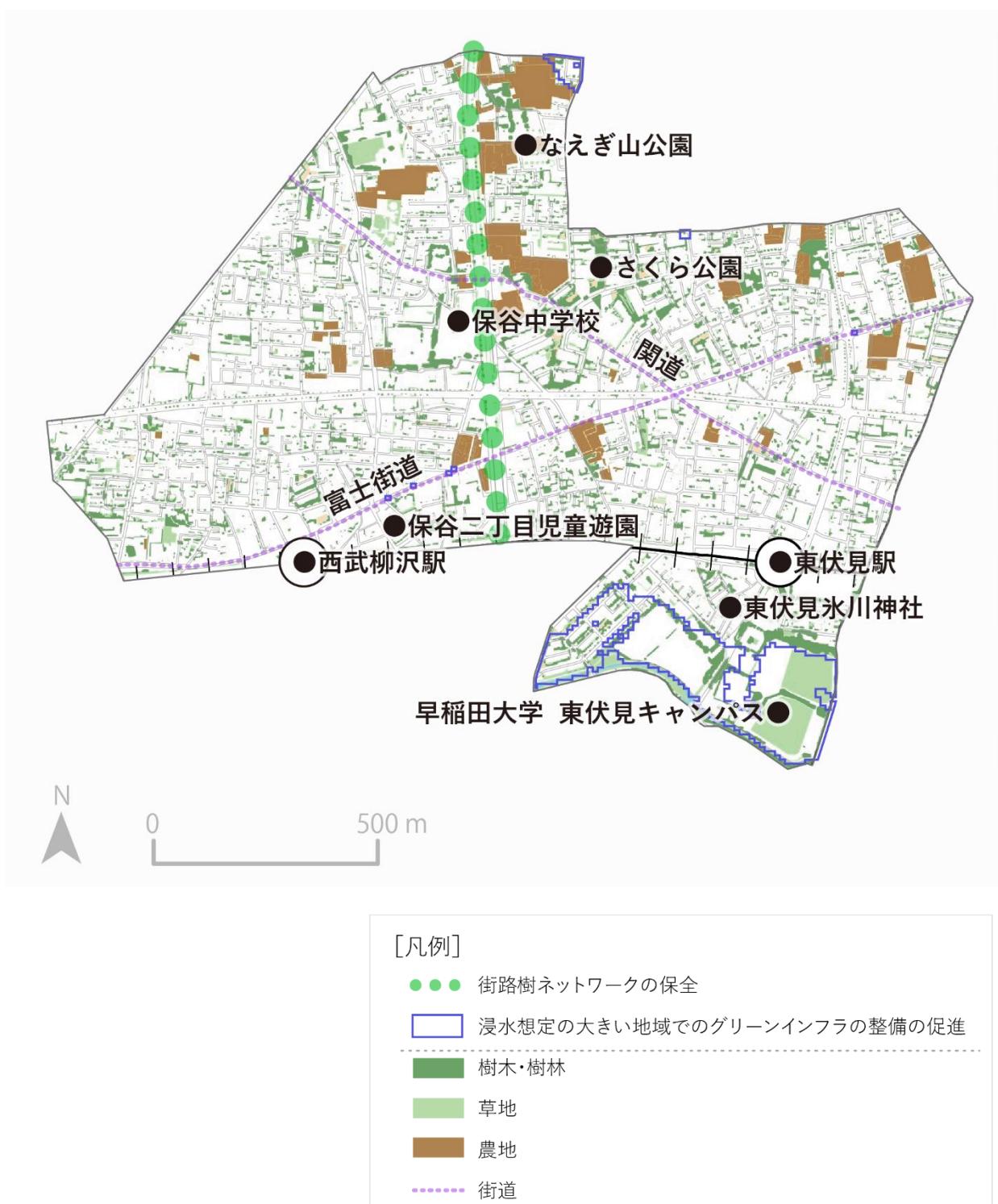
関連する全体計画の施策: II(2)①、III(1)①

○ 浸水想定の大きい地域でのグリーンインフラの整備の促進

本地域内では、降雨時に石神井川沿いを中心 $0.5\sim3.0m$ の浸水が想定されています。本地域内の水害対策、また、下流部の地域での浸水を最小限に抑えるためにも、こうした流域において、雨水を貯留またはゆっくりと浸透させるための緑地の保全と創出を促進します。

関連する全体計画の施策: III(4)①

⑤保谷中学校地域の方針図



資料編

□策定の経過

令和4年度	10月 6日	計画の諮問 令和4年度 西東京市緑化審議会 第1回
	10月 ~	市民WEBアンケートの実施
	11月 ~	西東京市のみどりに関するアンケートの実施 ※学校アンケート
	12月 15日	令和4年度 西東京市緑化審議会 第2回
	2月 10日	令和4年度 西東京市緑化審議会 第3回
令和5年度	5月 17日	令和5年度 西東京市緑化審議会 第1回
	8月 3日	令和5年度 西東京市緑化審議会 第2回
	11月 20日	令和5年度 西東京市緑化審議会 第3回
	12月 4日 ~ 1月 4日	パブリックコメント
	1月 25日	令和5年度 西東京市緑化審議会 第4回
	2月 20日	計画の答申

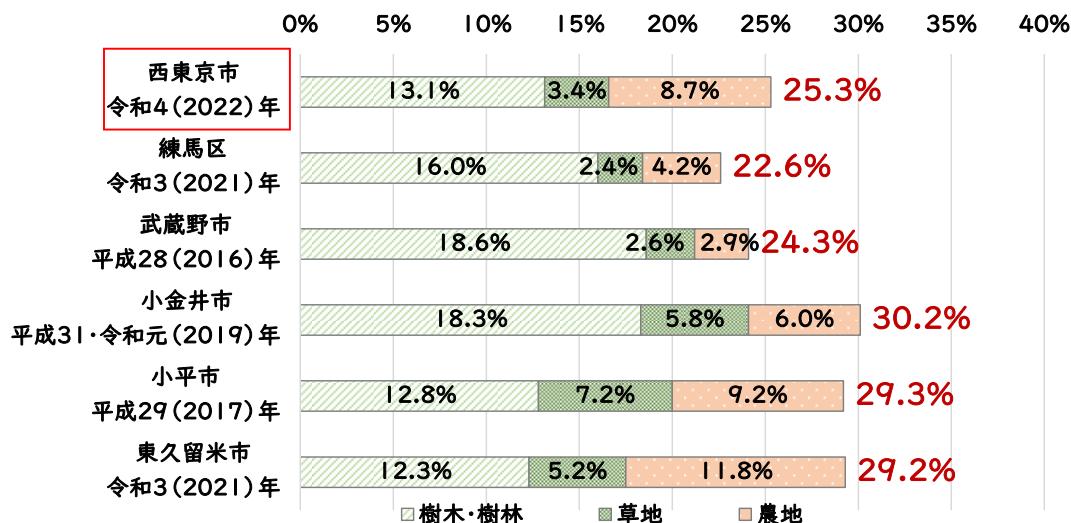
□緑化審議会 委員名簿

	氏名	選出区分	備考
	いいだ あきこ 飯田 晶子	学識経験者	東京大学大学院 工学系研究科 都市工学専攻 特任講師
◎	いとう やすひこ 伊藤 泰彦	学識経験者	武蔵野大学 工学部 教授
	さとう るみ 佐藤 留美	学識経験者	NPO 法人 Green Connection TOKYO 代表理事
○	しいな とよかつ 椎名 豊勝	学識経験者	一般社団法人日本樹木医会 東京都支部理事
	むらた ひでお 村田 秀夫	学識経験者	西東京市農業委員会 会長 ※令和4年度まで委員に就任
	ほうや たかし 保谷 隆司	学識経験者	西東京市農業委員会 会長 ※令和5年度から委員に就任
	かめだ なおみ 亀田 直美	行政機関	西東京市 教育委員会 教育部 社会教育課(学芸員)
	すがはら じゅんこ 菅原 淳子	行政機関	東京都 都市整備局 都市づくり政策部 緑地景観課
	いけだ たてき 池田 千城	公園ボランティア	西原自然公園を育成する会 相談役
	おがた のぶこ 緒方 信子	公園ボランティア	西東京自然を見つめる会 会員
	つつみ じゅんこ 堤 順子	公園ボランティア	高橋家屋敷林保存会 会長
	たかの ともひろ 高野 智大	学生	武蔵野大学 学生
	まつもと さき 松本 紗季	学生	武蔵野大学 学生
	かりくさ はるみ 苅草 治美	公募市民	
	たまき たけひこ 田巻 威彦	公募市民	
	まつむら みつお 松村 光雄	公募市民	

◎…会長、○職務代理者

□緑被の比較

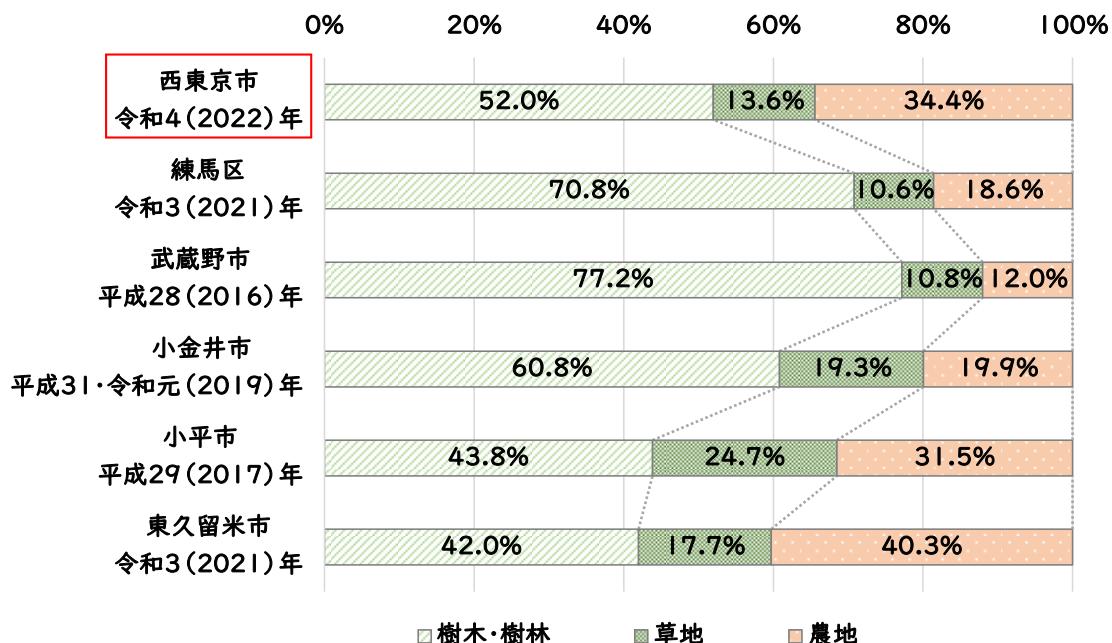
周辺市と比較すると、本市には中位の緑被量があります。構成比としては農地が多いことが本市の特徴です。



※各項目について四捨五入しているため合計値は必ずしも一致しない。

※自治体によって調査年次が異なるため、比較時点が異なる。

[周辺市との比較（緑被率）]

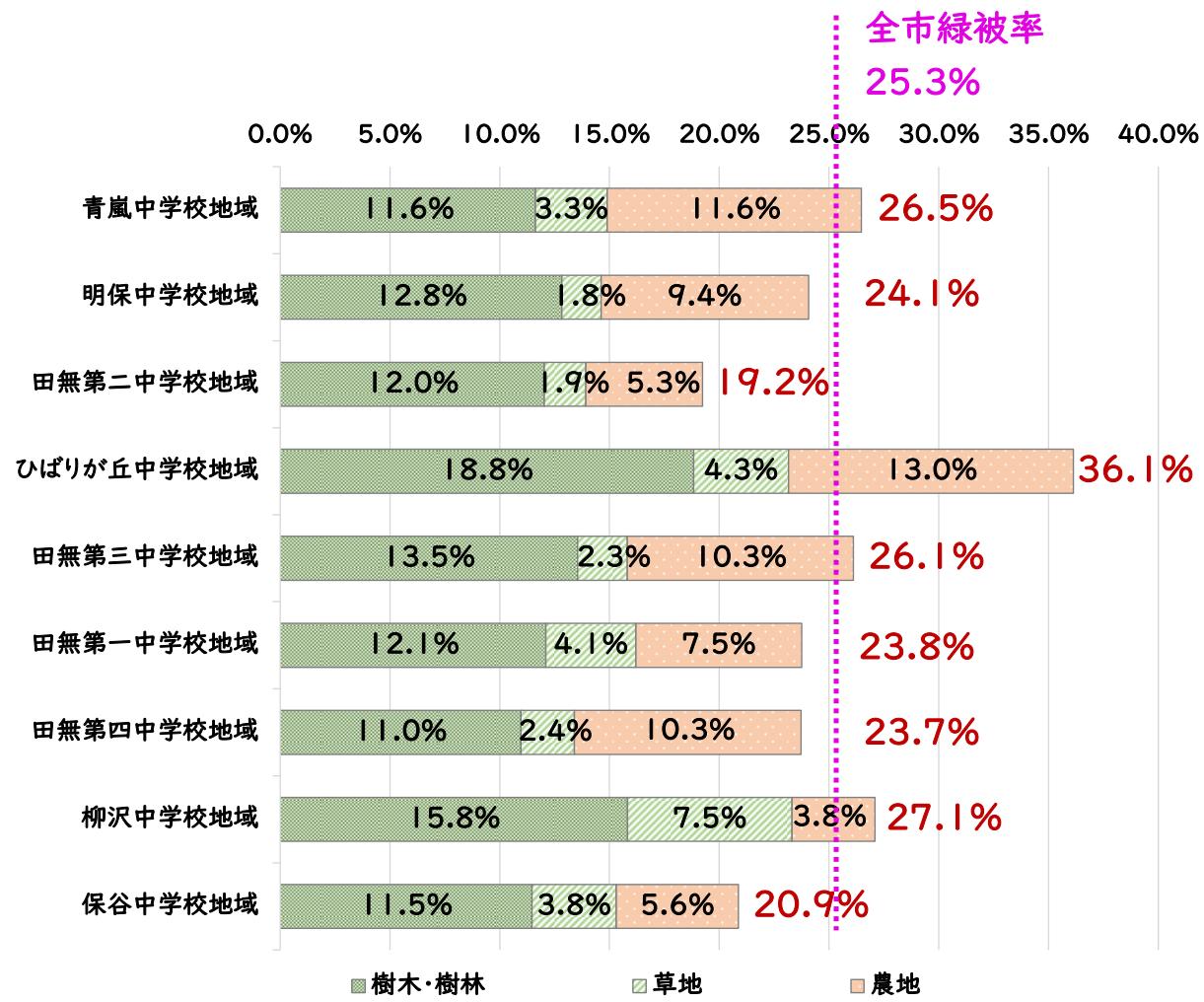


※各項目について四捨五入しているため合計値は必ずしも一致しない。

※自治体によって調査年次が異なるため、比較時点が異なる。

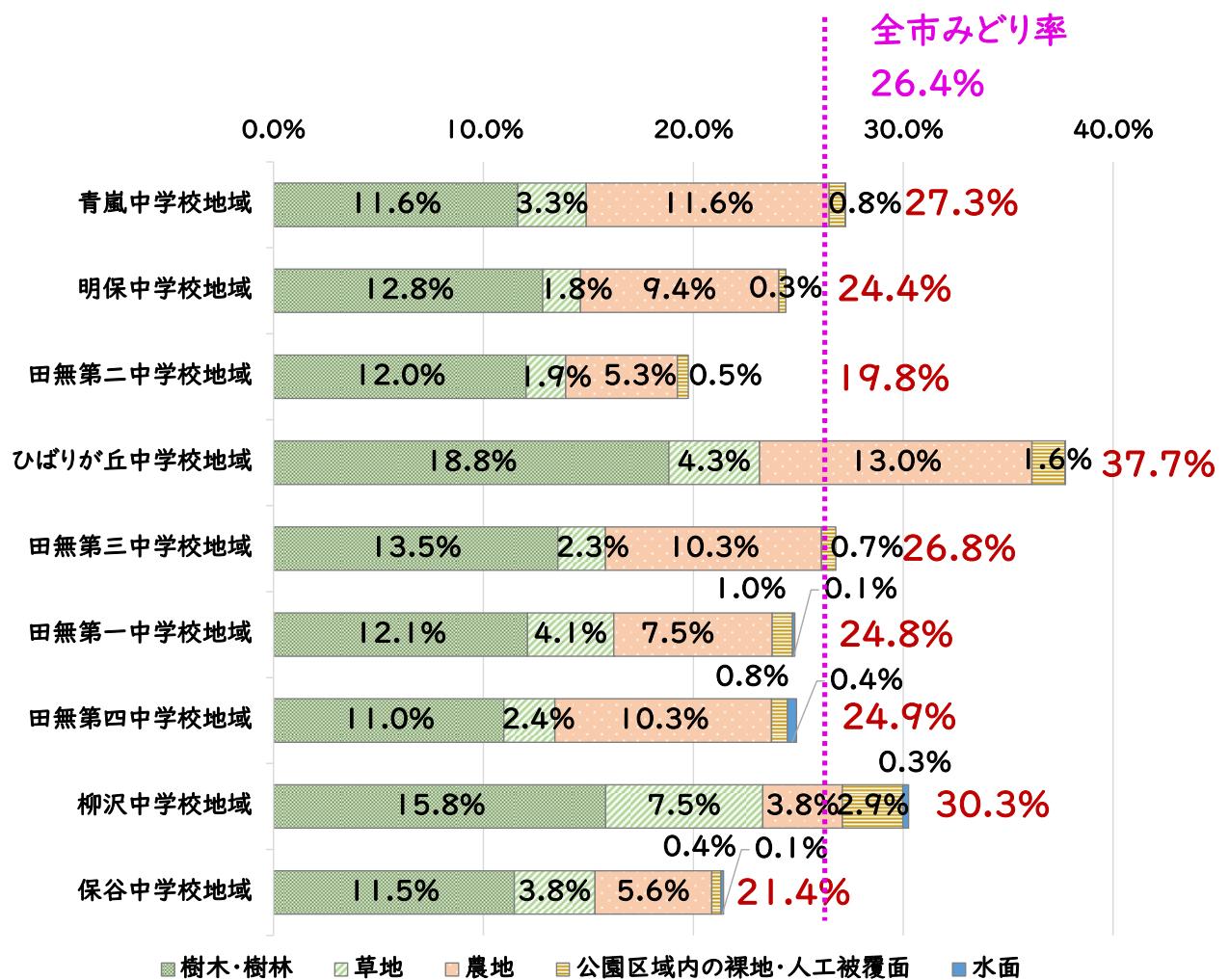
[周辺市との比較（緑被の構成比）]

地域別で緑被率やみどり率をみると、ひばりが丘中学校地域や柳沢中学校地域で比較的に高くなっています。一方で、田無第二中学校地域や保谷中学校地域では低くなっています。



※各項目について四捨五入しているため合計値は必ずしも一致しない

[地域別の比較（緑被率）]



※各項目について四捨五入しているため合計値は必ずしも一致しない

[地域別の比較（みどり率）]

□用語集

用語	解説文
あ ICT	Information and Communication Technology。情報と通信に関する技術の総称のこと。
い 逸出種	植物では人の手で植えられた種、動物では人が飼っていた種が野外に逃げたりして自力で繁殖し、生息・生育地を広げている生物（種類）のこと。
う ウエル・ビーイング	心も身体も社会的にも「満たされた状態」、実感としての幸せ、心の豊かさなどを表す言葉。
・ ウォーカブル	「歩く」を意味する「walk」と「できる」の「able」を組み合わせた造語で、文字通り「歩きやすい」「歩きたくなる」「歩くのが楽しい」という意味合いをもつ言葉。
・ 雨水浸透施設	雨水をろ過して効率よく大地に浸透させる施設のこと。多くの雨水は地下に浸透せずに側溝へ流れしていくが、雨水浸透施設を通過することで、地下水の涵養と浸水被害の防止につながる。
え SDGs	Sustainable Development Goals。「持続可能な開発目標」のこと。平成 27(2015)年9月の国連サミットで加盟国の全会一致で採択された「持続可能な開発のための 2030 アジェンダ」に記載された、令和 12(2030)年までに持続可能でよりよい世界を目指すための国際目標。17 のゴール・169 のターゲットから構成され、地球上の「誰一人取り残さない (leave no one behind)」ことを誓っている。
・ エリアマネジメント	地域における良好な環境や地域の価値を維持・向上させるための、住民・事業主・地権者等による主体的な取り組みのこと。
・ 援農ボランティア	農家の農作業を手伝うボランティアのこと。農業の後継者不足や高齢化による人手不足の支援につながる。
お オープンスペース	一般的には、子どもの遊び場や遊歩道、植栽などが整備された広場・庭園など、住民にとって快適な、憩いのスペースとして活用されている空間のこと。
か カーボンニュートラル	二酸化炭素等の温室効果ガスの人為的な発生源による排出量と、森林等の吸収源による除去量との間の均衡を達成すること。
・ 街区公園	もっぱら街区に居住する者の利用に供することを目的とする公園で誘致距離 250m の範囲内で 1箇所当たり面積0.25ha を標準として配置する。
・ 外水氾濫	河川の堤防から水が溢れ又は破堤して家屋や田畠が浸水すること。
・ かいぼり	ため池の水を抜いて干し、底にたまつた泥やゴミなどを取り除いて、清掃などの点検する作業のこと。

用語	解説文
・ 街路樹ネットワーク	街路樹が帯状に連続的につながる空間ネットワークのこと。延焼防止機能や生き物の移動経路、連続性のある整った景観形成などの効果がある。
・ ガバメント・クラウドファンディング	政府や自治体が行う寄附制度であり、問題解決のため、寄附金の使い道をより具体的にプロジェクト化し、そのプロジェクトに共感した人たちから寄附を募る仕組みのこと。
・ 潜養（かんよう）	地表の水が地下に浸透し地下水となること。
き 基金	特定の目的を定めて、あらかじめ事業費用などの積み立てを行う制度のこと。
・ 協働	市民、自治会・町内会、ボランティア団体、NPO、事業者、企業、市などのさまざまな主体が、公共の利益に資する同一の目的をもって取り組むまちづくり活動に対し、対等の立場で連携の上、協力し、及び協調して取り組むこと。
・ 近隣公園	主として近隣に居住する者の利用に供することを目的とする公園で近隣住区当たり1箇所を誘致距離500mの範囲内で1箇所当たり面積2haを標準として配置する。
＜ グリーンインフラ	「グリーンインフラストラクチャー」の略語のこと。土地利用において自然環境の有する防災や水質浄化等の機能を人工的なインフラの代替手段や補足の手段として有効に活用し、自然環境、経済、社会にとって有益な対策を社会資本整備の一環として進めようという考え方。
二 公園管理協力会員	市内の市立公園などを対象に、公園の維持管理や運営に、自主的に参加するボランティアの市民または団体のこと。
・ 公園協議会制度	平成29(2017)年、都市公園法改正に伴い創設された制度。公園管理者が、公園の利用者の利便向上に必要な協議を行うため、自治会などの地域関係者と協議会を組織し、公園独自のルールづくりなどを行い、公園の有効活用に取り組む。
・ 公園空白地区	身近に公園等がない地域のこと。
・ 工場立地法	製造業等の企業の社会的責務として、企業が進んで工場の緑化等を行い、積極的に地域の環境づくりに貢献することを求めたものであり、工場立地の段階から周辺の生活環境と調和を図ることを義務づけている。
・ コミュニティ	居住地域を同じくし、利害をともにする共同社会。町村・都市・地方など、生産・自治・風俗・習慣などで深い結びつきをもつ共同体。地域社会のこと。
・ コミュニティガーデン	住民が市と協働で管理している公園や緑地のこと。

用語	解説文
・ 国連気候変動枠組条約締約国会議(COP)	国連気候変動枠組条約に基づき開催される、地球温暖化対策に世界全体で取り組んでいくための国際会議のこと。気候変動に関する問題や取組について話し合い、具体的な行動計画の策定や国際的な合意がなされる。
さ 30by30（サーティバイサーティ）	生物多様性の損失を食い止め、回復させる（ネイチャーポジティブ）という目標に向け、2030年までに陸と海の30%以上を健全な生態系として効果的に保全しようとする目標のこと。
・ サードプレイス	コミュニティにおいて、自宅や職場とは隔離された、心地のよい第3の居場所を指している。アメリカの社会学者レイ・オルデンバーグによって提唱された考え方。ファーストプレイスは家、セカンドプレイスは職場や学校と定義されている。
・ 災害用トイレ	災害時に電気や水道が止まり、家庭などでトイレが使用できなくなった場合に、代替手段として使用するトイレのこと。泉小わくわく公園では、マンホールトイレを設けており、下水道管路にあるマンホール等の上に簡易な便座やパネルを設け、テントを張って個室を作り使用する。
し CS分析	「CS」とは「Customer Satisfaction」の略で「顧客満足」のことであり、「CS分析」は顧客に満足を感じさせるには、どの要素の改善に力を入れるべきか探ること。
史跡	「文化財保護法」において、「貝塚、古墳、都城跡、城跡、旧宅、その他の遺跡で、我が国にとって歴史上または学術上価値の高いもの」のうち重要なもののこと。
・ 指定管理者制度	それまで地方公共団体やその外郭団体に限定していた公の施設の管理・運営を、株式会社をはじめとした営利企業・財団法人・NPO法人・市民グループなど法人その他の団体に包括的に代行させができる制度。
・ 市民協働	市民活動団体と市が、①相互に対等な関係の下、②互いの特性や立場を十分理解し、認め合いながら、③共通する課題の解決や目標の実現に向けて協力すること。
・ 市民農園	市民の生きがいづくりや、生徒・児童の体験学習などの多様な目的で、小面積の農地を利用して野菜や花を育てるための農園のこと。
・ 市民モニター制度	市民生活に密接に関わる課題、問題等について市民の意見や要望を聴取し、市政運営に活用する制度。
・ 樹冠	樹木の枝葉の広がりのこと。
・ 樹冠投影	樹冠を地表面に真上から投影すること。
・ 人工被覆面	アスファルトやコンクリートなど人工的な被覆面のこと。

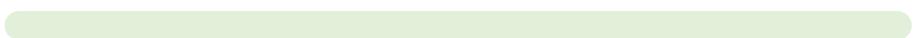
用語	解説文
・ 震災用井戸	災害時の生活用水等を確保するための井戸。本市においては約 200箇所の指定をしている。
・ 浸水ハザードマップ	大雨時に下水道管や水路からの浸水が想定される区域や浸水する深さなどの様々な情報をまとめたマップのこと。
・ 森林環境税	令和6(2024)年度から、個人住民税均等割の枠組みを用いて、国税として1人年額1,000円を市町村が賦課徴収するもの。
・ 森林環境譲与税	市町村による森林整備の財源として、令和元(2019)年度から、市町村と都道府県に対して、私有林人工林面積、林業就業者数及び人口による客観的な基準で按分して国から譲与されるもの。
せ 生物多様性	生物に関する多様性を示す概念のこと。生態系・生物群系または地球全体に、多様な生物が存在していることを指し、生態系の多様性、種の多様性、遺伝子の多様性(遺伝的多様性、種内の多様性ともいいう。)から構成される。
・ 接道部	敷地のうち、道路(公道、私道の別を問わず、通常一般の通行に供される道や通路等)に接する部分のこと。
・ ゼロカーボンシティ	2050年までに二酸化炭素などの温室効果ガスの排出量実質ゼロを目指す自治体のこと。
・ 先駆性樹種	植物の生育にとって厳しい環境である裸地へ最初に侵入する植物(先駆種)のうち、とくに樹木のこと。
そ 雑木林	クヌギやコナラなどの広葉樹で構成された、人工的・意図的に作られた林(人工林)のこと、広義には人里周辺の入りやすい林の意を含み、里山と等しく用いられることがある。
・ ソフト	目に見える建物や公園といったハードに対して、その中で行われる活動や行為など目に見えないもののこと。
ち 地域性種苗	その地域に自生している樹から採種され、採種場所や採種月日など履歴(トレーサビリティー)が確かな種や苗のこと。
・ 地区計画	用途地域のような広域的な視点からのゾーニング手法に対して、地区からの発想できめ細やかな地区の特性に応じたまちづくりを行うための手法のこと。建物の用途・高さ・壁面位置などを地域住民が参加して検討し定め、地区の環境保全・改善を図るもので、規制強化と併せて容積率規制の緩和などを行う場合もある。
・ 地区公園	主として徒歩圏内に居住する者の利用に供することを目的とする公園で誘致距離1kmの範囲内で1箇所当たり面積4haを標準として配置する。都市計画区域外の一定の町村における特定地区公園は、面積4ha以上を標準とする。

用語	解説文
・ 地産地消	地域で生産された物を地域で消費すること。新鮮な食材が手軽に入手できることや食に対する安心・安全を感じることができるという利点があり、さらに無農薬・低農薬の農産物生産による自然環境負荷の低減や、地域の農業振興による農地保全、生産物の運輸時間短縮による自動車排出ガスや化石燃料消費の低減等、環境面においても効果が期待できる。
と 東京グリーンビズ	人々の生活にゆとりと潤いを与える緑の価値を一層高め、未来に継承していくため、東京都が緑を取り巻く社会環境や課題のほか、東京の緑を「まもる」「増やし・つなぐ」「活かす」という3つの観点から進める新たな取組のこと。
・ 特定非営利活動（NPO）法人	特定非営利活動促進法に基づき法人格を取得した法人のこと。NPO法人のうち一定の基準を満たし所轄庁の認定を受けた法人を認定NPO法人といい、税制上の優遇措置を受けることができる。
・ 特別緑地保全地区	都市における枢要な自然的環境となる緑地において、建築行為など一定の行為を許可制とし、現状凍結的に保全する制度。市内には令和5（2023）年時点で下保谷四丁目特別緑地保全地区と東伏見稻荷特別緑地保全地区の2か所の指定がある。
・ 都市計画マスター プラン	都市計画法で定められた「市町村の都市計画に関する基本的な方針」のことである。道路・公園・住宅地づくりなど、都市計画やまちづくりに関する市町村単位の基本計画となる。
・ 都市計画道路	都市計画法に基づいて、路線形状・配置・幅員などを都市計画に定めて計画・整備される道路のこと。計画予定地には建築制限が掛かる場合がある。
・ 都市公園	都市公園法に基づいて設置される公園のこと。
・ 都市計画公園	都市計画法に基づいて都市計画決定され、位置づけられる公園のこと。
・ 都市施設	都市での諸活動を支え、生活に必要な都市の骨組みを形作る施設で都市計画に定めることができるもののこと。都市計画法第11条第1項に都市計画に定めることができる都市施設が定められている。
な 内水氾濫	堤防から水が溢れなくても、河川へ排水する川や下水路の排水能力の不足などが原因で、降った雨を排水処理できなくて引き起こされる氾濫のこと。
に 二次林	その土地に本来あった森林が、台風や噴火などの自然災害や伐採などによって失われ、その後に自然に再生した森林のこと。
ね Nature-based Solutions	健全な自然生態系が有する機能を活かして社会課題の解決を図る取組のこと。
・ ネイチャーポジティブ宣言	生物多様性の損失を止め、回復軌道に乗せることを意味する「ネイチャーポジティブ（自然再興）」を実現するような社会経済活動の拡大を目指す宣言。

用語	解説文
・ ネーミングライツ	人間や事物、施設、キャラクターなどに対して命名することができる権利。
・ ネットワーク	ネットワークとは基本的には各々が持っている資源（機能・役割）の相互利用のための方法であり、自己のもつ限られた範囲での支援能力や効果を、ほかを利用してさらに高めていくこと、同時に単なる利用関係ではなく、「共に」という連携（連帯）意識によって成り立つものである。
は パークマネジメント	従来の行政主導の公園管理から転換し、市民・NPO・企業などと連携しながら利用者の視点にたって整備、管理していく運営手法。
・ Park-PFI（公募設置管理制度）	平成29（2017）年の都市公園法改正により新たに設けられた、飲食店、売店等の公園利用者の利便の向上に資する公募対象公園施設の設置と、当該施設から生ずる収益を活用してその周辺の園路、広場等の一般の公園利用者が利用できる特定公園施設の整備・改修等を一体的に行う者を、公募により選定する制度のこと。
・ パートナーシップ	共同で何かを行うための対等な協力関係のこと。
・ パリ協定	京都議定書に代わる新しい地球温暖化対策の国際ルールのこと。平成27（2015）年11月から12月にパリで開催された気候変動枠組条約第21回締約国会議（COP21）において採択され、平成28（2016）年11月に発効した。産業革命前からの気温上昇を2度より十分低く保ち、1.5度に抑える努力を目標としている。すべての国が削減目標を作り、目標達成義務はないが達成に向けた国内対策を取る必要がある。
ひ ヒートアイランド現象	都市において開発が進行することにより、熱が逃げにくくなることで大気の温度が上昇する現象のこと。
・ ビオトープ	本来その地域に住むさまざまな野生生物が生息することができる空間のこと、「生物の生息空間」と訳される。ギリシャ語で「生物」を意味する「bios」と「場所」を意味する「topos」の合成語。
・ PDCA	Plan Do Check Action。計画・実行・評価・改善の4段階を繰り返しながら行う業務改善の手法。
ふ フィールドミュージアム	地域の歴史的な林の利用や植生の変遷が見られる場所として、エリアを博物館と捉えた空間のこと。本市の西原自然公園においては、博物館の機能に加えて交流やコミュニティの場など、地域のまちづくりの場としての機能もある。
・ フードマイレージ	食料の輸送量×輸送距離で表される指標のこと。単位は t·km（トン・キロメートル）で表示される。生産元から消費元に届くまでに費やされるエネルギー消費やCO ₂ 排出量をできるだけ少なく抑えることが、環境負荷を軽減させることにつながる。

用語	解説文
・ 文化財	日本の長い歴史の中で生まれ、維持されてきた文化的財産・所産のこと。文化財保護法と都道府県市町村の文化財保護条例において規定されており、西東京市には、国・都・市指定、国登録の文化財が合わせて63件ある。(令和5年3月現在)
△ 壁面緑化・屋上緑化	建築物の屋上、壁面又はベランダ等の平面、立面の部分において、樹木、芝、多年草等の植栽により、外側を樹木等の枝、葉で覆うこと。
ほ 萌芽更新	適切な維持管理により芽を育て、15~20年後に再び伐採を繰り返することで雑木林を維持する方法のことである。かつての雑木林で、薪(まき)や炭などに利用するために、一定期間ごとに樹木を伐採し、新芽を育てていたことに習ったもの。
・ 防災パーゴラ	平常時は休憩施設として、災害時はテントを張り、防災活動の拠点や救護拠点として活用することができる。
・ 保存樹木・保存樹林・保存生垣	一定の基準をもとに、保存する必要性の高い樹木や樹林、生垣を認め、行政が指定したもの。本市では、その管理に補助金交付などの支援を行っている。
・ ボランティア	自発的に社会活動に参加したり、技術や知識を提供したりする人、またはその活動のこと。
ま マルチング	植栽した苗木などを浸食や乾燥から保護するとともに防草効果により競争種を排除し、生育を促進するため、土壤の表面を木質チップ、わら、化学纖維シートなどで被覆すること。
み みどり基金	みどりの保護、育成、緑地の確保等の緑化事業の推進を図るため、市の条例で設置された基金のこと。
・ 緑のカーテン	建物の壁面や窓等をツル性の植物で覆い、夏の日差しを遮ることで、冷房の使用を減らしながらも、屋内で快適に過ごすことのできる地球にやさしい自然のカーテンのこと。
・ みどり率	みどり率は、緑被率対象の面積(一定区域の中で、上空から見て芝や高木の樹冠など緑で覆われた面積)に加え、公園・緑地における裸地・人工被覆面の面積や、河川などの水面の面積を加えた合計面積が、一定区域に占める割合を指す。
め 名勝	「庭園、橋梁(きょうりょう)、峡谷、海浜、山岳その他名勝地で我が国にとって芸術上又は觀賞上価値の高いもの」のうち、重要なものの
や 屋敷林	古くからある屋敷の庭にある林のこと。
ゆ ユニバーサル	「普遍的な」「すべての人の」と訳され、「だれもが~しやすい」「だれもが~できる」という意味で使われている。
ら LINE	ソーシャルメディアサービスの一つで、スマートフォン等で文字メッセージの交換や音声通話、ビデオ通話等ができるアプリケーションおよびサービスのこと。

用語	解説文
り 緑地保全地域	良好な自然環境を守るために、東京都が独自に指定している地域のこと。本市では、「碧山森緑地保全地域」「保谷北町緑地保全地域」が指定されている。
・ 緑被率	一定区域の中で、上空から見て芝や高木の樹冠など緑で覆われた面積が占める割合のこと。緑被率の算出については、東京都環境保全局発行の「緑被率標準調査マニュアル」を参照している。
れ レクリエーション	主として自由時間に行われる自発的、創造的な人間活動のこと。
・ レジリエンス性	復元力、強靭(きょうじん)性、弾力性のことと、状況の変化に対し、適応・転換しながら回復する能力を意味する。
わ ワークショップ	気軽に意見を出し合えるように、図面を利用するなどの工夫がなされた全員参加型の会議形式のこと。



西東京市第2次みどりの基本計画 令和6(2024)年3月

〒202-0011

西東京市泉町三丁目12番35号(エコプラザ西東京)

西東京市みどり環境部みどり公園課

TEL 042-438-4045

FAX 042-438-1762

E-mail kouen@city.nishitokyo.lg.jp



